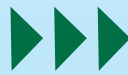


第7期

川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

やさしさ あんしん いきいきプラン

2018
平成 30 年度



2020
平成 32 年度



平成 30 年 3 月



川 口 市

あいさつ



介護保険制度は、その創設から17年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展しています。

また、わが国の高齢化は急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）には、国民の3人に1人が65歳以上となることが予測されております。

一方、本市では人口が60万人を超え、国ほどではないものの高齢化は緩やかながら着実に進んでいき、平成37年の高齢化率は23.5%となることが予測されております。この大きな変化に着実に対応し、市民のみなさまにいつまでも安心して暮らしていただける地域社会を創り上げていく必要があります。

こうしたことを踏まえ「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」ことを基本理念として、平成30年度から平成32年度までの「第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

新たな計画では、高齢化がピークを迎える平成37年（2025年）を見据えて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」「地域共生社会の実現」を進めるとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、介護保険施設や地域密着型サービスの基盤整備、地域包括支援センターの機能強化、高齢者の生きがいつくり・社会参加の推進など、第6期計画の成果と課題を検証した上で、今後3年間に取り組むべき施策についてまとめています。

平成30年度の中核市川口の誕生を契機に、更なる市民サービスの向上を期すため、これからも高齢者福祉事業と介護保険事業の一層の充実を図り、高齢者の誰もが、住み慣れた地域でいつまでも元気に、また介護が必要となっても安心して暮らせるまちづくりを、市民のみなさまと一緒に進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました川口市介護保険運営協議会の各委員のみなさまをはじめ、貴重なるご意見、ご提案を頂きました市民・介護事業者のみなさまに、心より感謝申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向け、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

川口市長 奥ノ本信夫

目 次

I	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
II	川口市の高齢者の現状と今後の見込み	3
1	高齢者人口	3
2	認定者数	4
3	高齢者世帯の推移	5
III	アンケート調査より	6
IV	第6期計画における重点施策の振り返り	18
V	第7期計画の基本理念と基本方針	25
	基本方針1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち	31
	基本方針2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち	38
	基本方針3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち	52
VI	介護サービス給付の推移と見込み	58
VII	第7期計画期間の第1号被保険者の介護保険料	68
VIII	計画の推進体制	70
	資料編	
1	日常生活圏域別高齢者数・高齢化率	75
2	アンケート調査から見る高齢者の状況（日常生活圏域別）	76
3	介護保険サービス等の概要	92
4	委員名簿	99

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

わが国の高齢化は急速に進み、本市においても、高齢化は国や県よりも緩やかに推移するものの増加を続け、75歳以上の後期高齢者人口は、平成31年度には高齢者人口のうち半数以上を占めるようになると見込まれています。

平成12（2000）年度の介護保険制度の開始以降、本市では6期に渡って高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しており、高齢者が尊厳を持って暮らせる社会の実現をめざし、介護予防や地域密着型サービスの充実、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア体制の構築に向けた取り組みを推進してきました。

今後、高齢化がますます進むうえ高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯、認知症高齢者のさらなる増加が予測されていることから、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据え地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

そこで本市では、第6期計画において、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、新たな介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、多様な生活支援サービスの取り組みを進めてまいりました。

また、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布 平成30年4月1日施行）では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」がうたわれていることから、第7期においては、第6期計画で掲げた基本理念である「高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する」を継承するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止への取り組みの強化、医療・介護の連携の推進、地域共生社会に向けた取り組みの推進等、具体的取り組みと施策の効果的な展開を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

（1）法的根拠

『高齢者福祉計画』は老人福祉法第20条の8により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。

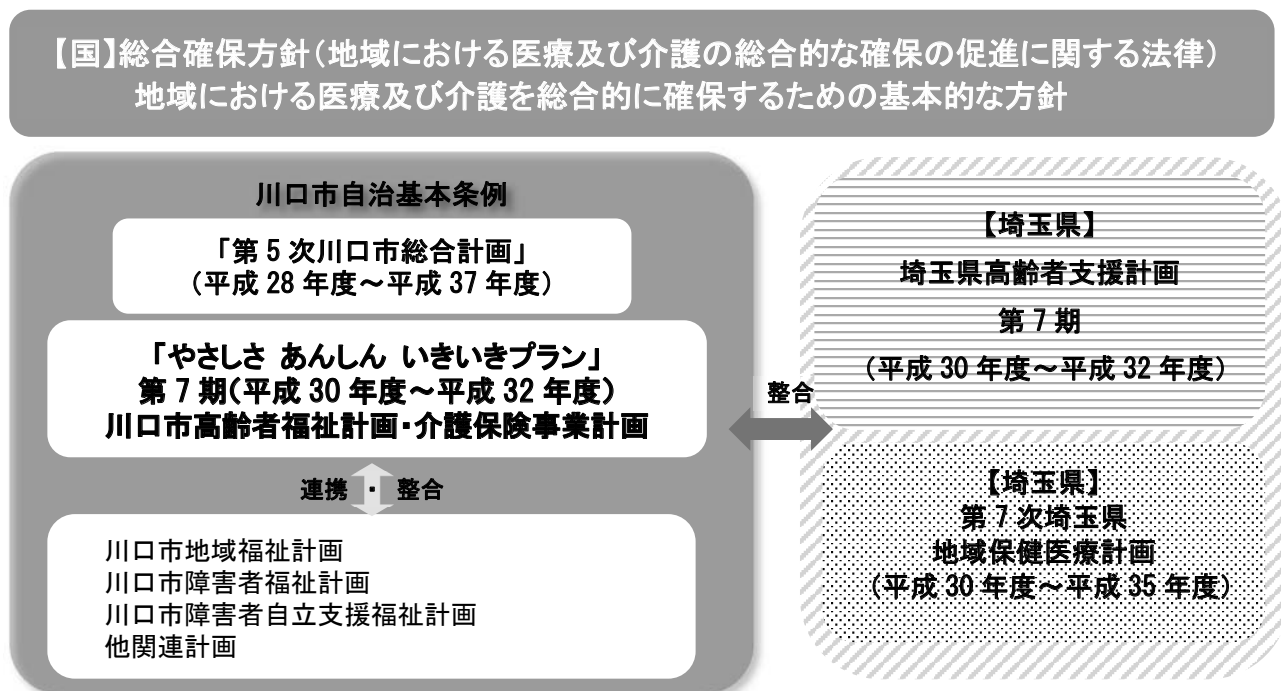
また、『介護保険事業計画』は介護保険法第117条により、市町村は3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

（２）関連計画との調和

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した第5次川口市総合計画を上位計画とし、その方針に沿って策定されるものです。また、川口市地域福祉計画をはじめ、他の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。

■国・県・市関連計画との関係

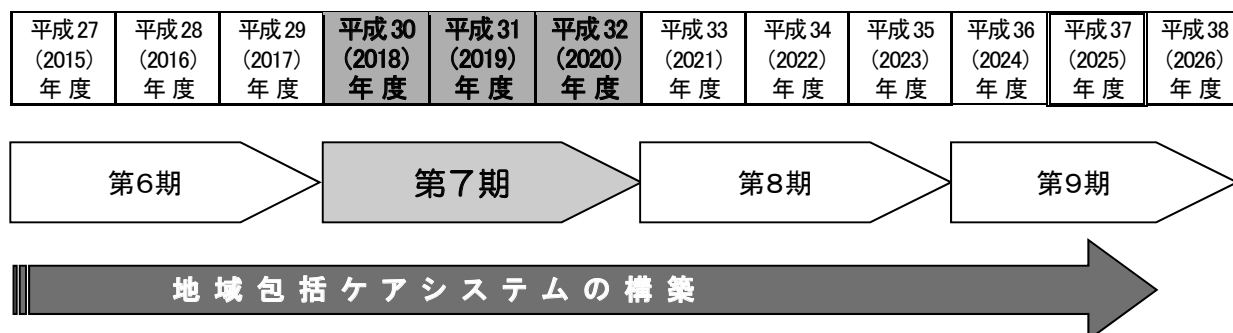


（３）計画の期間

介護保険法では、介護保険事業計画の計画期間については、安定した財政運営のため、保険料の算定期間（3年）との整合性を図り、3年を1期と定められています。

したがって、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。

第7期計画の期間は、平成30（2018）年度～平成32（2020）年度までとします。



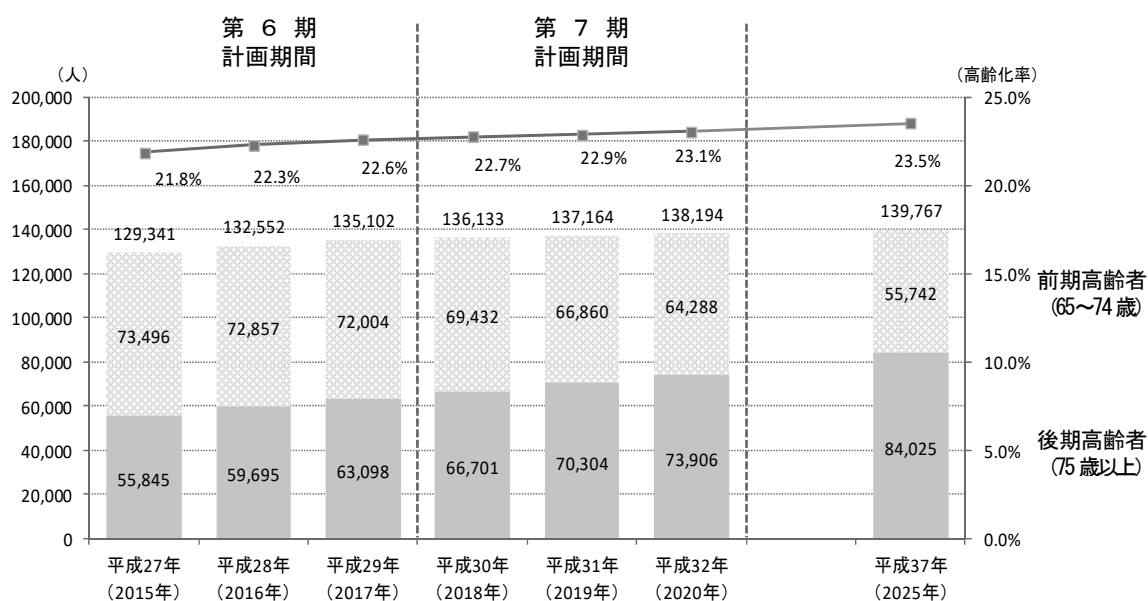
Ⅱ 川口市の高齢者の現状と今後の見込み

1 高齢者人口

川口市における高齢化の推移をみると、総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は、平成 29(2017)年には 22.6%ですが、今後ゆるやかな増加が続き平成 32(2020)年には 23.1%、平成 37（2025）年には 23.5%に達すると見込まれます。

65 歳以上人口（高齢者数）は、平成 29 年には 135,102 人ですが、平成 32（2020）年には 138,194 人、約 3,000 人の増と見込まれます。また平成 37（2025）年には 139,767 人、約 4,600 人の増と見込まれます。

このうち、75 歳以上の後期高齢者数は、平成 29 年には 63,098 人ですが、平成 31（2019）年には 70,304 人と前期高齢者数（66,860 人）を上回り、7万人台になると見込まれます。また平成 37（2025）年には 84,025 人となり、前期高齢者数（55,742 人）を約 28,000 人上回ると見込まれます。



資料：住民基本台帳・推計値（各年 10 月 1 日）

※ 将来の推計値は、平成 29 年 10 月 1 日の住民基本台帳を基に厚生労働省「地域包括ケア見える化システム」（※ 1）により推計したものです。

※ 1 「地域包括ケア見える化システム」とは、市町村における計画策定にあたり、「介護・医療の現状分析・課題の抽出」「介護サービス見込み量等の将来推計」などの機能を提供する厚生労働省が運営するシステムです。

2 認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成 29（2017）年では 21,070 人となっており、平成 28 年以降、2 万人台となっています。今後も要支援・要介護認定者数は増加が続き、平成 32（2020）年には 24,455 人と、平成 29（2017）年に比べて 16.1%、3,385 人の増加、平成 37（2025）年には 27,982 人と、平成 29（2017）年に比べて 32.8%、6,912 人の増加が見込まれます。

要支援・要介護度別にみると、平成 32（2020）年には、平成 29（2017）年に比べ、要支援 1 は 4.8%、116 人の増と微増です。一方、要支援 2 は 10.2%、221 人の増、要介護 1 は 18.8%、862 人の増、要介護 2 は 15.9%、652 人の増、要介護 3 は 20.7%、594 人の増、要介護 4 は 21.1%、538 人の増、要介護 5 は 17.0%、402 人の増と見込まれます。

さらに、平成 37（2025）年には、平成 29（2017）年に比べ、要介護 3 では 42.9%、1,229 人、要介護 4 では 46.6%、1,189 人の増とそれぞれ 4 割を超える増加が見込まれます。



資料：介護保険事業状況報告・推計値（各年 9 月末現在）

3 高齢者世帯の推移

平成 17 年と平成 27 年の比較では、高齢者親族のいる世帯の状況についてみると、一般世帯は 30,218 世帯（14.0％）増加し、高齢者親族のいる世帯は 25,301 世帯（41.8％）増加しています。また、一般世帯に占める高齢者親族のいる世帯の割合は、6.9 ポイント上昇しています。

平成 27 年の高齢者親族のいる世帯の状況は、一般世帯数に対する高齢者単身世帯の構成比が 9.2％、高齢者夫婦世帯が 9.8％になっており、いずれも割合が上昇し今後 1 割になると想定されます。

〔高齢者の世帯状況〕

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	差 (平成 27 －平成 17)
一般世帯		215,284	233,845	245,502	30,218
高齢者親族のいる世帯		60,574	73,362	85,875	25,301
（一般世帯数比率）		28.1%	31.4%	35.0%	6.9
	高齢者単身世帯	13,405	17,615	22,513	9,108
	（高齢親族のいる世帯数比率）	22.1%	24.0%	26.2%	4.1
	（一般世帯数比率）	6.2%	7.5%	9.2%	3.0
	夫婦のみ世帯	16,965	20,553	24,095	7,130
	（高齢親族のいる世帯数比率）	28.0%	28.0%	28.1%	0.1
	（一般世帯数比率）	7.9%	8.8%	9.8%	1.9
	その他の高齢者世帯	30,204	35,194	39,267	9,063
	（高齢親族のいる世帯数比率）	49.9%	48.0%	45.7%	▲4.2
	（一般世帯数比率）	14.0%	15.1%	16.0%	2.0

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

Ⅲ アンケート調査より

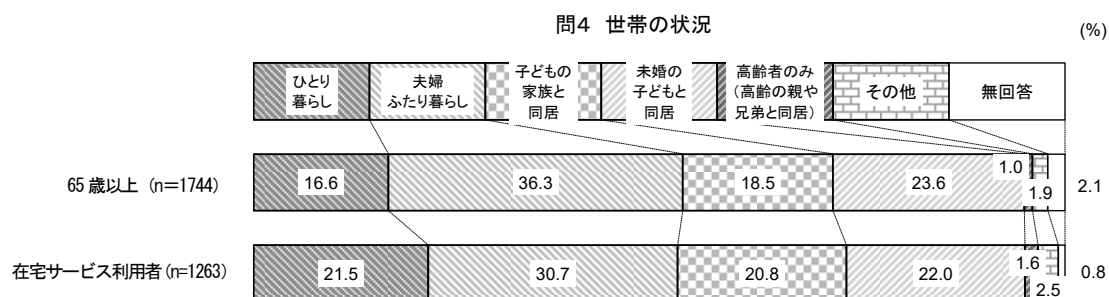
【世帯の状況】

(65 歳以上) ※要支援・要介護認定者を除く

65 歳以上全体における世帯の状況は、「夫婦ふたり暮らし」が 36.3%で最も高く、次いで「未婚の子どもと同居」が 23.6%、「ひとり暮らし」が 16.6%となっています。

(在宅サービス利用者)

在宅サービス利用者全体における世帯の状況は、「夫婦ふたり暮らし」が 30.7%で最も高く、次いで「未婚の子どもと同居」が 22.0%、「ひとり暮らし」が 21.5%、「子どもの家族と同居」が 20.8%といずれも2割台となっています。

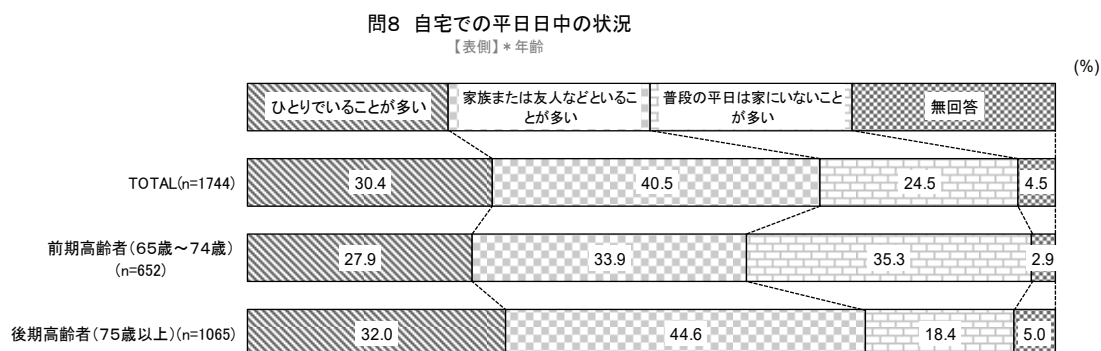


【自宅での平日日中の状況】

(65 歳以上)

65 歳以上全体における自宅での平日日中の状況は、「家族または友人などといることが多い」が 40.5%で最も高く、次いで「ひとりであることが多い」が 30.4%、「普段の平日は家にいないことが多い」が 24.5%となっています。

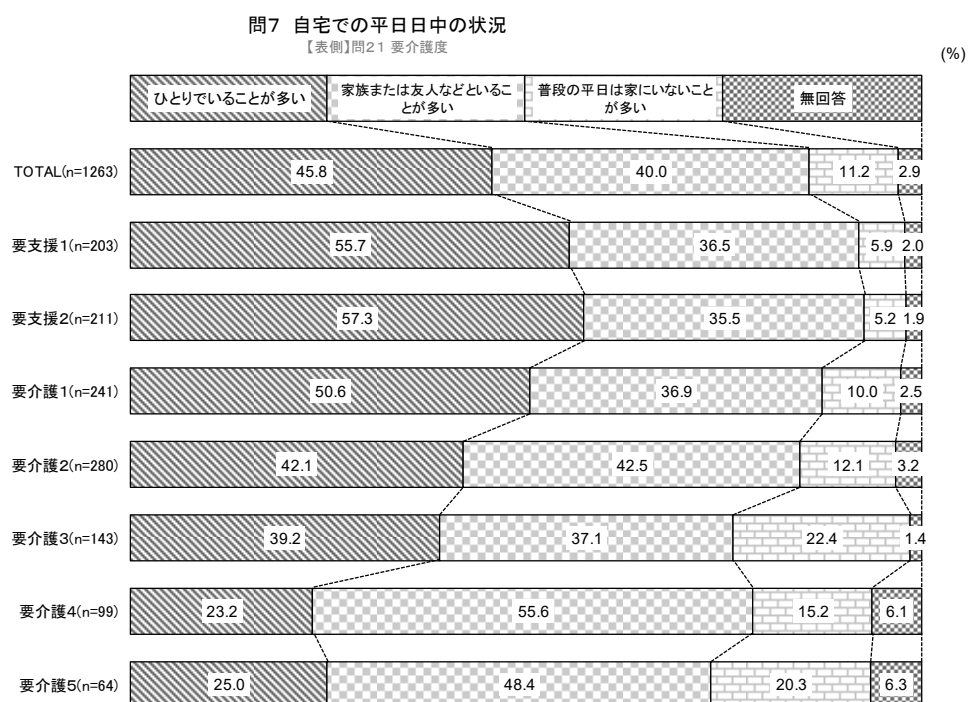
「前期高齢者」は「普段の平日は家にいないことが多い」が 35.3%で「後期高齢者」と比べて 16.9 ポイント高くなっています。「後期高齢者」は「家族または友人などといることが多い」が 44.6%で「前期高齢者」と比べて 10.7 ポイント高くなっています。



(在宅サービス利用者)

在宅サービス利用者全体における自宅での平日日中の状況は、「ひとりでいることが多い」が45.8%で最も高く、次いで「家族または友人などといることが多い」が40.0%となっています。

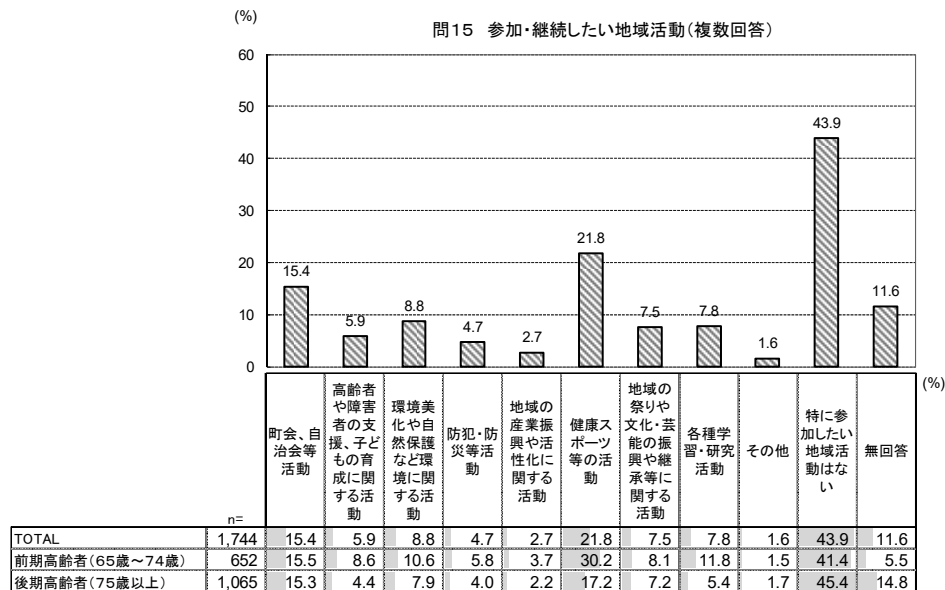
介護度別では、「要支援1」～「要介護1」までは「ひとりでいることが多い」の方が「家族または友人などといることが多い」と比べて高く、「要介護2」「要介護3」で同じくらいの割合となり、「要介護4」「要介護5」は「家族または友人などといることが多い」の方が高く、「ひとりでいることが多い」の約2倍の割合となっています。また、「要介護3」「要介護5」では、「普段の平日は家にいないことが多い」が2割を超えています。



【参加・継続したい地域活動】

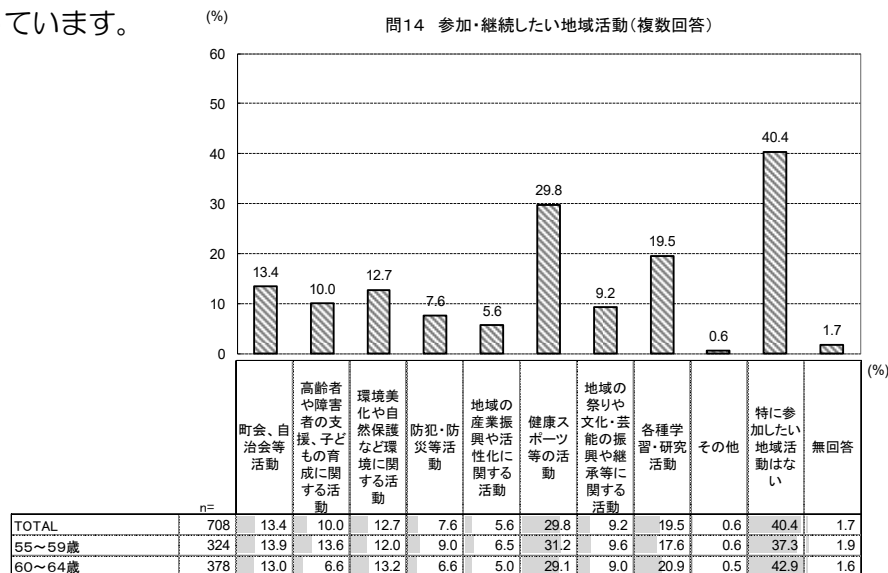
(65 歳以上)

65歳以上全体のうち、地域活動への参加・継続意向は、回答者全体で 44.5%（「特に参加したい地域活動はない」（43.9%）、「無回答」（11.6%）を除いた割合）となっています。このうち「健康スポーツ等の活動」が 21.8%で最も高く、「町会、自治会等活動」が 15.4%となっています。年齢別にみると、「前期高齢者」は「健康スポーツ等の活動」が 30.2%で「後期高齢者」と比べて 13.0 ポイント高くなっています。「町会、自治会等活動」は、「前期高齢者」（15.5%）、「後期高齢者」（15.3%）ともに約 15%と、年齢による割合の違いはみられません。



(2号被保険者：55～64 歳)

2号被保険者のうち、地域活動への参加・継続意向は、回答者全体で 57.9%（「特に参加したい地域活動はない」（40.4%）、「無回答」（1.7%）を除いた割合）となっており、65歳以上の参加・継続意向割合を上回っている点が注目されます。このうち、「健康スポーツ等の活動」が 29.8%、「各種学習・研究活動」が 19.5%となっています。「55～59 歳」では、「高齢者や障害者の支援、子どもの育成に関する活動」が 13.6%で「60～64 歳」と比べて 7.0 ポイント高くなっています。

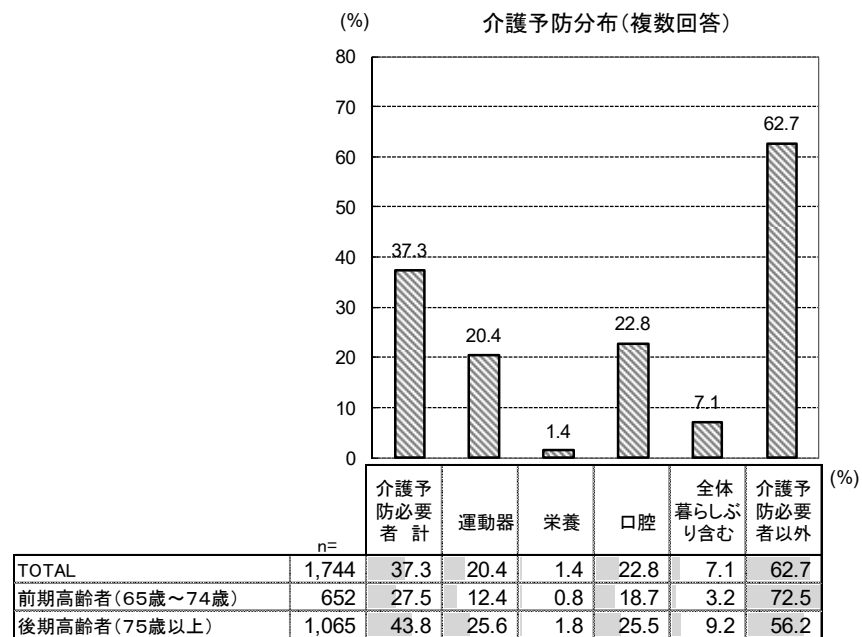


【介護予防の必要な割合】

(65 歳以上)

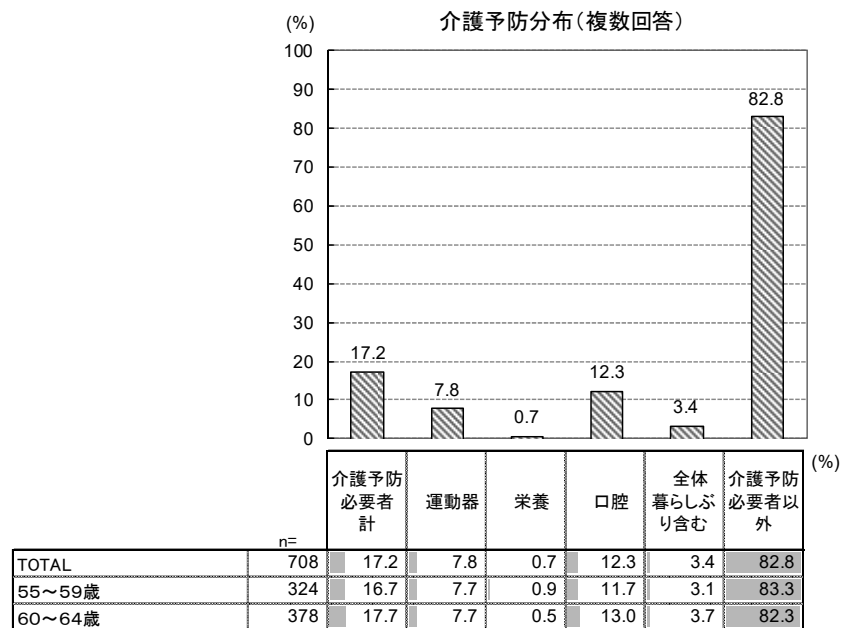
「運動器」の予防必要割合は前期高齢者（65～74 歳）では 12.4%、後期高齢者（75 歳以上）では 25.6%と倍増します。75 歳までの予防への取り組みが重要です。

一方「口腔」の予防必要割合は前期高齢者（65～74 歳）では 18.7%、後期高齢者（75 歳以上）では 25.5%と、「運動器」ほど差が開いておらず、早期の口腔ケアが必要と思われます。



(2号被保険者：55～64 歳)

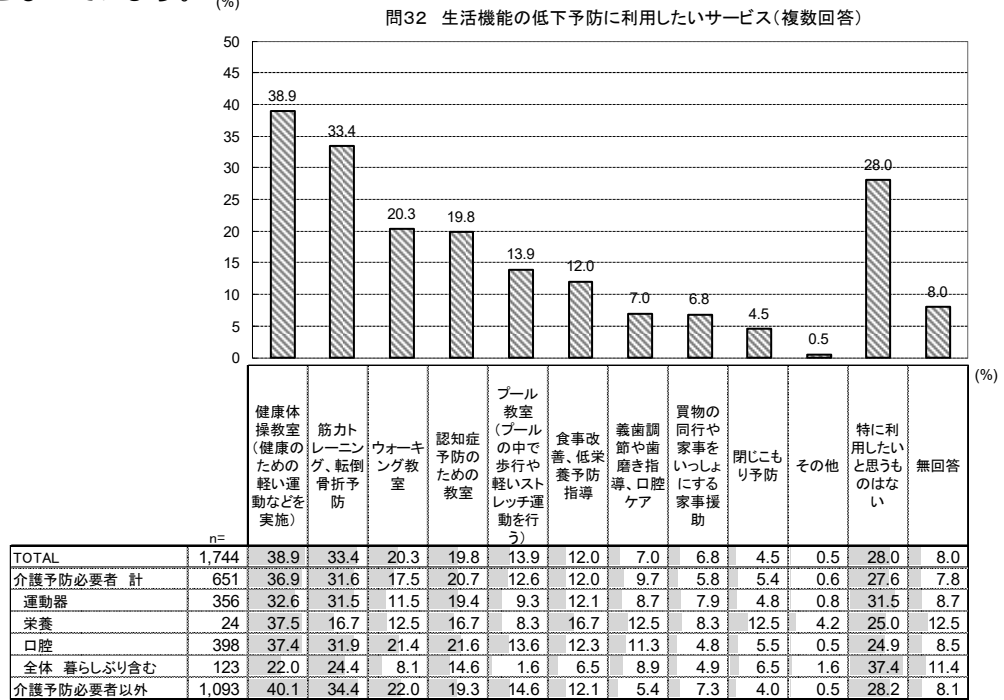
2号被保険者（55～64 歳）全体における介護予防必要者の割合は 17.2%で、うち「口腔」の予防必要割合は「55～59 歳」（11.7%）、「60～64 歳」（13.0%）と、ともに1割台となっています。



【生活機能の低下予防に利用したいサービス】

(65 歳以上)

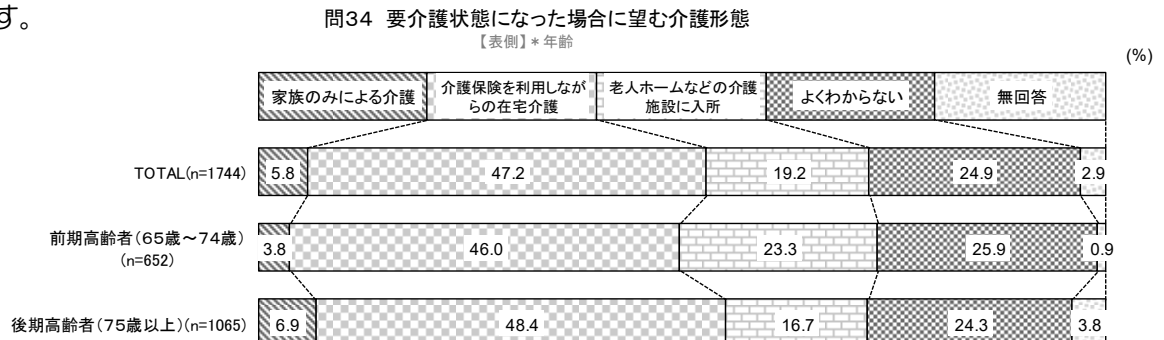
生活機能の低下予防に利用したいサービスでは、「健康体操教室」、「筋力トレーニング」、転倒骨折予防」が3割を超えているほか、「ウォーキング教室」、「認知症予防のための教室」については、2割前後となっています。



【要介護状態になった場合に望む介護形態】

(65 歳以上)

要介護状態になった場合に望む介護形態については、「家族のみによる介護」が5.8%、「介護保険を利用しながらの在宅介護」が47.2%と、半数（53.0%）は在宅での介護を希望しています。



(2号被保険者：55～64 歳)

2号被保険者全体における要介護状態になった場合に望む介護形態は、「介護保険を利用しながらの在宅介護」が 34.5%で最も高く、次いで「よくわからない」が 30.9%、「老人ホームなどの介護施設に入所」が 28.7%となっています。

問28 要介護状態になった場合に望む介護形態
【表側】問3 年齢

(%)

	家族のみによる介護	介護保険を利用しながらの在宅介護	老人ホームなどの介護施設に入所	よくわからない	無回答
TOTAL (n=708)	3.2	34.5	28.7	30.9	2.7
55～59歳 (n=324)	1.2	36.7	28.1	32.1	1.9
60～64歳 (n=378)	4.5	33.1	28.6	30.4	3.4

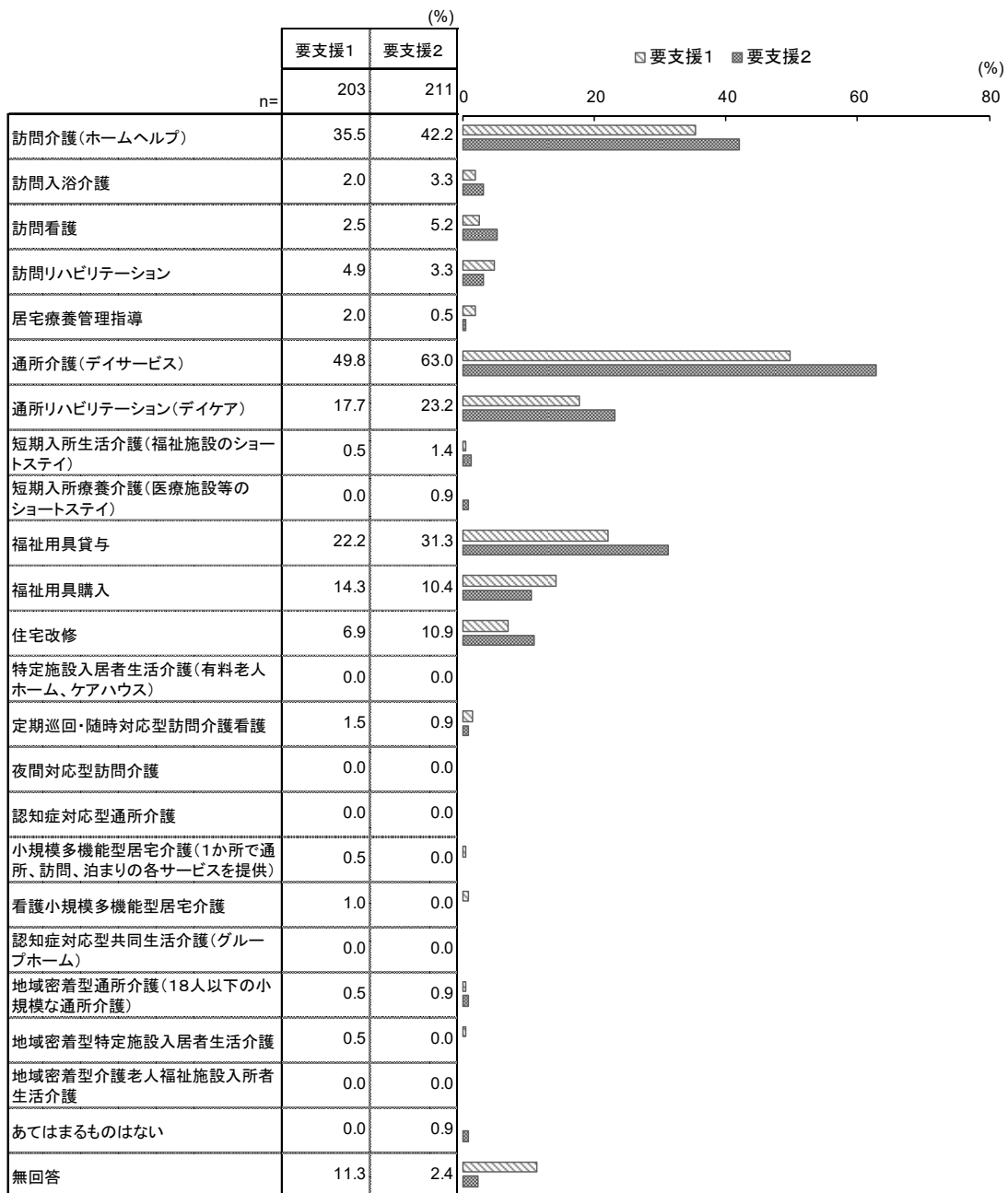
【介護保険サービスの現在の利用状況】

(在宅サービス利用者：要支援)

在宅サービス利用者における介護保険サービスの現在の利用状況は、要支援別では、要支援1、要支援2ともに「通所介護（要支援1：49.8%、要支援2：63.0%）」が最も高く、次いで「訪問介護（要支援1：35.5%、要支援2：42.2%）」「福祉用具貸与（要支援1：22.2%、要支援2：31.3%）」「通所リハビリテーション（要支援1：17.7%、要支援2：23.2%）」の順となっています。

これら4項目は、いずれも「要支援2」のかたが「要支援1」と比べて5ポイント以上高く、「通所介護」は「要支援1」と比べて10ポイント以上の差となっています。

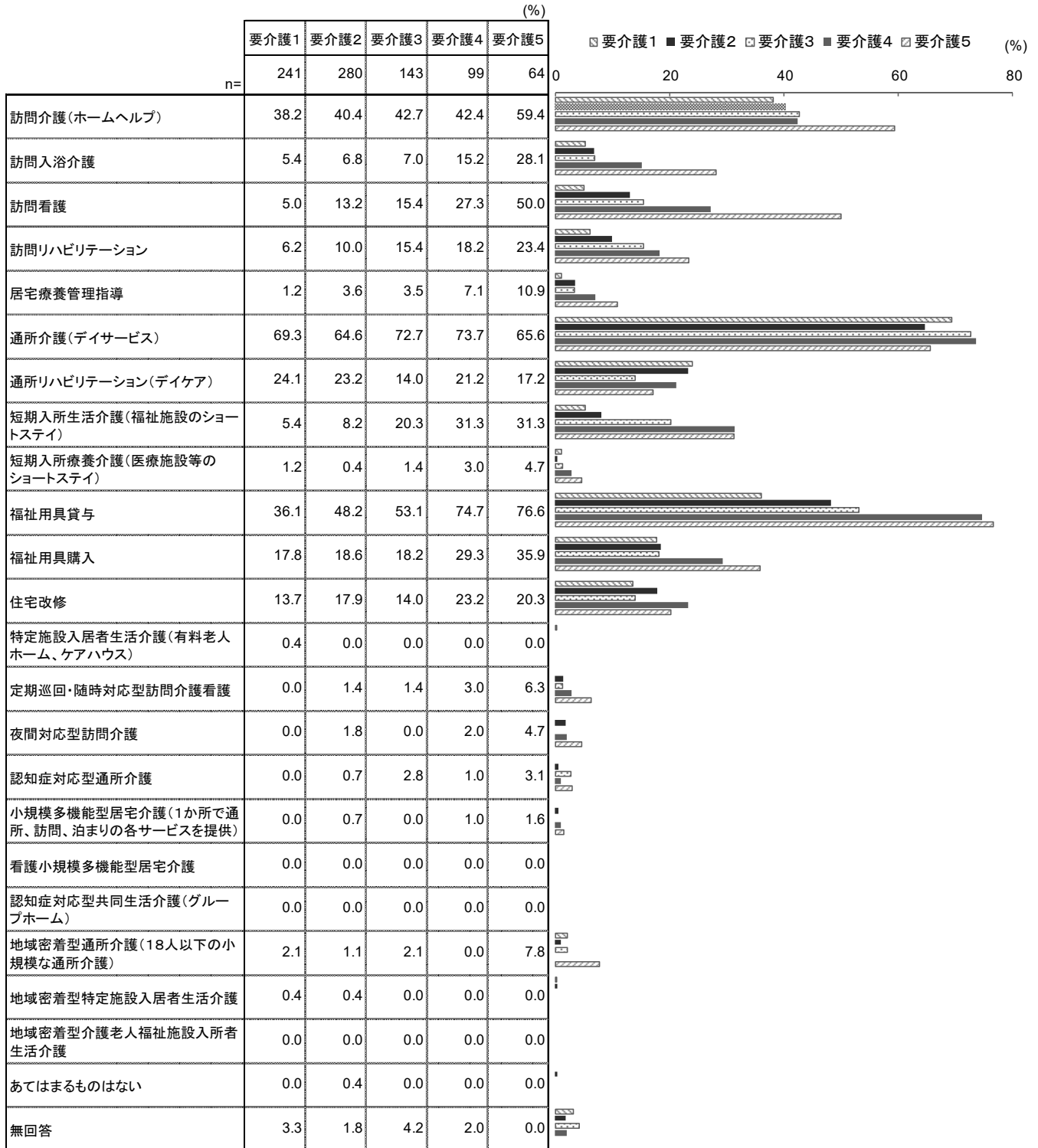
問24 介護保険サービス利用状況(複数回答)：現在利用



(在宅サービス利用者：要介護)

要介護度別では、「要介護1～3」は「通所介護」が最も高く、「要介護4・5」では「福祉用具貸与」が最も高くなっています。また、「訪問入浴介護」「訪問介護」「訪問リハビリテーション」「福祉用具貸与」は介護度が高くなるにつれて割合が高くなっています。

問24 介護保険サービス利用状況(複数回答)：現在利用

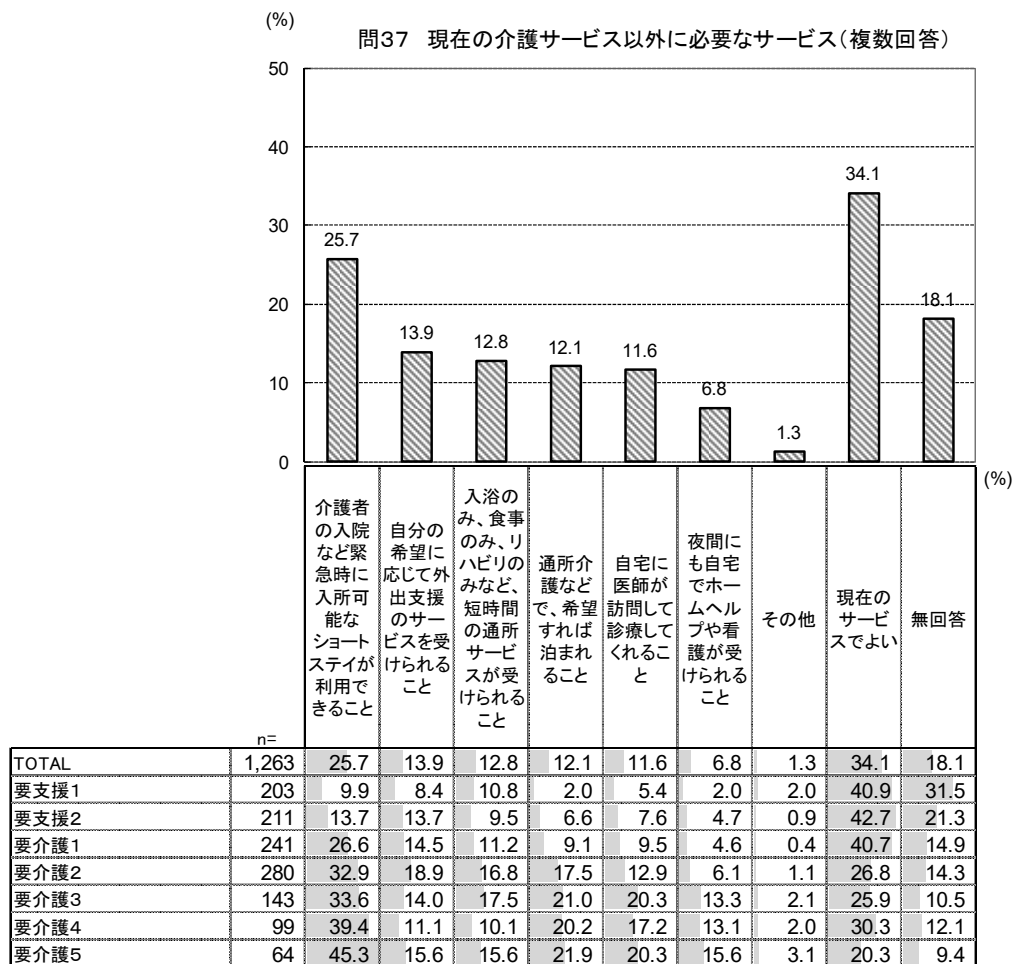


【現在の介護サービス以外に必要なサービス】

(在宅サービス利用者)

在宅サービス利用者における現在の介護サービス以外に必要なサービスは、「介護者の入院など緊急時に入所可能なショートステイが利用できること」が25.7%、「自分の希望に応じて外出支援のサービスを受けられること」が13.9%、「入浴のみ、食事のみ、リハビリのみなど、短時間の通所サービスを受けられること」が12.8%となっています。

要介護度別にみると、「介護者の入院など緊急時に入所可能なショートステイが利用できること」は「要支援1～要介護5」で介護度が上がるほど高く、「要介護5」では45.3%となっています。「自分の希望に応じて外出支援のサービスを受けられること」は「要支援1～要介護2」にかけて介護度が上がるにつれて高くなっています。一方、「現在のサービスでよい」は34.1%で最も高くなっています。

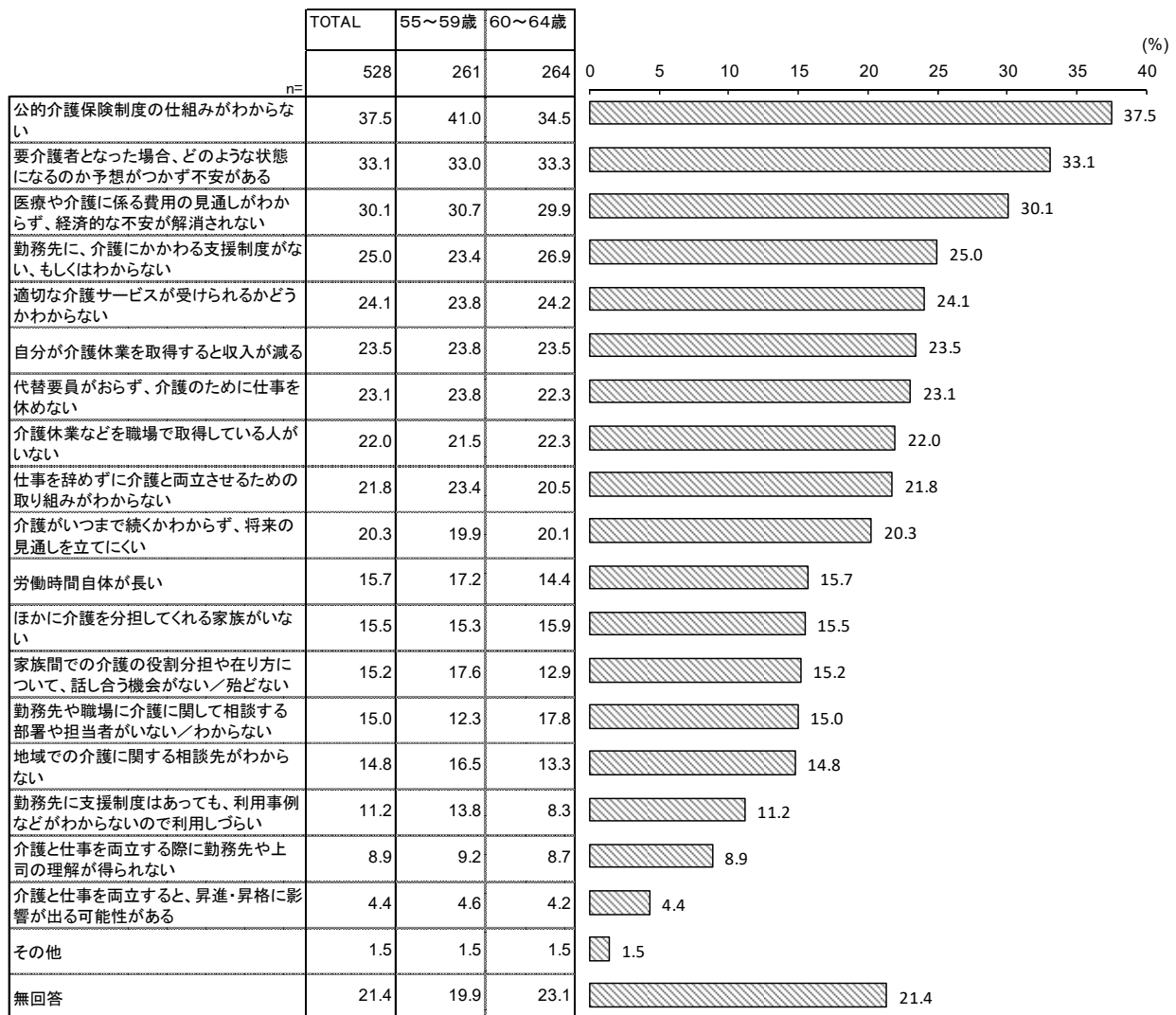


【介護について感じている不安（有職者への質問）】

（2号被保険者：55～64歳）

2号被保険者のうち、有職者が介護について感じている不安は、「公的介護保険制度の仕組みがわからない」が37.5%で最も高く、次いで「要介護者となった場合、どのような状態になるのか予想がつかず不安がある」が33.1%、「医療や介護に係る費用の見通しがわからず、経済的な不安が解消されない」が30.1%となっています。年齢別にみると、「55～59歳」は「公的介護保険制度の仕組みがわからない」が41.0%で「60～64歳」と比べて6.5ポイント高くなっています。

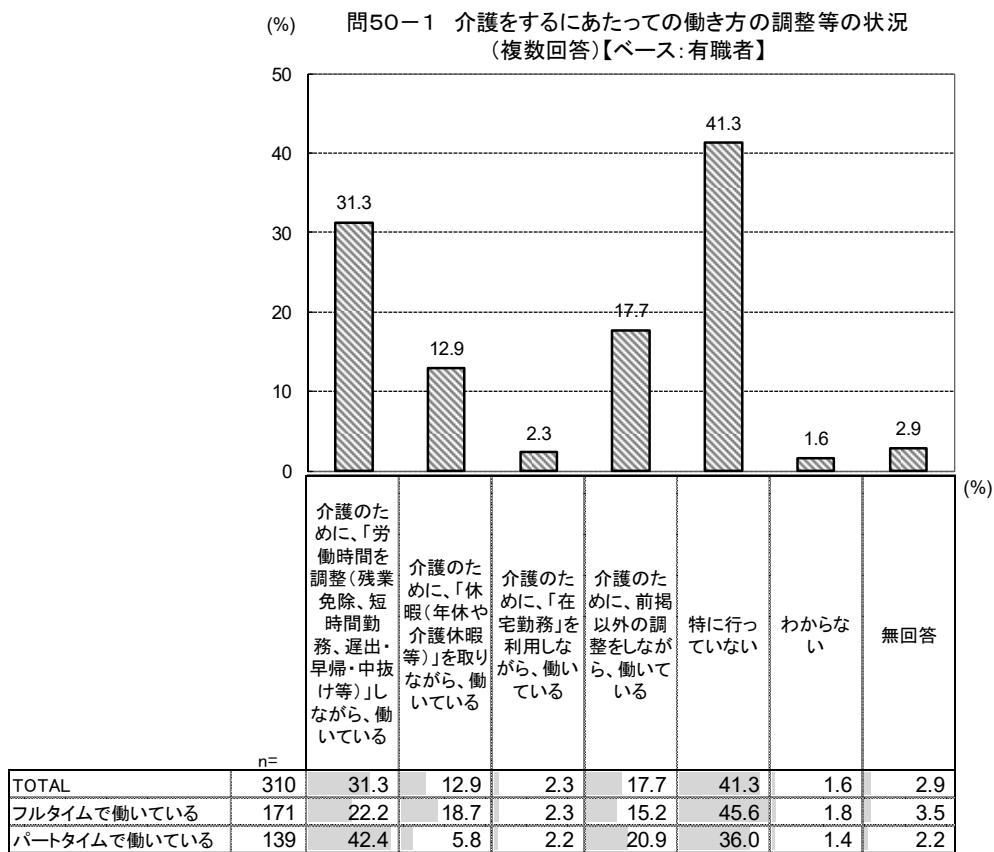
問40 介護について感じている不安(複数回答)【ベース：有職者】



【介護をするにあたっての働き方の調整等の状況】

(在宅サービス利用者の介護者)

在宅サービス利用者の主介護者のうち、有職者について、介護にあたっての働き方の調整等の状況をみると、「特に行っていない」が41.3%で最も高く、次いで「介護のために、『労働時間を調整』しながら、働いている」が31.3%となっています。勤務形態別にみると、「フルタイムで働いている」人は、「介護のために、『労働時間を調整』しながら、働いている」が22.2%、「介護のために、『休暇』を取りながら、働いている」が18.7%となっています。「パートタイムで働いている」人は、「介護のために、『労働時間を調整』しながら、働いている」が42.4%で最も高く、「フルタイムで働いている」人と比べて20.2ポイント高くなっています。

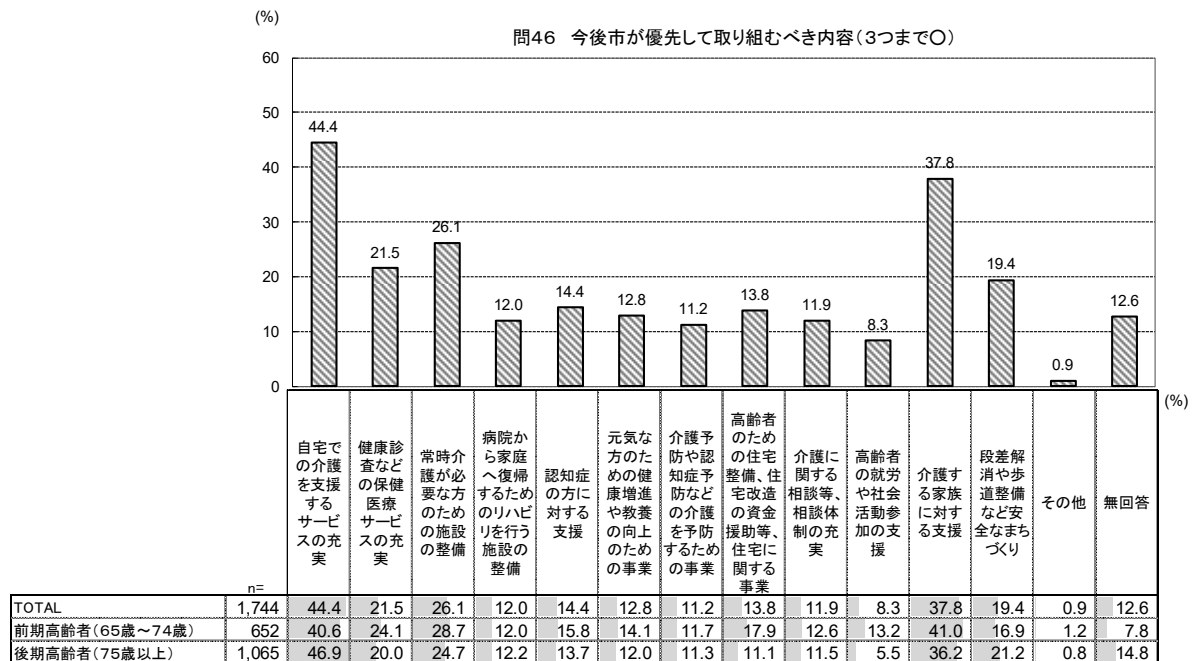


【今後市が優先して取り組むべき内容】

(65歳以上)

今後市が優先して取り組むべき内容は、「自宅での介護を支援するサービスの充実」が44.4%で最も高く、次いで「介護する家族に対する支援」が37.8%となっています。

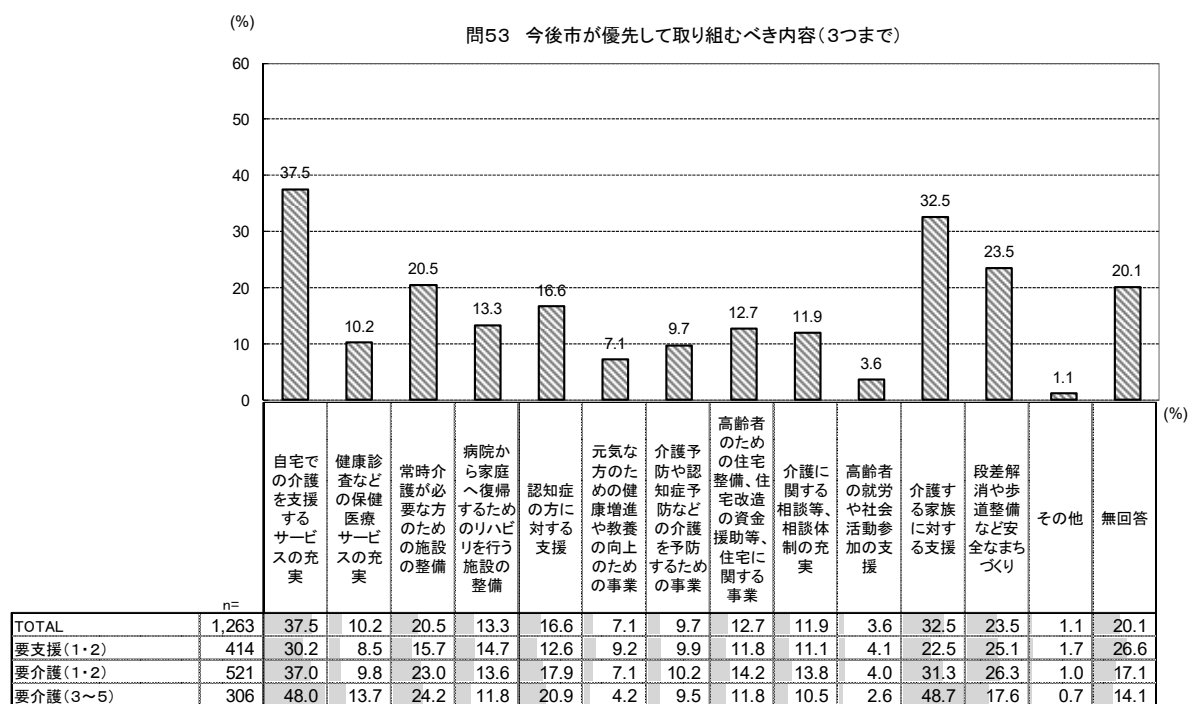
年齢別では、「前期高齢者」は「高齢者のための住宅整備、住宅改造の資金援助等、住宅に関する事業」が17.9%で「後期高齢者」と比べて6.8ポイント高く、「後期高齢者」は「自宅での介護を支援するサービスの充実」が46.9%で「前期高齢者」と比べて6.3ポイント高くなっています。(次ページ図参照)



(在宅サービス利用者)

在宅サービス利用者全体における今後市が優先して取り組むべき内容は、「自宅での介護を支援するサービスの充実」が37.5%で最も高く、次いで「介護する家族に対する支援」が32.5%、「段差解消や歩道整備など安全なまちづくり」が23.5%となっています。

要介護度別では、「自宅での介護を支援するサービスの充実」「健康診査などの保健医療サービスの充実」「常時介護が必要な方のための施設の整備」「認知症の方に対する支援」「介護する家族に対する支援」が、介護度が高くなるにつれて高くなっています。



Ⅳ 第6期計画における重点施策の振り返り

第6期計画期間中は、「1 第6期計画における新しい施策」、「2 介護保険サービスの充実」、「3 日常生活圏域の細分化」、「4 地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の充実」、「5 『つながるしくみ』づくり」の5つを重点施策として位置づけ推進してまいりました。これまでの取り組み状況と課題等を以下に整理しました。

重点施策1 第6期計画における新しい施策

（1）在宅医療・介護連携

（第6期の方針）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、（仮称）川口市地域包括ケア連絡協議会や地域ケア会議等との連携により、一体的な支援体制の構築をめざします。

（第6期の取り組み状況）

- 川口市地域包括ケア連絡協議会幹事会において、月例で協議を実施しました。
（平成27年4月～）
- 在宅医療サポートセンターにおいて医療と介護の連携を図りました。（平成27年12月～）
- 県と川口市医師会により、在宅療養支援ベッド確保事業を実施しました。
（平成28年2月～）
- ICTを活用した医療と介護の情報連携に関する研修会を実施しました。（平成28年7月）

（課題）

- 在宅医療・介護連携の強化のためICTの普及・活用方法が課題です。

（2）認知症施策の推進

（第6期の方針）

急速な高齢化の進展に伴い認知症高齢者の増加が見込まれていることから、認知症施策を推進するため、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームとの連携による早期診断・早期対応等により、認知症になっても住み慣れた地域で生活することができる支援体制の構築をめざします。

（第6期の取り組み状況）

- 「認知症地域支援推進員」を全地域包括支援センターに配置しました。（平成28年度）
- 認知症や認知症が疑われる人、また、その家族の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活をサポートするため、「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。（平成28年5月）
- 認知症サポーター養成講座を開催しサポーターが約15,000人となりました。

（課題）

- 認知症サポーターの活躍の場が必要です。

（３）生活支援サービスの整備

（第６期の方針）

一人暮らしの高齢者等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、地域の高齢者のニーズを把握し、地域資源とのマッチングにより、ボランティアやＮＰＯ、共同組合、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスを整備します。

また、生活支援サービスの充実に向けて、生活支援についての「協議体」を設置し、生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置について検討を進めます。

（第６期の取り組み状況）

- 第２層生活支援コーディネーターを全地域包括支援センターに配置し地域資源の調査を実施しました。（平成２７年１０月～）
- 第１層生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し配置しました。（平成２９年４月～）
- 第１層協議体の設置に向け準備を進めました。

（課題）

- ☐ 生活支援コーディネーターの効果的な活用を検討する必要があります。
- ☐ 地域資源情報を集約・共有し利用者に向け発信するしくみづくりが必要です。
- ☐ 協議体の目的・役割を明確化する必要があります。

（４）地域ケア会議の充実

（第６期の方針）

地域包括支援センターで実施している多職種による地域ケア会議において、ケアマネジメント支援を実施するとともに、地域包括支援センターが行った地域診断をベースに、個別課題、地域課題を把握、共有し、その解決に向けた取り組みの中での地域づくり、資源開発などを積極的に推進することにより、地域のネットワーク構築につなげます。

また介護保険運営協議会において、全市的な地域課題の共有、解決に向け取り組んでいきます。

（第６期の取り組み状況）

- 全地域包括支援センターにおいて、地域診断を実施しました。
- 個別事例検討のための会議を実施しました。
- ネットワークを構築するための会議を実施しました。

（課題）

- ☐ 各地域包括支援センターの圏域ごとに地域課題を検討するための会議が未実施です。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業

(第6期の方針)

介護保険サービスのうち要支援1・2のかたが対象となる予防給付の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、市が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行します。

また、介護事業所による既存のサービスに加えて、それぞれの地域において、住民主体による多様なサービスの充実を図ります。

(第6期の取り組み状況)

- 介護予防相当サービスを実施しました。(平成29年4月～)
- 基準緩和サービスを整備し多様なサービスの充実を図りました。(平成30年4月～)
- 市内のケアマネジャーが介護予防サービスの共通認識を持てるよう、介護予防ケアマネジメントマニュアルを整備し研修会を開催しました。(平成28年度～)
- 介護予防のきっかけづくりのため「介護予防ギフトボックス事業」を実施しました。(平成28年度～)

(課題)

- サービスの充実等による重度化を防止するためのしくみづくりをさらに進める必要があります。

重点施策2 介護保険サービスの充実

(1) 定期巡回・随時対応サービス等の整備

(第6期の方針)

第6期計画においては、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備に取り組みます。

また第5期計画に引き続き、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の整備も推進します。

(第6期の取り組み状況)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を行いました。(計画数6か所中4か所)
- 小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備については、未整備地区を中心に公募を行い、応募はあったものの整備には至りませんでした。(計画数6か所)

(課題)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、整備は進んでいるものの、利用者数は計画の見込みを下回っていることから、利用者の増加を図るため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への周知などを含め、サービスの普及啓発について検討する必要があります。

（２）介護保険サービスの円滑な提供

（第６期の方針）

高齢者の増加にともない、支援や介護を必要とするかたが増加すると予測されています。また、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加も見込まれています。

本市では、介護が必要になっても安心して暮らせるまちをめざして、地域の実情に応じた在宅サービス・施設サービスの整備を計画的に進め、介護保険サービスの円滑な提供体制の構築に努めます。

（第６期の取り組み状況）

- 地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を行いました。
- 施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を行いました。

（課題）

- ニーズや利用状況を把握しながら必要な量を日常生活圏域内でバランスよく配置されるよう、今後とも圏域間の調整を行い、計画的に取り組んでいきます。

重点施策３ 日常生活圏域の細分化

（第６期の方針）

本市では、円滑に高齢者福祉を推進するために、１０の日常生活圏域を設定し計画を推進してきました。一方で、地域の様々なニーズに対応し課題等の解決を図るため、市内１７区域に地域包括支援センターを設置しています。

第６期計画においては、地域包括支援センターの担当区域を日常生活圏域として設定し、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域においてより細やかな対応を図ります。

（第６期の取り組み状況）

- 高齢者人口の増加により地域包括支援センターを増設し、日常生活圏域が１７区域から２０区域になりました。（平成２７年度１か所、平成２８年度２か所増設、現在２０か所設置）

（課題）

- 日常生活圏域の組み替え、町会・自治会での区割りとの連動を検討する必要があります。

重点施策 4 地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の充実

（第 6 期の方針）

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みにおいて、中核的な存在となる地域包括支援センターにおいて、地域の特性や高齢者人口の増加等の影響を踏まえ、センターの設置や専門職員の増員を図るとともに、各センターにおいて、地域の社会資源等を把握するための地域診断を実施し、支援体制やセンター間の連携強化を図ります。

引き続き、地域でつながるしくみづくりを担う場所として、PRや各種事業を積極的に実施します。

なお、老人介護支援センターについては廃止等を検討し、その役割は地域包括支援センターにおいて引き継ぐこととなります。

（第 6 期の取り組み状況）

- 高齢者人口の増加により地域包括支援センターを増設しました。
（平成 27 年度 1 か所、平成 28 年度 2 か所、現在 20 か所設置）
- 地域包括支援センターの業務拡大により職員を増員しました。
（平成 28 年度各 0.5 人、平成 29 年度各 1 人）
- 老人介護支援センターを廃止しました。（平成 27 年度末）

（課題）

- 地域包括支援センターの認知度向上と地域活動団体との連携強化に引き続き取り組む必要があります。

重点施策 5 「つながるしくみ」づくり

（第 6 期の方針）

第 6 期となる計画は、「地域包括ケア計画」と位置づけられ、地域で安心して暮らせるしくみをつくるための取り組みが示されています。

本市では、高齢期になっても安心して住み続けることができるよう、地域包括支援センターがつなぎ役となり、家族や友人をはじめとし、行政、市民一人ひとり、事業所、地域団体が一体となって地域で「つながるしくみ」づくりをめざしています。

（第 6 期の取り組み状況）

- 地域包括ケア連絡協議会を立ち上げ、医療、介護、行政による多職種連携を行いました。
- ICTを活用した医療と介護の情報連携に関する研修会を実施しました。
- 認知症サポーター養成講座を開催しサポーターが約 15,000 人となりました。
- 地域包括支援センターによる地域ごとの顔の見えるネットワークづくりを行いました。

第6期計画から第7期計画へむけて

～「つながるしくみ」づくりから「支えあいのしくみ」づくりへ～

1 川口市の現状から

(1) 高齢者人口と認定者数の現状と今後の見込み

総人口に占める65歳以上の割合は、今後もゆるやかに増加を続け、75歳以上の後期高齢者数は、前期高齢者を上回る見込みです。

要支援・要介護認定者数は増加が続きますが、要支援1は微増、要支援2は約10%であることに比べ要介護1から要介護5の認定者数は増加が見込まれ、平成37（2025）年には要介護3以上は4割位となることが予想されています。

中・重度の認定者増が見込まれています。必要な人が必要なサービスを利用できるしくみづくりや、重度化を防止するための事業を実施する必要があります。

2 アンケート調査から

(1) 世帯の状況（6 ページ）

「夫婦ふたり暮らし」が36%でもっとも高く、次いで「未婚の子どもと同居」が24%、「ひとり暮らし」が17%で、高齢者の半数以上はひとりまたは夫婦のみの世帯であることがわかります。

(2) 自宅での平日日中の状況（6 ページ）

前期高齢者（65歳～74歳）では28%、後期高齢者（75歳以上）では32%がひとりで自宅にて過ごすことが多いと回答しています。

生活形態の変化により、独居、夫婦のみの世帯が増加しています。また、住まい方の変化により、関係性の希薄さも生じています。このため閉じこもりや孤立化の防止、生活継続のための支援策が必要です。

(3) 参加・継続したい地域活動（8 ページ）

「健康スポーツ等の活動」が22%、「町会、自治会等活動」が15%となっていますが、「特に参加したい地域活動はない」との回答が44%となっています。

(4) 生活機能の低下予防に利用したいサービス（10 ページ）

生活機能の低下予防に利用したいサービスとしては「健康体操教室」が39%、「筋力トレーニング、転倒骨折予防」が33%となっている一方、「特に利用したいと思うものはない」が28%となっています。

特に利用したいものはないと回答する割合が高く、魅力的な教室の開催、地域活動や介護予防を知り自分で選び参加できるためのしくみづくりが必要です。

(5) 今後市が優先して取り組むべき内容(16 ページ)

自宅での介護を支援するサービスの充実が 44%、ついで家族に対する支援が 38%となっています。また、前期高齢者では、高齢者の住宅整備等、住宅に関する事業が多く、後期高齢者では自宅で介護を支援するサービスの充実が一番多くなっています。

できるだけ自宅で生活を継続できるよう、また、できるだけ要介護状態にならずに暮らせるよう多様なサービスの充実が必要となります。さらに、家族への支援として介護離職ゼロをめざした施策の展開が必要となります。

3 今後の展開 「つながるしくみ」づくりから「支えあいのしくみ」づくりへ

本市では、第6期計画において、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築に向け様々な取り組みを展開してまいりました。

その中でも、地域住民、地域団体、医療機関、介護事業所、行政、地域包括支援センター等、関係各機関と連携した顔の見える地域の「つながるしくみ」づくりを展開するとともに、新たな介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策、多様な生活支援サービス等、様々な施策に積極的に取り組んでまいりました。

第7期計画においては、地域の「つながり」をより強固なものにしつつ、これまで展開してきた「自助」「互助」「共助」「公助」(※)の4つの助の考えを進め「支えあいのしくみ」づくりとして取り組みます。

また、本市の高齢者の現状・アンケート調査から、日中独居または夫婦で過ごす割合が多く、閉じこもりの傾向があることから、より参加しやすい介護予防事業の推進、高齢者の自立支援・重度化防止への取り組みの強化を行う必要があります。

さらに、医療・介護の連携の推進、地域共生社会に向け積極的・効果的に取り組んでまいります。

～支えあいのしくみ～ ※「自助」「互助」「共助」「公助」

「自助」・・・＜自分のことは自分です＞ 自らの健康管理 など

「互助」・・・＜みんなで助けあう＞ 住民組織活動、ボランティアなど

「共助」・・・＜社会保障制度＞ 介護保険に代表される社会保険制度およびサービスなど

「公助」・・・＜公的サービス＞ 自助、互助、共助では対応できないこと。生活保護など。

V 第7期計画の基本理念と基本方針

第7期（平成30年度～平成32年度）においては、地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に、第6期計画における基本理念・基本方針を踏襲しつつ、国等の新たな方向性をふまえた展開を図るものとします。

基本理念

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態にあっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会を構築する。

基本方針

1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

2 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。

また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

地域包括ケアシステムの深化・推進

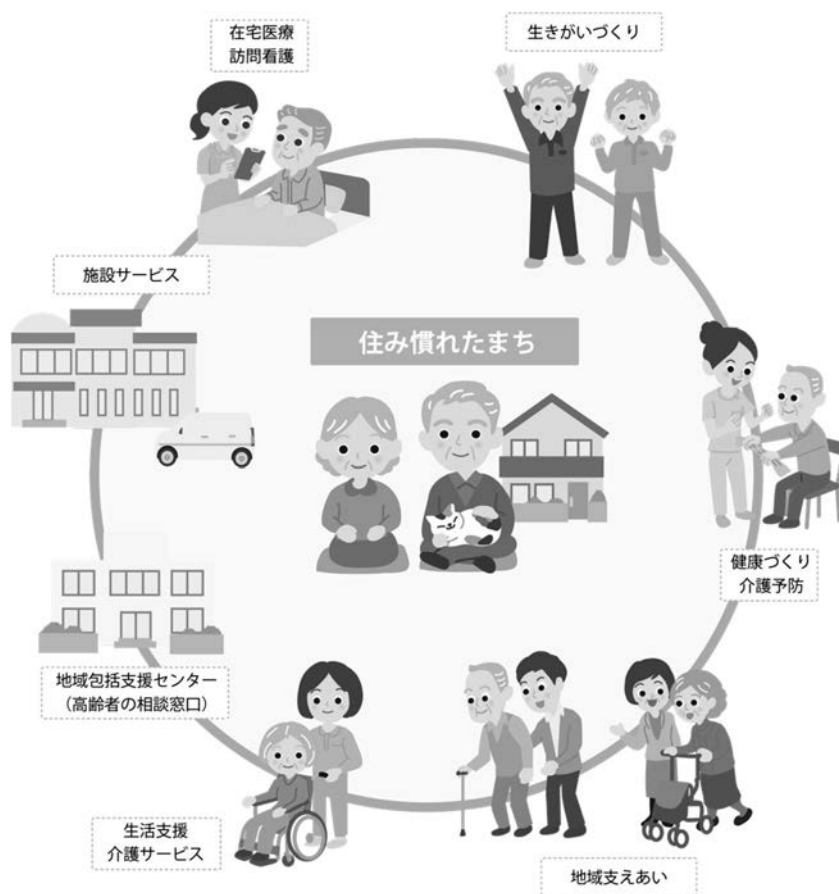
地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを切れ目なく利用することができるしくみのことです。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年をみすえて、この地域包括ケアシステムの構築を全国的に進めています。

本市では、第6期において、地域包括ケアシステムの構築のために計画していた必要な機関やサービスの設置・導入、人員配置等の整備を行い、環境を整え「つながるしくみ」づくりを推進してまいりました。

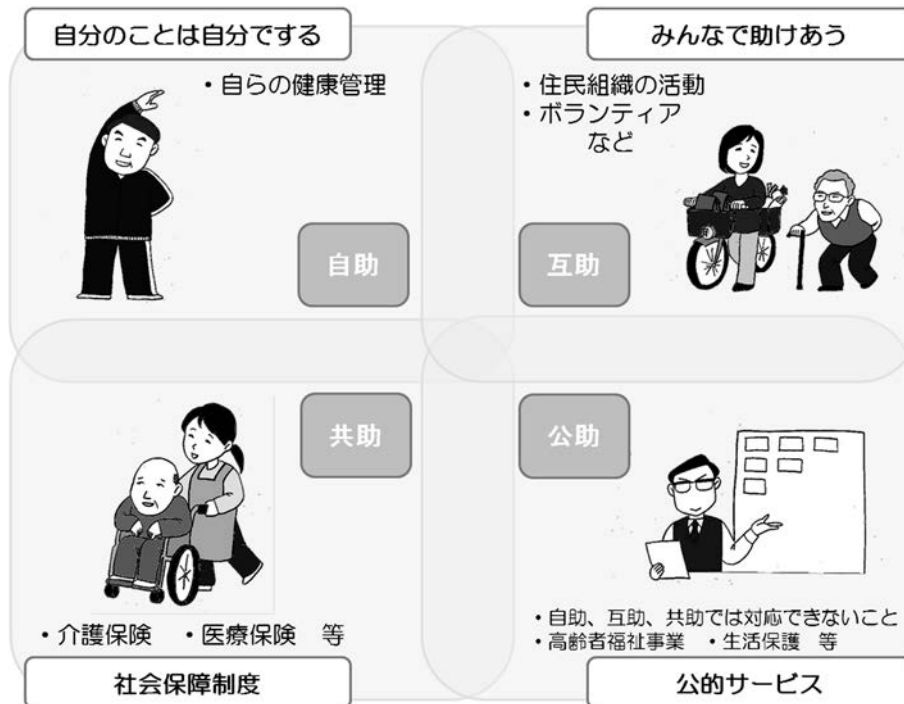
第7期においては、これらの「つながり」をより強固なものとし、さらに深化・推進するために、「支えあいのしくみ」づくりおよび「5つの施策」を積極的に展開していきます。

■ 地域包括ケアシステム図



「支えあいのしくみ」づくり

■「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図



地域包括ケアシステムの構築においては、自分の健康を守る努力の「自助」と住民同士の支え合い、助け合いの「互助」を基本として、必要なときには「共助」、これらで解決できないときには「公助」を使うというバランスが重要になってきます。

本市では、生活支援体制の基盤整備を積極的に推進し地域の「つながり」を強固にするとともに、地域の人々がお互いに助け合い、支えあいながら地域の課題に取り組めるよう支援を行います。

地域包括ケアシステムの深化・推進のための5つの施策

1 在宅医療・介護連携の推進

○ ICTを活用した情報連携の推進

在宅医療・介護サービスが切れ目なく利用できるよう、医療と介護の関係者が情報を共有できるICTシステムを活用し、連携体制の整備を推進します。

○ 連携拠点の活用

専門職を配置した「在宅医療サポートセンター」において、医療・介護の適切なサービスがスムーズに受けられるよう在宅療養患者の支援を推進します。

2 認知症施策の推進

○ 新オレンジプラン施策の推進

新オレンジプランに基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、体制の整備を図ります。

○ 認知症サポーターの活躍の場の充実

認知症サポーター養成講座の受講者が、様々な場面で活躍できる場の充実を図り、見守り体制づくりと認知症の人を含む高齢者等に優しい地域づくりに取り組みます。

3 生活支援体制の基盤整備

○ 多様な主体によるサービスの活用

地域のボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービスを活用することで高齢者がサービスを利用しやすい地域づくりをめざします。

○ 生活支援コーディネーターによる取り組みの強化

生活支援コーディネーターにより、ボランティア等の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や、ネットワークの構築、地域のニーズとサービスのマッチングなどを行い、生活支援サービスの充実を図り高齢者の社会参加を促します。

○ 協議体による地域の情報共有・連携の推進

協議体により、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進し、生活支援サービスの体制の整備を図ります。

4 地域ケア会議の推進

○ 地域のネットワーク構築に向けた会議の充実

行政、事業者、地域団体、地域住民等の連携を強化し、個人や地域の課題解決に向けた地域ケア会議の充実を図ることで、地域づくりや社会資源の開発を進めます。

○ 自立支援型地域ケア会議の導入

自立支援・重度化防止の視点で、多職種からの専門的な助言を得ながらケアプランを作成、支援方法を検討する自立支援型地域ケア会議の開催を推進します。

5 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○ 自立支援・重度化防止に向けたサービスの充実

利用者が自立支援・重度化防止に必要なサービスを選択できるよう基準緩和サービス等、多様な主体によるサービスを充実させ広く周知を図ります。

○ 自立に向けた介護予防ケアマネジメントの支援

地域包括支援センターや介護支援専門員が、利用者の自立に向けた介護予防ケアマネジメントができるよう支援・研修を行います。

サービス基盤の整備のための主な施策

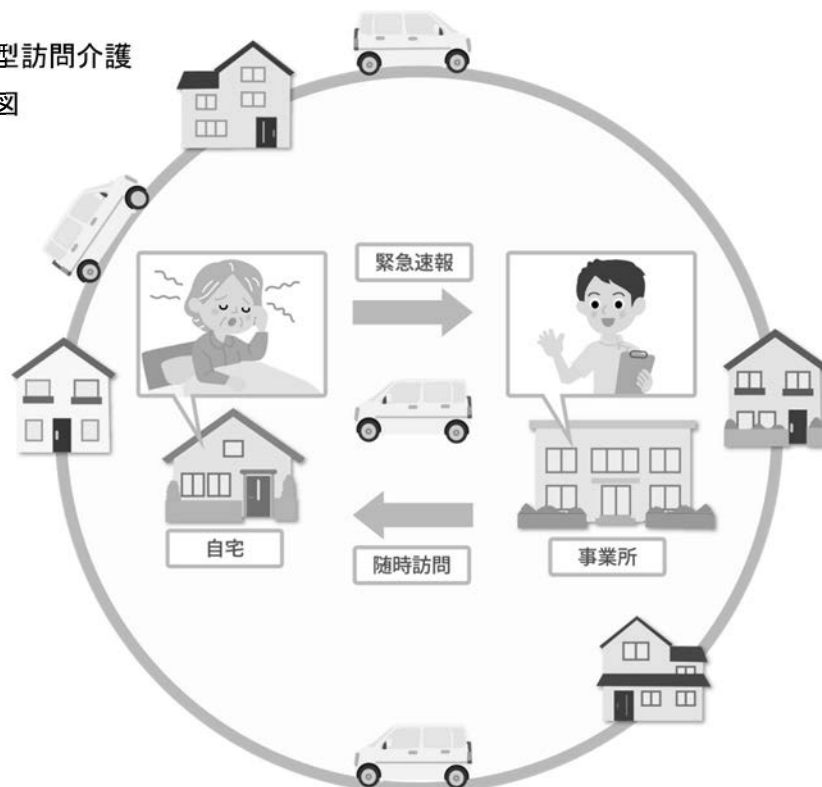
1 在宅サービスの充実

- 今後、中・重度の要介護者の増加が見込まれることから、在宅での医療・介護サービスが連携により効果的・効率的に提供されるよう、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護などについて、日常生活圏域ごとに整備を進め在宅サービスの充実を図ります。

2 サービス基盤の整備

- 上記サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）を除く、地域密着型サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら必要な量を日常生活圏域内でバランスよく配置されるよう、今後とも圏域間の調整を行い、計画的に整備を図ります。
- 居宅介護（予防）サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら、整備区域を限定せずに必要な量の整備を図ります。
- 施設サービスについては、認知症や高齢単身世帯などにより、在宅での生活の維持継続が困難な要介護者や医療的ケアが必要とされる要介護者に対して、適切にサービスが提供できるよう計画的に整備を図ります。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供イメージ図



第 7 期 計 画 の 体 系

基本方針	主な施策	方 向 性
基本方針 1 いつまでも元気に 楽しく暮らせるまち	1 健康・生きがいづくり	(1) 健康の保持・増進 (2) 健康づくり施策との連携 (3) 生きがいづくり・社会参加
	2 介護予防・自立生活 支援の充実	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 予防給付(要支援者への介護保険サービス :看護、リハビリなどの重度化防止)の充実 (3) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実 (4) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進
基本方針 2 介護が必要となっても 安心して暮らせるまち	1 介護保険サービスの 充実	(1) 在宅サービスの充実 (2) サービス基盤の整備 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 認知症施策の推進
	2 地域密着型サービス・ 介護保険施設等の整備 目標	(1) 地域密着型サービスの充実 (2) 施設サービスの整備・充実
	3 サービスの質の向上	(1) 介護給付費の適正化の推進 (2) 医療と介護の連携による包括的なケアマネジメント の充実 (3) 介護サービス従事者等の質の向上 (4) 情報公表等による質の向上 (5) 事業者に対する指定・監督 (6) 介護人材の確保
基本方針 3 地域が連携して 支えあいながら 暮らせるまち	1 地域包括支援センター の効果的な運営	(1) 地域を支援する体制の強化 (2) 効果的な運営体制の構築 (3) 日常生活圏域について
	2 地域包括ケアを支える しくみの整備・充実	(1) 地域ケア会議の推進 (2) 生活支援体制の基盤整備
	3 地域福祉の充実	(1) 地域で支えあうしくみづくり (2) 伝え育むしくみづくり (3) その人らしく暮らす環境づくり (4) 避難行動要支援者登録制度
	4 地域共生社会に向けた工程	

基本方針 1 いつまでも元気に楽しく暮らせるまち

住み慣れた地域で、いきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図るとともに、介護予防を推進し、いつまでも元気に暮らせるまちをめざします。

1 健康・生きがいづくり

第6期計画の振り返り

高齢者が可能な限り健康な状態を継続し、生きがいづくり・社会参加の場を広げることができるよう、たたら荘のさらなる活用や老人クラブの周知を行いました。

第7期計画のポイント

- 何らかの予防を必要とする高齢者は2割みられ、口腔の予防割合が運動器系の予防割合を上回っています。
「健康無関心」層への啓発（口腔ケア等）、情報提供により自発的な予防習慣の確立を促していきます。高齢期にさしかかる以前からの健康増進の「延長」に介護予防を位置づけていきます。
- 社会参加、生涯学習など自主的な活動を促進支援しながら生きがいを高めるよう、施策を推進します。

（1）健康の保持・増進

- 自らの健康は自ら守り高めることを基本に、健康意識の高い市民づくりをめざします。

（2）健康づくり施策との連携

- 中高年期からの健康増進に努めることにより、高齢期の要支援・要介護状態への移行を防ぎます。

（3）生きがいづくり・社会参加

- 一人ひとりが住み慣れた地域でつながるよう、地域・社会活動への参画を呼びかけるとともに、活動間のコーディネート（つながりづくり）を促進し、分野を超えたネットワークを広げるよう支援します。

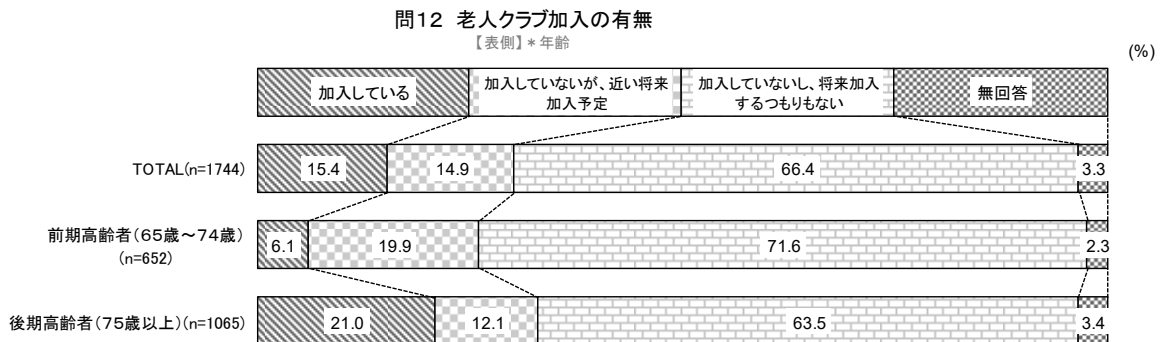
主な取り組み

- ◆ 地域における交流の場の充実、老人クラブ活動の充実

【 老人クラブの加入状況 】

(65 歳以上)

65 歳以上全体では、「加入している」が 15.4%、「加入していないが、近い将来加入予定」は 14.9%と、加入・加入見込み率は 30.3%となっています。年齢別にみると、「前期高齢者」の加入・加入見込み率は 26.0%、「後期高齢者」は 33.1%と、後期高齢者層のかたが高くなっています。

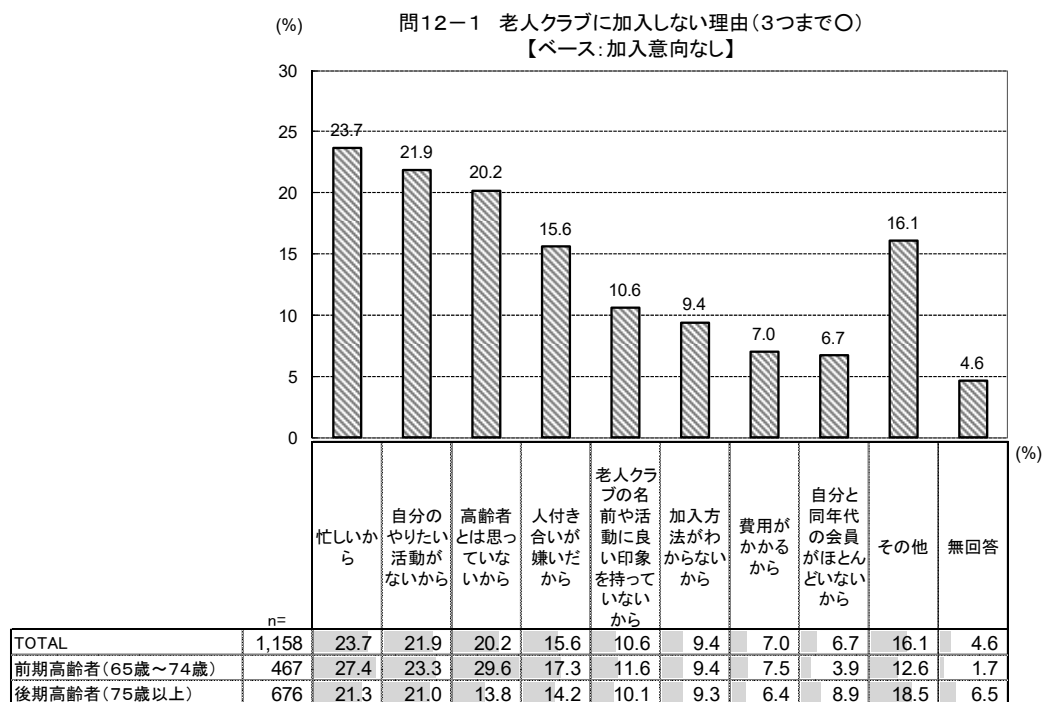


【老人クラブに加入しない理由】

(65 歳以上)

老人クラブへの加入意向がない人について、加入しない理由をみると、全体では「忙しいから」が 23.7%で最も高く、次いで「自分のやりたい活動がないから」が 21.9%、「(自分自身を) 高齢者とは思っていないから」が 20.2%となっています。年齢別でみると、「前期高齢者」では「(自分自身を) 高齢者とは思っていないから」が 29.6%で最も高く、「後期高齢者」の回答割合 (13.8%) を 15.8 ポイント上回っています。

今後、老人クラブ活動については、幅広い市民層へのPRとともに、地域活動等における新たな担い手としての役割を担うことにより多様な取り組みを図ることが期待されます。



2 介護予防・自立生活支援の充実

第6期計画の振り返り

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの検討を進めました。

第7期計画のポイント

- 要支援者等への、自立した生活を高める取り組みを充実します。
- 要支援者等を中心に、リハビリなど機能回復に資するサービスの普及を図ります。
- 要支援者等に一人暮らしが多いことから、自立した生活を維持できるようその人に合った生活支援サービスの適切な提供を図ります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 利用者の状態に合わせながら、自立を促すサービス（多様なサービス）を創り出し普及を図ることを目的として、第6期計画より創設されました。
- 事業内容は大きく分けて、介護予防サービスの提供（介護予防・生活支援サービス事業）と、より多くの市民の参加を促し、高齢者の状態にも合わせた介護予防を推進するためのしくみ（一般介護予防事業）とで構成されます。

主な取り組み（介護予防・生活支援サービス事業）

- ◆ 訪問介護、通所介護（従来の介護予防相当のサービス）
- ◆ 家事援助に特化した訪問サービス
- ◆ 機能訓練に特化した通所サービス
- ◆ 3か月程度集中的に訪問し心身の回復を支援し、通所サービスにつなげるサービス
- ◆ 3か月程度集中的に通所サービスを利用し運動機能改善をめざすサービス

主な取り組み（一般介護予防事業の「介護予防普及啓発」）

- ◆ 健康アップ教室、口腔教室
- ◆ 生き生きデイサービス（健康づくり、生きがいづくりなどのプログラム）
- ◆ 介護予防ギフトボックス（体験参加型のきっかけづくり）など

(2) 予防給付（要支援者への介護保険サービス：看護、リハビリなどの重度化防止）の充実

- 要支援認定者のうち、看護、リハビリなど重度化防止を目的として、各種サービス提供の充実を図ります。

主な取り組み

- ◆ 介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具 など

(3) 在宅福祉・生活支援サービス等の充実

- 介護保険サービスのみでは、地域で生活していくことが困難な高齢者が存在していることから、在宅生活の安心を支えるサービス、日常生活の自立を支えるサービス、居住環境の整備を行うサービス等を実施します。

また、高齢者の健康長寿への敬意と祝福を示す事業を実施します。

今後は、高齢者の様々なニーズに対応したサービスが求められていることから必要に応じ見直し・検討を行っていきます。

主な取り組み

- ◆ 在宅生活の安心を支えるサービス
(日常生活用具給付事業、ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業、福祉電話の貸与、緊急通報システムの貸与、高齢者寝具乾燥消毒事業、配食サービス事業、重度要介護高齢者福祉手当支給事業)
- ◆ 日常生活の自立を支えるサービス
(自立支援（ホームヘルパー）派遣事業、自立支援（福祉機器貸与）事業、軽度生活支援事業)
- ◆ 住宅環境整備事業
(住宅改善整備費補助、高齢者世帯住替家賃助成、入居保証支援)
- ◆ 長寿の祝い等（敬老祝金、敬老祝賀事業、百歳長寿者訪問）

(3)－1 在宅生活の安心を支えるサービス

①日常生活用具給付事業

要介護認定を受けており、日常生活動作機能の低下した高齢者に日常生活用具を給付し、在宅で安心して快適な生活ができるよう支援します。

②ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

ねたきりのかたや認知症等で失禁状態にあるかたに対し、月 1 回紙おむつの配送を行い、ご本人や家族の経済的・精神的負担を軽減し、在宅生活を支援します。

③福祉電話の貸与

一人暮らしの高齢者等の孤独感を和らげることを目的として、電話回線を設置し、定期的に通話（電話訪問サービス）を行います。

④緊急通報システムの貸与

急変をきたすおそれのある疾患を持つ一人暮らしの高齢者等に対し、日常生活上の緊急事態における不安解消を図るため、高齢者の住居に緊急通報装置を設置します。急病・事故等の緊

急事態が発生した場合、民間の通報センターで看護師等が 24 時間体制で対応し、必要に応じて救急車等の出動を依頼します。また、健康・生活相談や月 1 回の電話による安否確認を行います。

⑤高齢者寝具乾燥消毒事業

ねたきりの高齢者等が寝具を十分に乾燥できない状態にある場合、寝具の乾燥消毒及び洗濯を行い、衛生の保持に努めます。

⑥配食サービス事業

食事を作ることが困難な高齢者世帯に毎日夕食をお届けすることで、安否の確認を行います。

⑦重度要介護高齢者福祉手当支給事業

身体上または精神上の障害があるため、日常生活を営むことに著しく支障があり、所得の低い高齢者に対し手当を支給することにより、福祉の推進を図ります。

(3)－2 日常生活の自立を支えるサービス

①自立支援（ホームヘルパー）派遣事業

要介護認定を受けていない日常生活に支障のある高齢者の在宅生活を円滑にするため、6 ヶ月を限度に自立支援生活支援員を派遣します。

②自立支援（福祉機器貸与）事業

要件に該当し、日常生活に支障のある高齢者が、ねたきりにならないための支援として 6 ヶ月を限度に福祉機器の貸与を行います。

③軽度生活支援事業

在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にすることを目的として、軽易な日常生活上の援助を行います。

(3)－3 住宅環境整備事業

①住宅改善整備費補助

日常生活動作の低下した高齢者の生活の利便を図るため、住宅等の改善整備を行うかたに対し補助金を交付します。

②高齢者世帯住替家賃助成

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により転居を求められた高齢者世帯に対し、転居後の家賃と転居前の家賃の差額を助成します。

③入居保証支援

民間賃貸住宅の入居を希望する利用者が、市と協定を結ぶ保証会社の「家賃債務保証制度」を利用した場合の初回の保証料の一部を助成します。

(3)－4 長寿の祝い等

①敬老祝金

川口市に居住する高齢者に敬老の意を表すとともに、長寿を祝福するための祝金を贈呈します。

②敬老祝賀事業

川口市に居住する高齢者に敬老の意を表し、市長から祝福のメッセージを送付します。

③百歳長寿者訪問

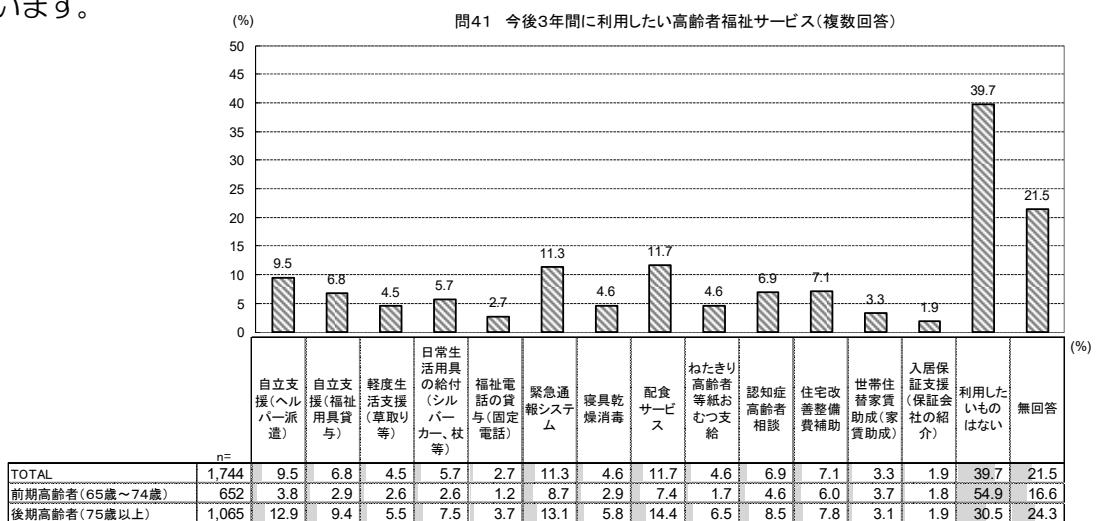
長年にわたり社会に貢献した高齢者を敬愛し、100歳の誕生日を迎えたかたの長寿を祝って、市長が訪問しお祝い品を贈呈します。

【今後3年間に利用したい高齢者福祉サービス】

(65歳以上)

65歳以上全体における今後3年間に利用したい高齢者福祉サービスは、「利用したいものはない」が39.7%で最も高く、次いで「配食サービス」が11.7%、「緊急通報システム」が11.3%となっています。

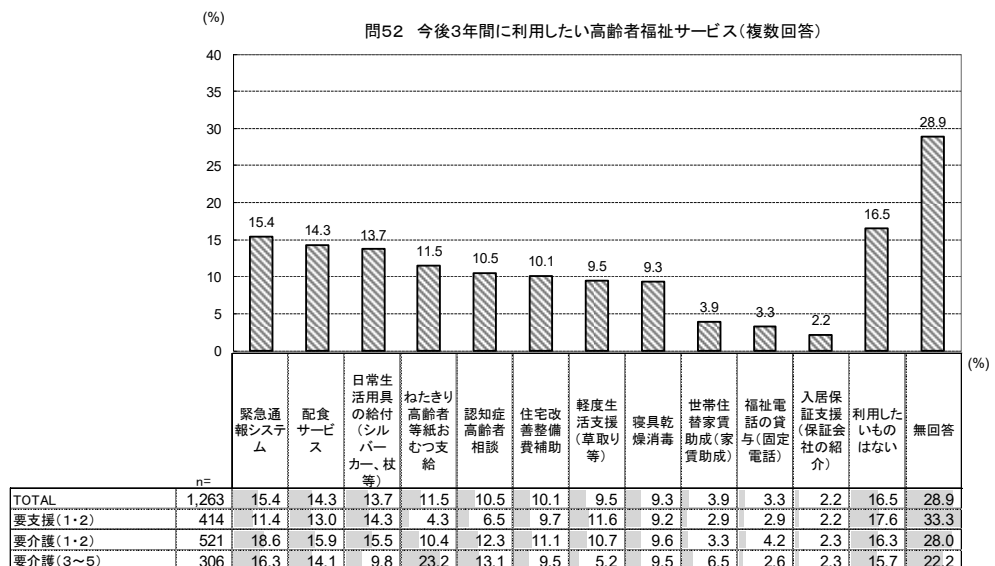
年齢別では、「後期高齢者」は「自立支援（ヘルパー派遣）（12.9%）」「自立支援（福祉用具貸与）（9.4%）」「配食サービス（14.4%）」が「前期高齢者」と比べて5ポイント以上高くなっています。



(在宅サービス利用者)

在宅サービス利用者全体における今後3年間に利用したい高齢者福祉サービスは、「利用したいものはない」が16.5%で最も高く、次いで「緊急通報システム」が15.4%、「配食サービス」が14.3%、「日常生活用具の給付」が13.7%となっています。

要介護度別では、介護度が高くなるにつれて「ねたきり高齢者等紙おむつ支給」「認知症高齢者相談」「世帯住替家賃助成」が高くなっています。



(4) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

- 高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止等に向けた取り組み目標を達成するため、プロセス、アウトカム等各種目標設定とすることとされています。また、目標達成のための具体的な取り組み、事業環境の充実が必要なことから、高齢者自身の参加も含めた様々な推進基盤の充実を図ります。

主な取り組み

- ◆ 自立支援や重度化防止に関する普及啓発（研修、勉強会等）
- ◆ 高齢者自身が担い手となる機会づくり
- ◆ 多職種連携による地域ケア会議の定期的な開催
- ◆ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体における活動充実 など

基本方針２ 介護が必要となっても安心して暮らせるまち

一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの能力に応じた質の高い介護サービスを受けながら、安心して暮らせるまちをめざします。

また、中・重度の要介護状態であっても安心して生活をおくれるまちをめざします。

１ 介護保険サービスの充実

第６期計画の振り返り

○介護サービスの充実を図るため、地域密着型サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を進めました。

○施設サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めました。

第７期計画のポイント

- 今後、中・重度者の増加が見込まれるなか、医療介護連携による在宅ケアの充実がますます必要になると考えられます。このことから、在宅サービスにおいては、市民を対象とする地域密着型サービス、特に医療と介護の提供が可能なサービスの整備を引き続き図ります。
- 認知症や高齢単身世帯、医学的管理による介護の必要性などで在宅生活の難しいかたに対しては、必要とされる施設サービスが提供できるよう計画的に整備を進めます。
- 「介護離職ゼロ」※の実現に向けて、仕事と介護の両立を支援するため、介護ニーズ等の把握に努めるとともに、必要とされるサービスの整備を図っていきます。

※地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる介護サービスの確保を図るとともに、介護者の働く環境改善・家族支援を行うことにより、十分に働けるかたが家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する者が働き続けられる社会の実現をめざす。

（１）在宅サービスの充実

- 在宅サービスにおいては、在宅生活を送る中・重度者の増加を見込み、医療・介護サービスが提供される、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護などについて、日常生活圏域ごとに整備を進めることにより、サービスの充実・向上を図ります。

主な取り組み

- ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護または小規模多機能型居宅介護の整備を促進するため、整備に対する補助を引き続き実施。
- ◆ また、上記サービスの利用が促進されるよう、サービスの普及啓発について検討及び取り組みの実施。

(2) サービス基盤の整備

- 地域密着型サービスについては、医療と介護の提供が可能なサービスは日常生活圏域ごとに整備を進め、それ以外のサービスはニーズや利用状況を把握しながら、必要な量を日常生活圏域内でバランスよく整備できるよう、圏域間の調整を行うなど計画的に整備を図ります。
- 居宅介護（予防）サービスについては、ニーズや利用状況を把握しながら、整備区域を限定せずに必要な量の整備を図っていきます。なお、今後は地域共生社会に向けた取り組みとして高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられることになります。
- 施設サービスについては、認知症や高齢単身世帯などにより、在宅での生活の維持継続が困難な要介護者や医療的ケアが必要とされる要介護者に対して、適切にサービスが提供できるよう計画的に整備を図ります。
- 地域密着型サービス・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備にあたっては、適正な運営が図れる介護事業者を公募により選定し、必要に応じて事業者に対し、施設整備費や施設整備、開設準備経費の補助を行っていきます。

主な取り組み

- ◆ 地域密着型サービスの中でも、医療と介護の提供が可能な、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護または小規模多機能型居宅介護は整備に対する補助を引き続き実施するとともに、必要に応じて、補助の更なる拡充も検討。
- ◆ 居宅介護（予防）サービスの整備及び地域共生社会に応じた共生型サービスの検討。
- ◆ 施設サービスは計画的な整備を図るとともに、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、待機者の解消及び入居希望者のニーズに沿った整備を促進するための補助を実施。（利用希望の多い「多床室」を含む施設は市全域、「ユニット型」のみは市街化区域を補助対象とする。）

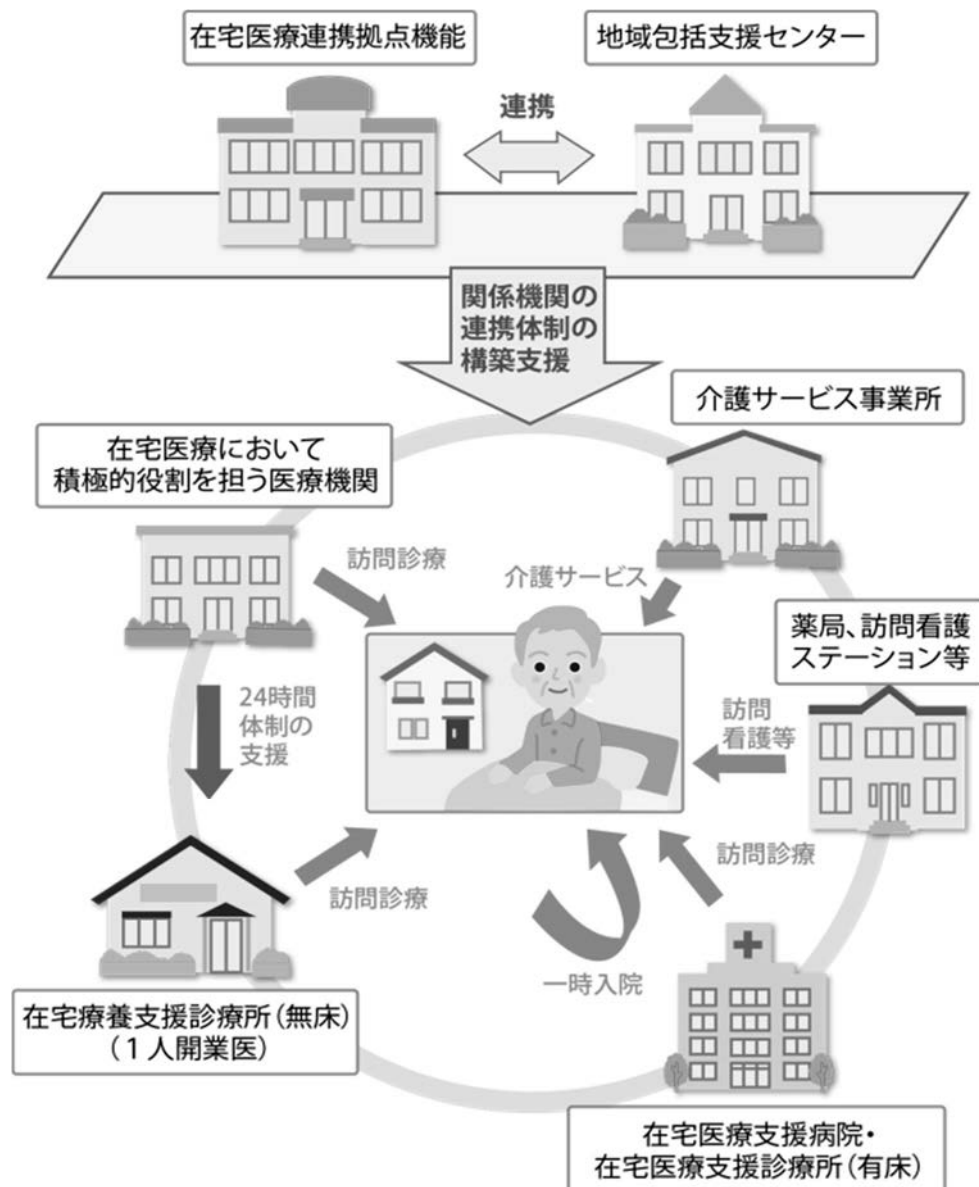
(3) 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に利用できるようにするため、関係者の連携と支援体制の整備を進めます。

主な取り組み

- ◆ 地域包括ケア連絡協議会による課題の検討
- ◆ ICTによる医療・介護関係者間の情報連携の推進
- ◆ 在宅医療サポートセンターによる相談支援
- ◆ 在宅医療・介護関係者の研修

■在宅医療・介護連携のイメージ図



(4) 認知症施策の推進

○ 多様なセーフティネットの構築

認知症であっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、適切なサービス提供とともに、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、介護する家族への支援、認知症への理解、地域社会の支援のしくみなど、多様なセーフティネットの構築を図ります。

○ 成年後見制度の利用促進

川口市成年後見センターと連携し、本人の意思決定を支援し身上監護等を行う成年後見制度を広く市民のかたに知っていただくための活動や、相談・申立手続きの支援、市民後見人の育成などを行います。また、経済的な理由で制度の利用が阻まれないよう、必要な経費を助成し、利用の促進を図ります。

主な取り組み（新オレンジプラン施策の推進）

- ◆ 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- ◆ 認知症サポーターの活躍の場の充実
- ◆ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ◆ 認知症初期集中支援チームの利用促進
- ◆ 認知症の人の介護者への支援
- ◆ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

（見守り体制づくり、成年後見センターと連携した成年後見制度利用促進等）



2 地域密着型サービス・介護保険施設等の整備目標

第6期計画の振り返り

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、公募による整備を行い、計画数6か所に対し4か所の整備となりました。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、未整備地区を中心に公募を行い、それぞれ応募はあったものの整備には至りませんでした。（計画数6か所）
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、計画数7施設650床に対し5施設551床の整備となりました。また、第7期計画に向け入居者の実態や待機者のニーズ調査を実施しました。

第7期計画のポイント

- 今後、中・重度者の増加が予想されることから、在宅での医療看護ニーズも増えていくと思われます。多様なニーズに即した地域密着型サービスの指定、計画的な供給体制の確立を図り、在宅生活の継続支援を図っていきます。
- 認知症や高齢単身世帯などにより在宅での生活が困難であったり、医学的管理による介護等が必要な要介護者に対し、必要とされる施設サービスが提供できるよう、ニーズの把握に努め、また、国の動向等を注視しながら計画的に整備を進めます。

主な取り組み

（1）地域密着型サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、24時間対応のサービスの整備のため、引き続き整備補助を実施。

（2）施設サービスの整備・充実

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備では、引き続き入居者や待機者への調査を行い、今後必要となる床数や居室のタイプ等の把握に努める。また、必要な整備が進められるよう、施設・施設整備への補助を引き続き実施。
- 介護療養型医療施設の転換への対応

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、身近な日常生活圏域内でサービス提供が行われることが望ましいとされています。そのため、サービス基盤も日常生活圏域に偏りが無いよう計画的に事業者を公募し、整備を図っていきます。

【平成 30 年 3 月現在の地域密着型サービス整備状況】

単位：か所

種 類	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
小規模多機能型居宅介護 または 看護小規模多機能型居宅介護	4
夜間対応型訪問介護	2
地域密着型通所介護	82
認知症対応型通所介護	6
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	31 (609 人)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特養）	4 (99 人)
地域密着型特定施設入居者生活介護 （小規模有料老人ホーム）	1

【第 7 期計画期間における地域密着型サービス整備目標】

単位：か所

種 類	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	合 計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	3	3	7
夜間対応型訪問介護	1	3	3	7
小規模多機能型居宅介護 または 看護小規模多機能型居宅介護	0	4	2	6
地域密着型通所介護 ※ 1	—	—	—	—
認知症対応型通所介護	0	1	1	2
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	1 (18 人)	0	0	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護（小規模特養） ※ 2	0	1 (29 人)	1 (29 人)	2
地域密着型特定施設入居者生活介護 （小規模有料老人ホーム）	0	0	0	0

※ 1 地域密着型通所介護については整備目標の設定はいたしません。

※ 2 広域型介護老人福祉施設入居者生活介護（特別養護老人ホーム）との併設の場合に限ります。

介護保険施設は、利用状況やニーズを把握しながら、過剰とならないよう適切な整備を図っていきます。

【平成30年3月現在の介護保険施設整備状況】

種 類		整備数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(か所)	28
	定 員(人)	2,854
介護老人保健施設	施設数(か所)	9
	定 員(人)	1,027
介護療養型医療施設	施設数(か所)	3
	定 員(人)	272
特定施設入居者生活介護	施設数(か所)	48
	定 員(人)	3,140

【第7期計画期間における介護保険施設等整備目標】

種 類		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合 計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※1	施設数(か所)	0	1	3	4
	定 員(人)	0	100	370	470
介護老人保健施設	施設数(か所)	0	0	0	0
	定 員(人)	0	0	0	0
介護療養型医療施設 (介護医療院) ※2	施設数(か所)	—	—	—	—
	定 員(人)	—	—	—	—
特定施設入居者生活介護 ※3	施設数(か所)	0	0	0	0
	定 員(人)	0	0	0	0

※1 整備区域については、利用希望の多い「多床室」を含む場合は市全域を、「ユニット型」のみは市街化区域を補助対象とします。定員について、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の整備がある場合は数に含みます。

※2 介護療養型医療施設は、平成24年度以降は新設が認められていません。
介護療養型医療施設は経過措置期間が6年間あり、介護老人保健施設または介護医療院等への転換が予定されます。また、介護医療院は、国や県の方針に基づき整備が進められます。

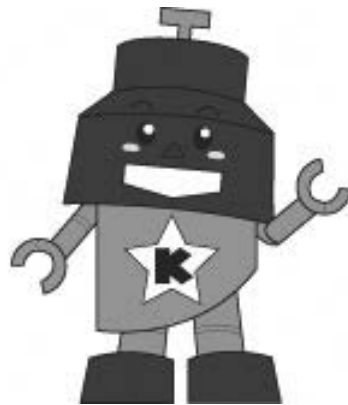
※3 他施設からの転換及び既に指定を受けている特定施設入居者生活介護の増床を含みます。

○ 介護保険事業の対象外サービスに係る事業について

近年、本市の養護老人ホーム（１か所）については、定員に満たない状況となっており、また、軽費老人ホーム（２か所）については、待機者が少数であることから、第７期計画期間での整備は想定しておりません。

また、老人福祉センター（１０か所）については、当面現状のまま維持します。

さらに、サービス付き高齢者向け住宅の整備については、川口市住生活基本計画に基づき、適切な整備が図れるよう関係部局と調整を図ってまいります。



川口市マスコット「きゅぼらん」

3 サービスの質の向上

第6期計画の振り返り

- 事業者数が増加している中、適切な介護保険サービスの確保と介護保険制度に対する信頼を高めるため、介護給付適正化主要5事業等の取り組みを行いました。

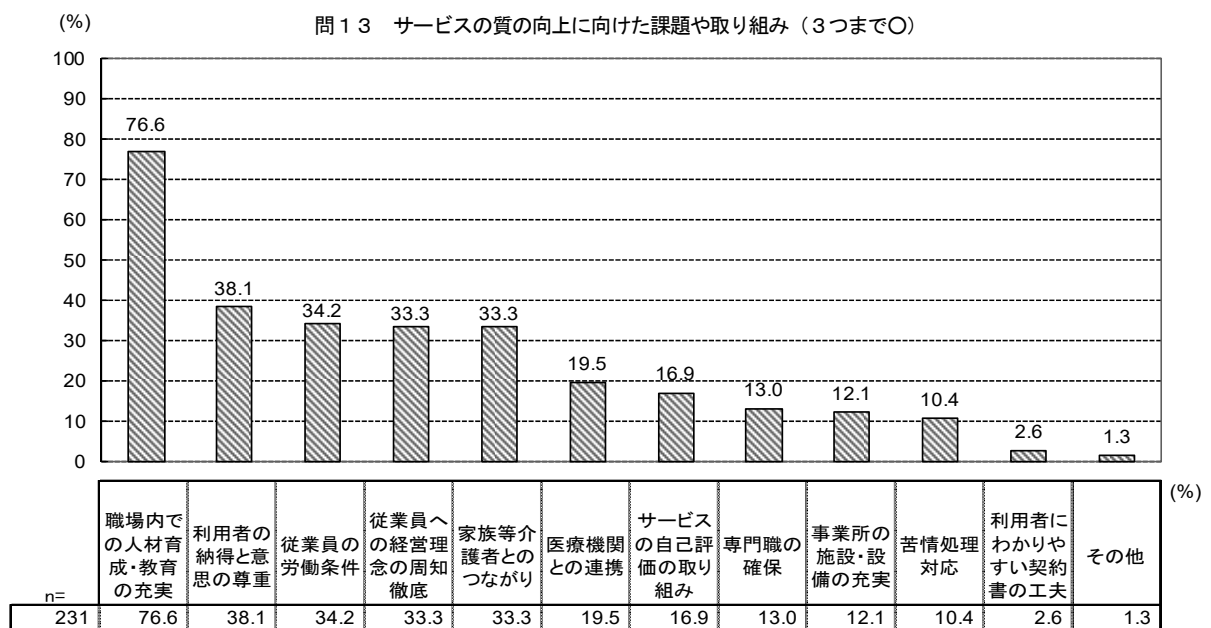
第7期計画のポイント

- 介護サービス事業者へのアンケート調査結果によると、サービスの質の向上に向けた課題は、「職場内での人材育成・教育の充実」が76.6%で最も高く、次いで「利用者の納得と意思の尊重」が38.1%、「従業員の労働条件」が34.2%と続いています。

今後も、高齢者及びその家族等が安心してサービスを利用し続けることができるよう、保険者として介護給付の適正化、サービスの質の確保と向上に取り組めます。

【サービスの質向上に向けた課題や取り組み】

(介護サービス事業者)



- 第6期計画の取り組みを踏襲し、利用者への適切な情報提供等を通じて、給付と負担の関係をわかりやすく示し、利用者も安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。

主な取り組み

(1) 介護給付費の適正化の推進

介護給付適正化主要5事業の推進、利用者への適切な情報提供等を通じて、給付と負担の関係をわかりやすく示し、利用者も安心してサービスを利用できるよう、質の向上に努めます。また、適正化事業実施に当たっては、給付実績の活用を通じて点検効果の向上を図ります。

(2) 医療と介護の連携による包括的なケアマネジメントの充実

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者と医療機関など、医療と介護の連携を促進し、利用者に対する包括的・継続的なケアマネジメントの強化・充実を図ります。

(3) 介護サービス従事者等の質の向上

介護支援専門員や介護サービス事業者の質の向上を図るため、関係機関による講習や研修等に関する情報提供を行います。

(4) 情報公表等による質の向上

全ての事業所が対象の介護サービス情報の公表制度の活用等により、介護サービスの質の向上を図ります。

(5) 事業者に対する指定・監督

中核市移行に伴い、介護保険事業の設備・運営等に関する基準を市が策定し、介護事業者に対する指定や監督、指導を行うなど質の確保に努めます。

(6) 介護人材の確保

介護人材の確保は、介護サービスを安定的に供給するための重要な課題です。そのため、国や県、介護事業者などと連携し、介護人材の確保に資する事業に取り組みます。

○ 川口市介護相談員派遣事業について

川口市では、介護保険サービス利用者や家族からの疑問や不安を解消し、介護サービスの質の向上をめざすため、平成 14 年度から介護相談員派遣事業を実施しています。

介護相談員とは、介護保険のサービスを利用しているかたのなかには、サービス提供事業者の対応やサービスの質について、要望や希望、疑問や不満を抱いているかたも少なくありません。しかし、事業者の職員などに対する気兼ねなどから、我慢や遠慮をしてしまうことがあります。

介護相談員は、行政でも事業者でもない第三者の立場で、利用者などからお話を聞き、利用者と事業者との橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上に向けた活動を行います。

○ 利用者・介護者への支援

制度を理解してもらうための支援として、サービスの利用方法やサービスの種類などの情報をわかりやすく提供しています。

種 別	発行部数	配布場所
介護保険パンフレット	15,000 部	市役所窓口、川口駅前行政センター、各支所、各地域包括支援センター
介護保険サービスマップ	6,000 部	
介護サービス事業者ガイドブック (ハートページ) ※	6,400 部	市役所窓口、各地域包括支援センター
その他 ・市ホームページ（制度全般の説明） ・広報かわぐち（介護予防・日常生活支援総合事業の特集）		

※ハートページとは、介護保険情報や介護サービス事業者の情報を民間企業と協働で発行し、市役所の窓口、各地域包括支援センターで配布しています。

【 主要事業 】

事業名	事業概要	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
要介護認定の適正化	調査員研修及び調査票の精査実施	18,300 件	20,500 件	22,000 件
ケアプランの点検	居宅介護サービス計画書の内容点検による適正なケアマネジメント実施の支援	20 件	25 件	25 件
住宅改修等の点検	住宅改修の施行状況等の点検	1,670 件	1,740 件	1,800 件
縦覧点検・医療情報との突合	算定回数や日数等の点検・医療給付情報と介護給付情報の整合性の点検	—	—	—
介護給付費通知	利用者へのサービス内容確認と不正請求の防止を図る	76,500 件	80,700 件	85,130 件
技能検定等受検手数料助成金	介護事業者に対して介護福祉士合格者の受検料を助成する	50 件	100 件	100 件

【 介護保険サービスの体系 】

要介護 1 ～ 5 対象の介護給付
要支援 1、2 対象の予防給付 があります。

居宅サービス

訪問サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

通所サービス

- 通所介護
(デイサービス)
- 通所リハビリテーション
(デイケア)

短期入所サービス (ショートステイ)

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護

- 特定施設入居者生活介護
(有料老人ホーム 等)

- 福祉用具貸与

- 特定福祉用具販売

- 住宅改修費

- 居宅介護支援・介護予防支援
(ケアプランの作成)

施設サービス (要介護 1 ～ 5 のみ)

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム 新規入所できるのは原則要介護 3 以上)
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院 ※「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護施設

地域密着型サービス

認知症高齢者や中・重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系です。

事業者が所在する市町村に居住するかたが利用対象者となっています。

- 小規模多機能型居宅介護 (訪問介護、通いサービス、泊まり (短期入所))

- 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

- 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (要支援 2、要介護 1 ～ 5 のみ)

- 地域密着型特定施設入居者生活介護 (要介護 1 ～ 5 のみ)

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(定員 29 人以下の特別養護老人ホーム) (要介護 1 ～ 5 のみ 新規入所できるのは原則要介護 3 以上)

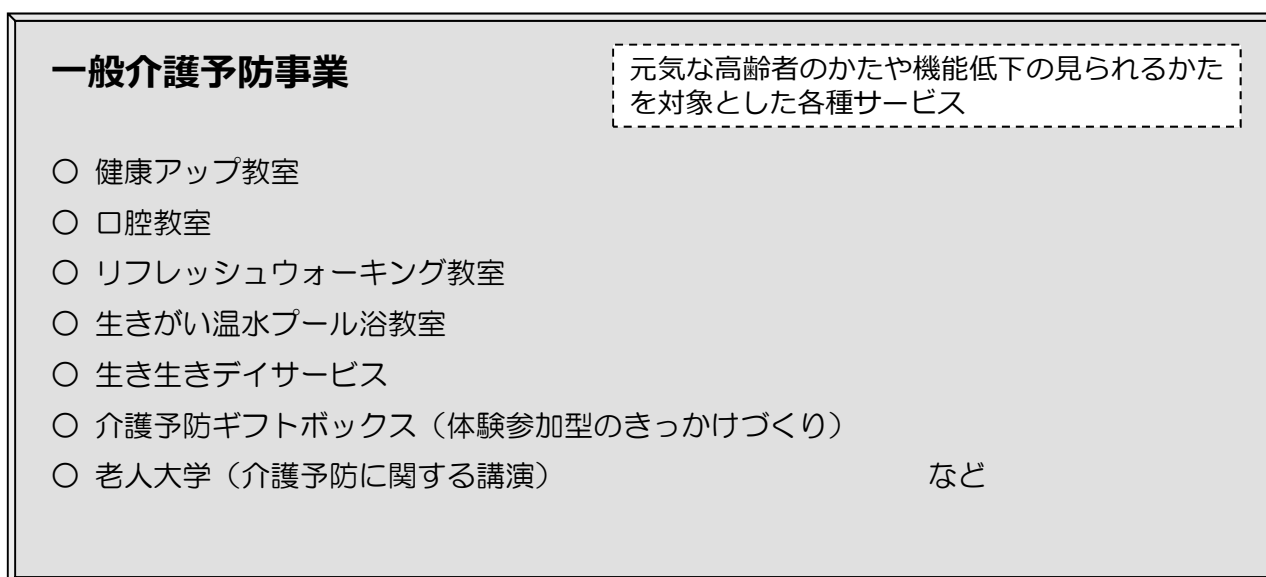
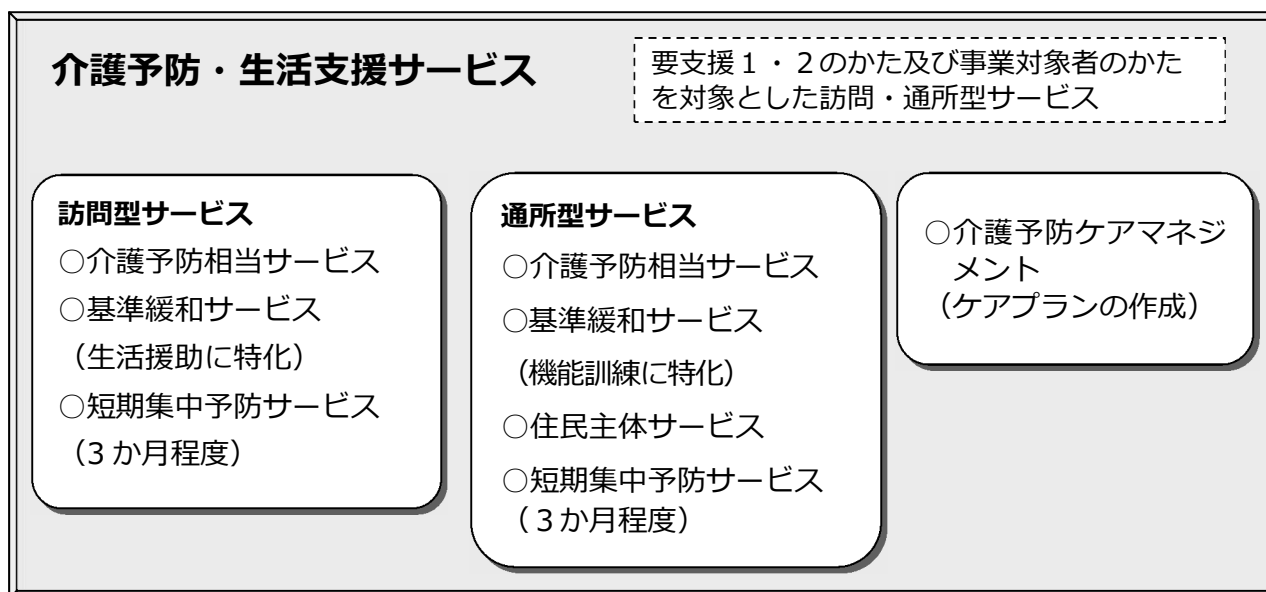
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護 1 ～ 5 のみ)

- 地域密着型通所介護

- 夜間対応型訪問介護 (要介護 1 ～ 5 のみ)

- 認知症対応型通所介護

【介護予防・日常生活支援総合事業の体系】



基本方針 3 地域が連携して支えあいながら暮らせるまち

保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実した、また、地域住民による声かけや見守り活動等の充実した、地域で支えあいながら暮らせるまちをめざします。

1 地域包括支援センターの効果的な運営

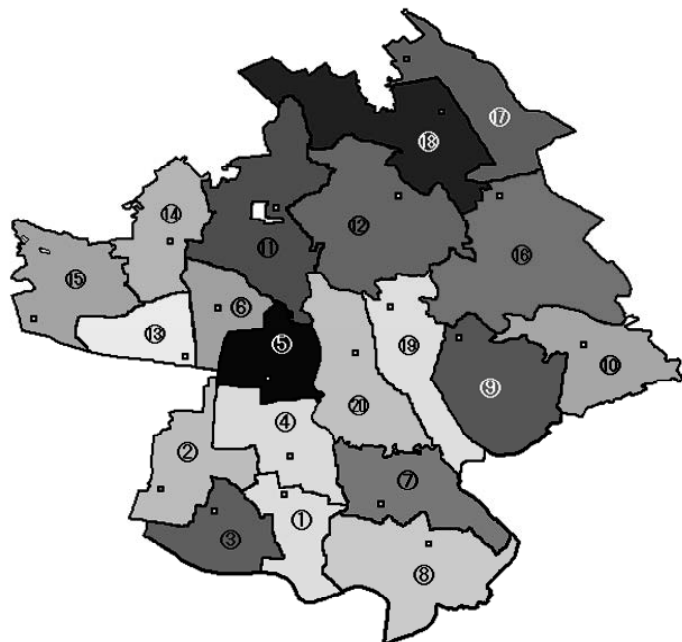
第6期計画の振り返り

平成27年度に1か所、平成28年度に2か所、地域包括支援センターを増設し、平成28年度に0.5人、29年度に1人、各地域包括支援センターの職員の増員を行いました。また、平成27年度をもって老人介護支援センターを廃止し、その役割は地域包括支援センターに引き継ぎました。

第7期計画のポイント

- 地域包括支援センターは、第6期に引き続き、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、成年後見など権利擁護に関する相談等、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務とし、地域包括ケアシステム構築へ向けた取り組みの推進を図ります。

【 市内地域包括支援センター一覧 】



単位:人

地 区 名	人 口	65 歳以上
①中央	38,588	6,818
②横曽根	46,305	8,618
③西	28,836	5,645
④青木	36,537	8,118
⑤上青木	23,000	5,713
⑥前川	19,014	5,159
⑦南平	33,041	7,538
⑧南平みなみ	32,046	6,769
⑨新郷	22,156	6,385
⑩新郷東	17,605	5,045
⑪神根	28,789	7,863
⑫神根東	19,385	4,993
⑬芝	30,540	7,156
⑭芝伊刈	22,762	6,251
⑮芝西	32,373	8,331
⑯安行	37,420	8,703
⑰戸塚	33,357	5,861
⑱戸塚西	33,952	5,020
⑲鳩ヶ谷東部	28,198	7,701
⑳鳩ヶ谷西部	36,146	7,922

平成30年1月1日現在

(1) 地域を支援する体制の強化

- 高齢者人口の増加に加え、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進等を図る中で、地域包括支援センターの増設や各センターの業務内容の拡大、業務量の増大に応じた組織体制・人員体制の強化を図ります。

(2) 効果的な運営体制の構築

- 在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進等を図る中で、地域包括支援センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を推進します。

また、センターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に対する評価が不可欠であることから、川口市介護保険運営協議会等による評価、PDCAの充実等、継続的な評価・点検の取り組みを強化するとともに、センターの取り組みについて周知を図ります。

(3) 日常生活圏域について

- 日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭に、地域の実情に応じて定めることとなっています。

本市では第6期計画より地域包括支援センターの担当区域を日常生活圏域として、20 か所に拡大して、地域においてより細やかな対応としたところです。

本計画においても、平成 37（2025）年度を目途に地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることから、今後も各地域の高齢者人口の推移や地域ケア会議での議論の状況等を踏まえつつ、必要性が認められた場合は、圏域の見直しを行うことといたします。



2 地域包括ケアを支えるしくみの整備・充実

第6期計画の振り返り

全地域包括支援センターにおいて、地域の現状や課題を把握するため、地域診断を実施し、それを基に地域づくりを行うため、生活支援コーディネーターを配置しました。また、個別事例検討のための会議や、地域課題を検討するための会議を実施しました。

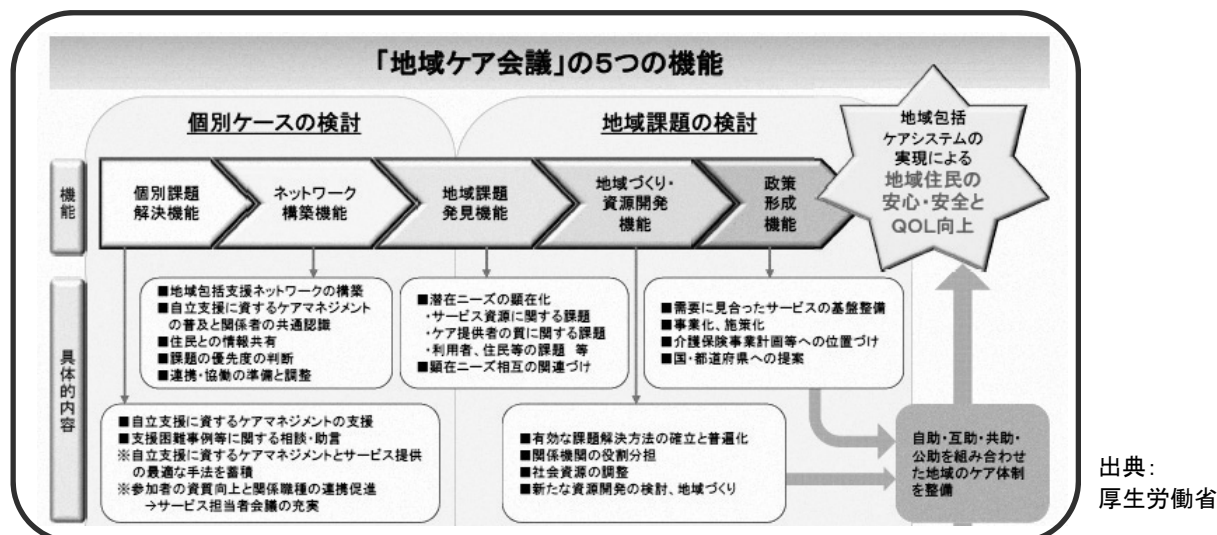
第7期計画のポイント

- 各包括圏域内、及び圏域間における保健医療と介護・福祉のネットワーク体制の強化を図り、個別支援を通じて、医療介護の地域資源の把握と連携ノウハウの構築・共有化を進めていきます。
- 地域社会の変化を的確にとらえ、施策、事業に反映するしくみ（地域診断等）により、関係機関がきめ細かな対応を図れるよう、地域診断・政策立案ツール（「地域包括ケア見える化システム」など）を活用し、迅速的確な分析とともに、施策立案から実践へとつなぐしくみを構築します。
- また、地域包括ケアシステムは、高齢者の身近な生活圏域においてフォーマル、インフォーマルなネットワークの連携と協働を形作る必要があるため、行政、事業者、地域団体、地域住民のそれぞれが支え合うネットワークに参画しその地域ならではの支えあいがなされるよう、計画的にしくみづくりを進めていきます。

(1) 地域ケア会議の推進

- 「個別課題の検討・解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能の強化により、きめ細かな課題解決を通じた地域ごとのケア体制構築をめざします。

また、自立支援・介護予防の視点で、多職種からの専門的な助言を得ながらケアプランを作成、支援方法を検討する自立支援型地域ケア会議の開催を推進します。



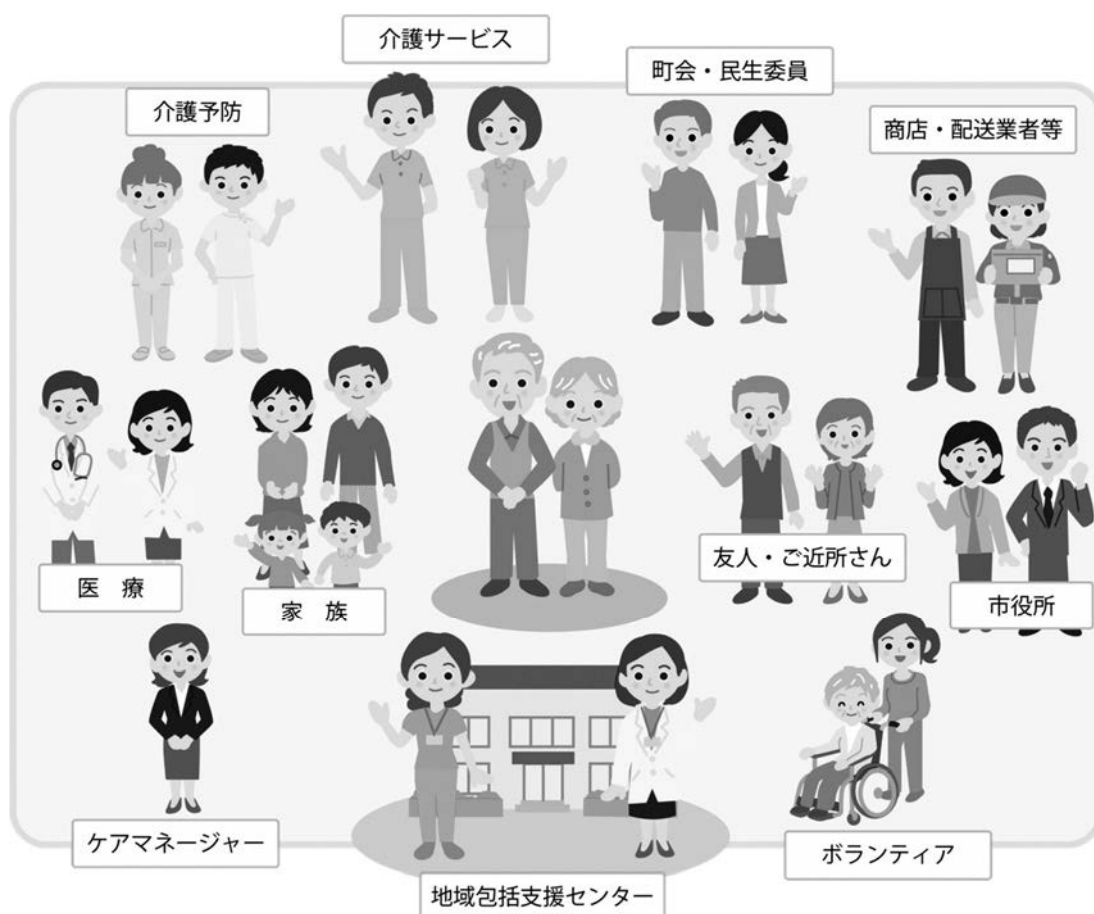
(2) 生活支援体制の基盤整備

- 様々な支援を必要とする高齢者が増加する中、ボランティア、NPO、民間企業等が地域の状況に応じたサービスを提供することが求められており、多様な主体による多様な生活支援サービスが利用できる地域づくりをめざします。

生活支援コーディネーターにより、ボランティア等の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や、ネットワークの構築、地域のニーズとサービスのマッチングなどを行い、生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて取り組みます。

また、協議体により、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進し、生活支援サービスの体制整備を推進します。

■「つながるしくみ」イメージ図



3 地域福祉の充実

第7期計画のポイント

地域住民によるふだんからの見守りや声かけなどの活動を通じて、高齢者ケアに対する意識の醸成と参加を図るよう、自治会、町内会、社会福祉協議会をはじめ、ボランティア、NPO団体などとの連携・協働の機会づくりを図ります。

(1) 地域で支えあうしくみづくり 【第2期川口市地域福祉計画 基本目標1】

地域に存在する様々な問題・課題を解決するために、地域コミュニティの創造・強化や、分野を超えた相談・コーディネート体制の充実を進めます。

(2) 伝え育むしくみづくり 【第2期川口市地域福祉計画 基本目標2】

地域の課題を福祉サービスにつなげ、解決へと導くために、市民の啓発やサービス提供者の情報発信力の強化に取り組むとともに、次世代を担う地域の福祉人材の育成・発掘に努めます。

(3) その人らしく暮らす環境づくり 【第2期川口市地域福祉計画 基本目標3】

様々な特性を持った市民がお互いの多様性を認めあい、自己実現を図ることができる環境づくりを進めます。

(4) 避難行動要支援者登録制度

災害時の避難に特に支援を必要とする高齢者、障害者等に対し、市が発令する避難情報を伝達し、早期に安全な場所への避難誘導を行うとともに、速やかに安否の確認が取れるよう要支援者情報を地域の関係機関と共有し、連携することにより支援していきます。

主な取り組み

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 地域で支えあうしくみづくり | ○第2期川口市地域福祉計画 基本目標1 |
| (2) 伝え育むしくみづくり | ○第2期川口市地域福祉計画 基本目標2 |
| (3) その人らしく暮らす環境づくり | ○第2期川口市地域福祉計画 基本目標3 |
| (4) 避難行動要支援者登録制度 | |

4 地域共生社会に向けた工程

国では地域共生社会に向けて、当面の改革工程を示しています。市では国の動向を注視するとともに、必要な施策や取り組みを進めていきます。

【地域共生社会に向けた工程】現在～今後

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- ◆更なる制度見直し
- ◆2020年代初頭：全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

出典：厚生労働省

VI 介護サービス給付の推移と見込み

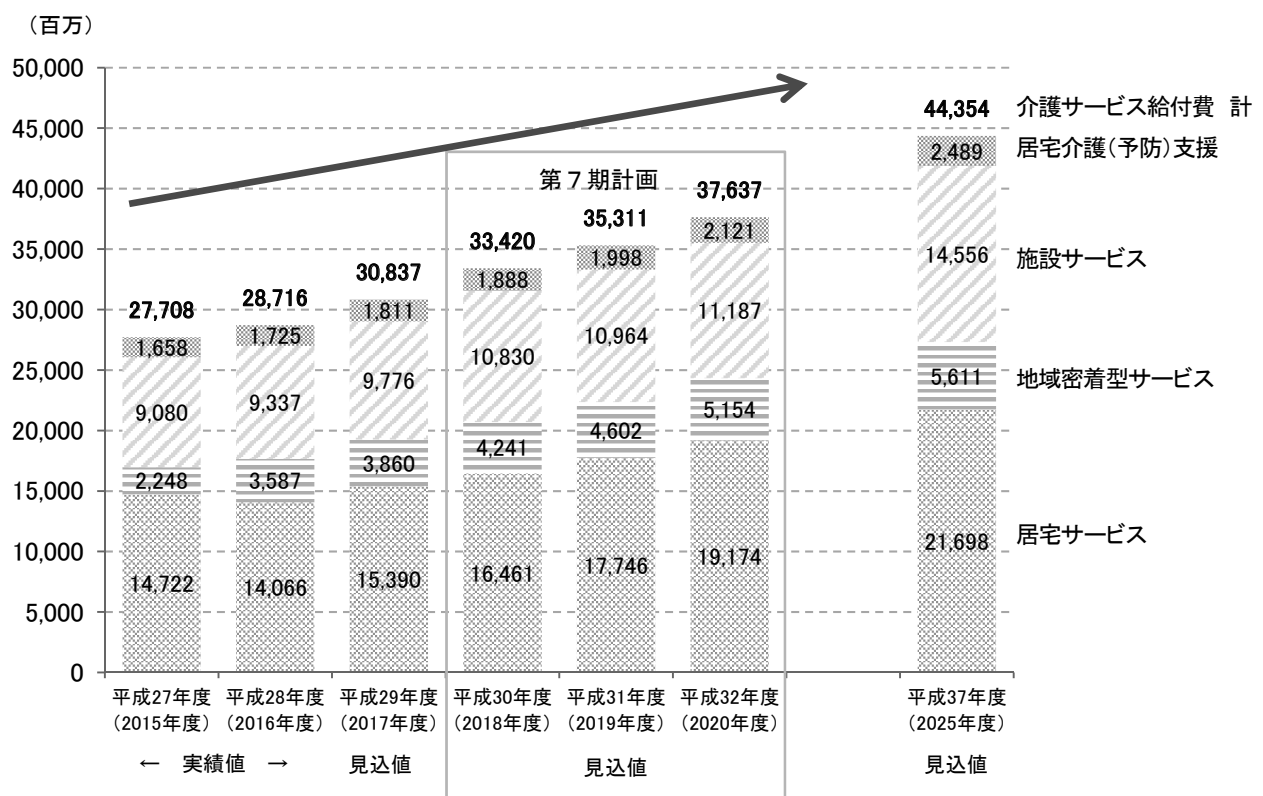
1 介護サービス給付の推移と見込み

介護サービス（予防給付、介護給付）にかかる費用について、第7期の3年間に必要な費用額は、およそ1,064億円と見込まれます。

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年以降には、給付費のさらなる増大が予測されます。

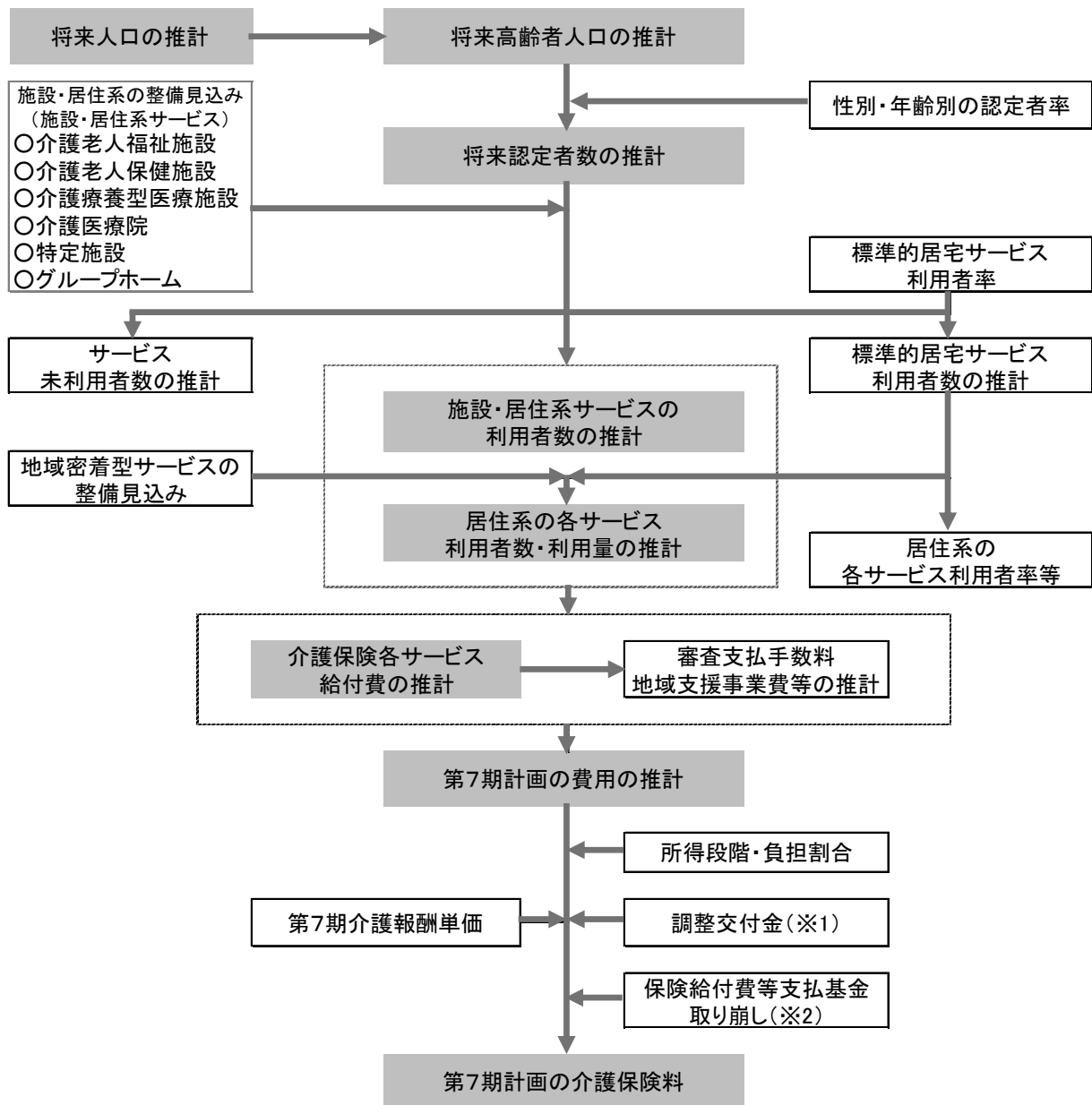
高齢化の進展による介護サービス給付費上昇は、被保険者、国・県・市負担を増加させます。本市では、こうした状況に対応し介護保険制度の安定した運用を図れるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて、高齢者の自立支援・重度化防止などの施策を計画的に進めます。

【 介護サービス給付費の推移 】



資料：介護保険事業計画用ワークシート

2 介護サービス見込み量等の算出フロー



※1 調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの。具体的には、「後期高齢者の加入割合」と「所得段階別の加入割合」の格差を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。

※2 保険給付費等支払基金取り崩し

介護保険料については、中期財政運営(3年間)を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなります。剰余金の適切な管理のため、保険者は基金を設置し、これを活用するものとされています。

3 第7期計画期間における介護給付等の見込み

第7期計画期間における介護給付等の見込み

(1) サービス利用者（年度別）

【介護予防サービス利用者数の現状と見込み】※年度別延べ利用者数 単位:人

	第6期計画期間			第7期計画期間(見込値)			見込値
介護予防居宅サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護予防訪問介護	12,204	12,156	9,744				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	24	24	24	48
介護予防訪問看護	1,104	1,344	1,608	1,860	2,052	2,268	2,700
介護予防訪問リハビリテーション	132	216	516	288	312	348	420
介護予防居宅療養管理指導	1,512	1,620	1,884	2,112	2,364	2,652	3,144
介護予防通所介護	17,112	19,116	16,188				
介護予防通所リハビリテーション	2,220	2,460	2,544	2,820	3,012	3,228	3,828
介護予防短期入所生活介護	132	144	132	156	156	156	156
介護予防短期入所療養介護(老健)	12	12	12	24	24	24	24
介護予防福祉用具貸与	9,228	10,728	12,624	14,028	15,252	16,596	19,752
特定介護予防福祉用具購入費	408	384	396	504	564	624	744
介護予防住宅改修	444	492	456	504	516	540	588
介護予防特定施設入居者生活介護	1,164	1,080	1,188	1,404	1,632	1,872	2,448

介護予防地域密着型サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護予防認知症対応型通所介護	24	0	12	24	24	24	24
介護予防小規模多機能型居宅介護	120	36	24	60	108	228	216
介護予防認知症対応型共同生活介護	24	24	24	48	48	48	48

介護予防支援	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護予防支援	31,332	33,936	32,136	19,200	20,400	21,600	25,308

資料：介護保険事業計画用ワークシート

【 介護サービス利用者数の現状と見込み 】 ※年度別延べ利用者数 単位:人

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間(見込値)			見込値
居宅サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
訪問介護	45,264	46,632	48,168	51,216	53,484	56,112	62,124
訪問入浴介護	4,200	3,924	4,008	4,188	4,320	4,464	4,620
訪問看護	15,708	16,896	18,756	20,952	23,208	25,704	30,576
訪問リハビリテーション	2,028	2,376	2,964	3,504	4,140	4,560	4,800
居宅療養管理指導	31,704	34,248	38,580	43,680	48,804	54,456	64,752
通所介護	62,664	48,912	51,864	61,476	65,124	68,064	80,808
通所リハビリテーション	10,632	11,220	11,868	12,804	13,656	14,604	17,376
短期入所生活介護	8,676	8,808	9,192	9,360	9,768	10,272	10,620
短期入所療養介護(老健)	1,776	1,704	1,656	1,668	1,740	1,788	1,896
福祉用具貸与	63,252	67,272	71,520	79,260	86,124	93,804	111,576
特定福祉用具購入費	1,272	1,260	1,440	1,572	1,752	1,956	2,340
住宅改修費	1,020	1,044	1,032	1,164	1,224	1,260	1,380
特定施設入居者生活介護	10,284	12,024	14,400	17,208	19,824	22,884	27,360

地域密着型サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	24	84	648	972	1,656	1,872
夜間対応型訪問介護	0	0	0	120	228	468	528
認知症対応型通所介護	1,152	1,236	1,224	1,524	1,584	1,716	2,136
小規模多機能型居宅介護	1,164	960	816	888	1,176	1,476	1,644
認知症対応型共同生活 介護	6,324	6,384	6,372	6,432	6,468	6,564	7,008
地域密着型特定施設入 居者生活介護	216	228	252	264	264	264	264
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	1,152	1,152	1,128	1,116	1,128	1,452	1,776
看護小規模多機能型居 宅介護	0	0	0	252	612	972	996
地域密着型通所介護		21,576	23,340	26,196	28,644	31,404	37,356

資料：介護保険事業計画用ワークシート

※年度別延べ利用者数 単位:人

第 6 期計画期間				第 7 期計画期間(見込値)			見込値
施設サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護老人福祉施設	22,248	23,136	24,444	27,048	27,504	28,200	41,724
介護老人保健施設	10,452	11,040	10,956	11,916	11,976	12,132	11,808
介護医療院 (平成 37 年度は介護療 養型医療施設を含む)				0	0	360	732
介護療養型医療施設	1,800	1,584	1,128	1,272	1,272	912	
居宅介護支援	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
居宅介護支援	102,204	107,688	114,288	123,036	130,140	138,180	162,096

資料：介護保険事業計画用ワークシート

(2) サービス給付費（年度別）

【 介護予防サービス給付額の現状と見込み 】 ※年間の給付額 単位:千円

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間(見込値)			見込値
介護予防居宅サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護予防訪問介護	213,386	209,991	169,586				
介護予防訪問入浴介護	32	24	0	19	19	19	39
介護予防訪問看護	29,603	37,660	49,685	55,984	64,180	72,553	89,993
介護予防訪問リハビリテーション	3,928	5,796	18,047	10,286	12,495	15,132	19,716
介護予防居宅療養管理指導	17,843	18,440	21,926	24,657	27,614	30,978	36,725
介護予防通所介護	462,140	516,317	428,890				
介護予防通所リハビリテーション	68,338	73,497	77,277	86,587	92,391	99,106	117,581
介護予防短期入所生活介護	3,520	4,855	4,572	5,638	5,641	5,641	5,641
介護予防短期入所療養介護(老健)	535	548	974	952	963	1,053	1,064
介護予防福祉用具貸与	43,774	49,933	59,219	65,883	71,634	77,945	92,763
特定介護予防福祉用具購入費	9,447	9,637	9,066	11,464	12,832	14,194	16,923
介護予防住宅改修	45,612	49,847	46,608	51,445	52,695	55,120	60,044
介護予防特定施設入居者生活介護	87,375	76,601	85,927	101,897	118,443	136,075	180,388

介護予防地域密着型サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護予防認知症対応型通所介護	722	283	1,648	795	795	795	795
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,620	2,153	1,646	4,007	8,385	18,840	18,233
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,709	5,369	5,705	9,828	9,833	9,833	9,833

介護予防支援	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護予防支援	146,171	158,114	148,632	89,164	94,785	100,337	117,673

資料：介護保険事業計画用ワークシート

【 介護サービス給付額の現状と見込み 】 ※年間の給付額 単位:千円

	第 6 期計画期間			第 7 期計画期間(見込値)			見込値
居宅サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
訪問介護	2,663,057	2,724,237	2,897,533	3,087,716	3,233,914	3,405,640	3,829,611
訪問入浴介護	235,458	223,793	231,642	243,580	252,222	259,876	276,799
訪問看護	680,509	713,918	807,560	942,778	1,079,084	1,232,311	1,704,145
訪問リハビリテーション	67,595	83,288	110,113	141,876	176,680	206,747	279,149
居宅療養管理指導	409,882	440,364	506,304	576,031	643,893	718,461	854,300
通所介護	5,014,819	3,817,138	4,082,354	4,477,950	4,539,280	4,557,075	4,260,054
通所リハビリテーション	758,107	770,277	819,522	842,198	876,936	914,557	1,100,745
短期入所生活介護	758,057	798,069	939,688	1,014,523	1,130,884	1,291,659	1,527,937
短期入所療養介護(老健)	138,977	132,460	139,593	159,510	180,578	201,315	258,958
福祉用具貸与	896,104	934,491	981,448	1,088,281	1,182,483	1,287,905	1,531,982
特定福祉用具購入費	35,729	36,892	41,335	44,956	50,077	55,895	66,833
住宅改修費	93,304	95,917	87,870	100,393	105,471	108,637	118,977
特定施設入居者生活介護	1,984,725	2,241,732	2,773,345	3,326,722	3,835,396	4,426,270	5,268,022
地域密着型サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	3,174	16,923	117,760	182,671	305,314	306,212
夜間対応型訪問介護	0	0	0	3,598	6,797	16,528	18,062
認知症対応型通所介護	128,741	139,572	155,266	196,769	216,440	243,371	366,545
小規模多機能型居宅介護	225,144	190,439	159,768	178,107	239,717	295,110	327,755
認知症対応型共同生活 介護	1,570,249	1,568,283	1,610,598	1,634,672	1,644,825	1,670,227	1,781,912
地域密着型特定施設入 居者生活介護	40,697	43,099	47,292	48,742	48,764	48,764	48,764
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	270,565	266,460	269,986	267,606	270,769	349,135	426,754
看護小規模多機能型居 宅介護	0	0	0	55,902	132,838	219,221	225,167
地域密着型通所介護		1,368,538	1,590,842	1,722,954	1,840,540	1,977,073	2,080,538

資料：介護保険事業計画用ワークシート

※年間の給付額 単位:千円

第 6 期計画期間				第 7 期計画期間(見込値)			見込値
施設サービス	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
介護老人福祉施設	5,523,564	5,714,538	6,270,780	6,978,537	7,096,630	7,277,190	10,880,508
介護老人保健施設	2,895,869	3,050,296	3,095,376	3,386,757	3,402,403	3,444,764	3,413,639
介護医療院 (平成 37 年度は介護療 養型医療施設を含む)				0	0	131,935	261,806
介護療養型医療施設	660,125	572,450	409,922	465,000	465,208	333,274	
居宅介護支援	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 37 (2025)
居宅介護支援	1,511,782	1,567,379	1,662,648	1,798,809	1,903,521	2,021,103	2,370,941

資料：介護保険事業計画用ワークシート

4 標準給付費等見込額（計画年度別）

【 第 7 期標準給付費等見込額 】

（単位：千円）

	合計	第 7 期			平成 37 (2025)
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
標準給付費見込額 (A)	113,464,160	35,251,272	37,600,495	40,612,393	47,860,023
総給付（一定以上所得者負担の調整後）	107,078,633	33,276,110	35,505,885	38,296,638	45,130,906
総給付費	106,368,037	33,420,333	35,310,726	37,636,978	44,353,526
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	▲ 616,420	▲ 144,223	▲ 228,570	▲ 243,628	▲ 287,105
消費税率等の見直しを勘案した影響額	1,327,016	0	423,729	903,287	1,064,485
特定入所者介護サービス費等給付額※ 1（資産等勘案調整後）	3,450,369	1,106,656	1,133,343	1,210,370	1,426,421
特定入所者介護サービス費等給付額	3,450,369	1,106,656	1,133,343	1,210,370	1,426,421
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額※ 2	2,558,764	748,353	837,656	972,755	1,146,392
高額医療合算介護サービス費等給付額※ 3	306,206	98,261	100,581	107,364	126,529
算定対象審査支払手数料※ 4	70,188	21,892	23,030	25,265	29,775
審査支払手数料一件あたり単価（円）		40	40	40	40
審査支払手数料支払件数	1,754,688	547,300	575,758	631,630	744,376
審査支払手数料差引額	0	0	0	0	0
地域支援事業費 (B)	5,599,057	1,787,702	1,868,964	1,942,392	2,466,153
介護予防・日常生活支援総合事業費	3,126,613	973,177	1,041,695	1,111,742	1,598,309
包括的支援事業・任意事業費	2,472,444	814,525	827,269	830,650	867,844
合 計（標準給付費見込額 (A) ＋地域支援事業費 (B)）	119,063,217	37,038,974	39,469,459	42,554,785	50,326,177

資料：介護保険事業計画用ワークシート

※1 特定入所者介護サービス費等給付額

介護保険施設等における居住費・食費のうち、基準となる費用と低所得のかたの負担限度額の差額を公費で賄う額。

※2 高額介護サービス費等給付額

介護保険の自己負担額が著しく高額になったかたの負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額。

※3 高額医療合算介護サービス費等給付額

介護保険と医療保険を合わせた自己負担額が著しく高額になったかたの負担を軽減するため、その費用を公費で賄う額。

※4 算定対象審査支払手数料

介護報酬審査、支払事務を委託している国民健康保険団体連合会に支払う経費。

5 介護予防・日常生活支援総合事業における上限額

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスは、国が示す上限額の範囲内で市町村が事業を実施することが想定されています。

上限額は、前年度の給付実績に直近3年の75歳以上の高齢者の伸び率を乗じたものとなります。

本市におきましては、直近の給付費の伸びから、第7期、第8期中には上限額を上回る可能性は少ないものの、その後、増加する給付費の伸びから第9期中には上限額を上回ることが予想されます。なお、上限額を上回った場合は、全額市の負担となります。

このため、保険給付を伴わないサービスの提供、地域ケア会議によるサービスの適正化、さらに総合事業から一部の事業を保健福祉事業(※)へ転換等の対策を検討する必要があります。

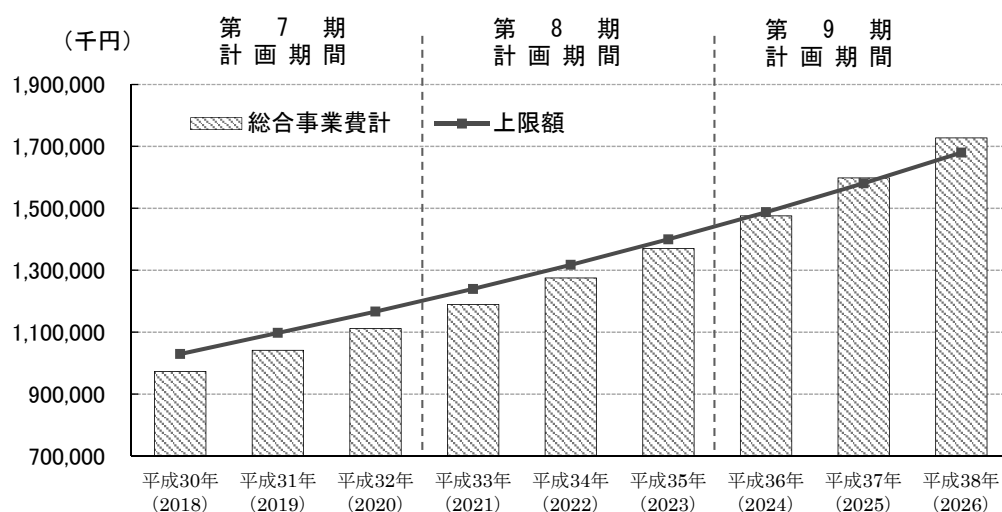
※保健福祉事業（法115条の49）

市町村は、地域支援事業のほかに、第1号被保険者からの保険料を財源として、被保険者や家族の介護者を対象とした事業を保健福祉事業として実施することができます。

【事業費の見込みと上限額の推移】

（単位：千円）

	第7期			第9期
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
介護予防・日常生活支援 総合事業費（a）	973,177	1,041,695	1,111,742	1,598,309
上限額（b）	1,029,362	1,097,642	1,166,411	1,580,578
上限額と総合事業費の差 （b）－（a）	56,185	55,947	54,669	△17,731



資料：総合事業費と上限額の推移

Ⅶ 第7期計画期間の第1号被保険者の介護保険料

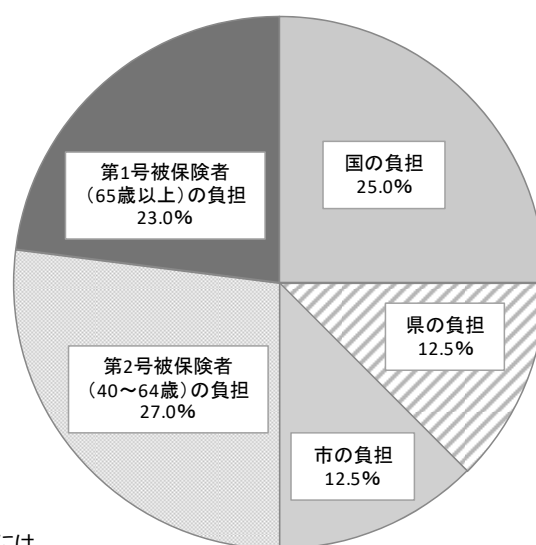
第7期計画期間（平成30（2018）年度から平成32（2020）年度）において介護保険サービスを利用する要介護認定者数の見込みや介護サービスに対する需要量、供給量等から推計した結果に加え、段階的に実施される予定の所得の低いかたへの保険料の軽減強化等をふまえ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの各年度における所得段階別保険料を算定しました。

なお、平成30（2018）年4月の介護報酬改定率は全体で0.54%の引き上げを見込んでいます。

1 介護給付費の負担割合

介護保険サービスに要する経費のうち、国が25.0%、県が12.5%、市が12.5%と全体の半分を公費で負担します。

第7期では、高齢者が増加し、人口構成割合が変化したことに対応するため、第1号被保険者負担割合がこれまでの22.0%から23.0%へ、第2号被保険者負担割合がこれまでの28.0%から27.0%へと変更されます。



※国の負担25%には、調整交付金5%が含まれます。

2 第1号被保険者保険料

（1）保険料基準額

各所得段階において保険料を決める基準となる金額のことです。

保険料は、本人や世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

○基準額(年額)＝給付にかかる費用×65歳以上のかたの負担分(23%)÷65歳以上の人数

第6期（平成27～29年度）

保険料基準額（年額） 59,400円



第7期（平成30～32年度）

保険料基準額（年額） 62,760円

（2）所得段階別負担軽減

第7期計画期間においては、第6期計画期間に引き続き保険料負担に関する緩和措置を図り、保険料の上昇への対応に努めます。

（3）公費投入

所得の低いかた（市民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、公費（国・県・市）を投入し、乗率の引き下げを行います。

（4）保険料所得段階

本市においては、国が示している9段階を基本に、市民の負担能力に応じた独自の多段階化を行い、17段階を設定しています。

■ 第7期計画の第1号被保険者保険料

所得段階	対 象 者	基準額に 対する 負担割合	保険料 (年額)	《参考》 第6期計画 保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給しているかた ●老齢福祉年金の受給者で、 本人および世帯全員が住民税非課税のかた ●本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.43 (※)	26,980円 (※)	25,540円 (※)
第2段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下のかた	0.70	43,930円	41,580円
第3段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	0.75	47,070円	44,550円
第4段階	●本人は住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.85	53,340円	50,490円
第5段階	●本人は住民税非課税（世帯に課税者がいる）で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	基準額	62,760円	59,400円
第6段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が125万円未満のかた	1.10	69,030円	65,340円
第7段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が125万円以上150万円未満のかた	1.25	78,450円	74,250円
第8段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満のかた	1.40	87,860円	83,160円
第9段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満のかた	1.50	94,140円	89,100円
第10段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満のかた	1.60	100,410円	95,040円
第11段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満のかた	1.70	106,690円	100,980円
第12段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が350万円以上400万円未満のかた	1.80	112,960円	106,920円
第13段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が400万円以上450万円未満のかた	1.90	119,240円	112,860円
第14段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が450万円以上500万円未満のかた	2.00	125,520円	118,800円
第15段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満のかた	2.10	131,790円	124,740円
第16段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満のかた	2.20	138,070円	130,680円
第17段階	●本人が住民税課税で、 前年の合計所得金額が800万円以上のかた	2.30	144,340円	136,620円

- (※)第1段階の基準額に対する負担割合および保険料（年額）は、公費による軽減後のものです。
- 第1～第3段階については、政令改正により更なる公費軽減を実施する場合があります。
- 介護保険法施行令の改正に伴い、平成30（2018）年4月から、保険料段階の判定基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得については、特別控除後の所得金額を用いることになります。
- なお、第1～第5段階においては、基準となる合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることになります。

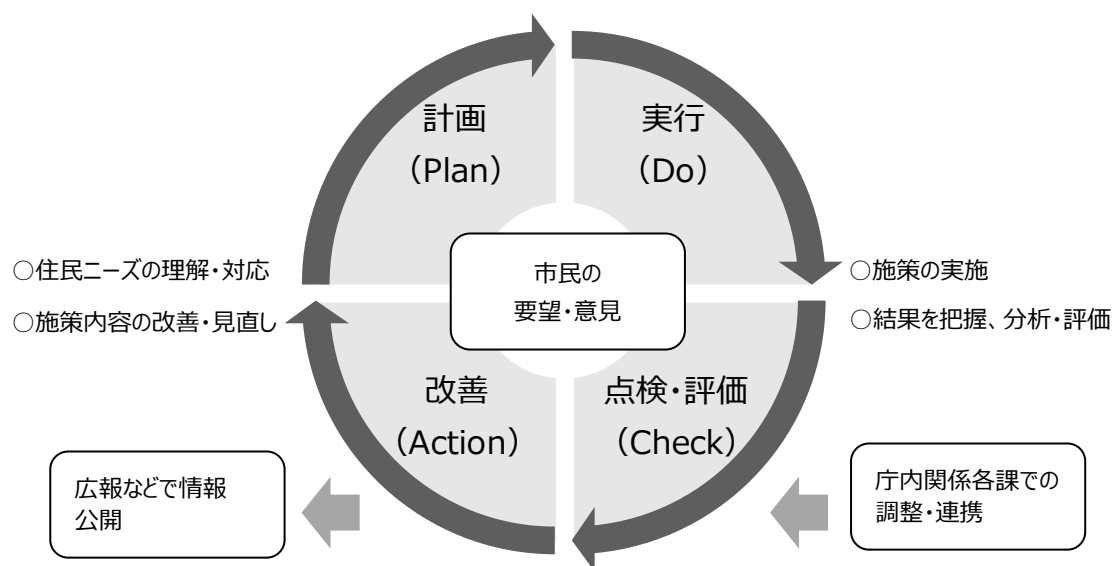
VII 計画の推進体制

1 PDCAサイクルに則った計画の推進

平成 29（2017）年の法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するため、関連施策目標の実績評価及び評価結果の公表を行うこととされています。

本市の介護保険施策を含む高齢者施策において、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の一連のサイクルに基づく取り組みにより計画的な推進を図っていきます。

■PDCAサイクルの概念図



（１）協議会等による審議

以下の運営協議会、運営委員会を設置し、高齢者福祉事業、介護保険事業を円滑に推進していきます。

① 社会福祉審議会の運営（平成 30 年 3 月 31 日まで「社会福祉保健審議会」）

社会福祉に関する事項を調査審議するため、議員、社会福祉事業従事者、学識経験者で構成される「川口市社会福祉審議会」を市長の附属機関として条例で設置しています。

② 介護保険運営協議会の運営

介護保険事業計画や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者から構成される「川口市介護保険運営協議会」を市長の附属機関として条例で設置しています。

第7期介護保険事業計画策定後も適宜、同協議会を開催し計画の達成状況や給付実績の報告を行い、介護保険の運営に関して幅広い討議を行い、円滑な事業計画の運営を推進していきます。

③ 地域包括支援センター運営協議会の運営

地域包括支援センターの運営について、公正性や中立性を確保するため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等から構成される「川口市地域包括支援センター運営協議会（川口市介護保険運営協議会が兼務）」を設置しています。

また、地域包括支援センターから提出される運用実績資料等報告にもとづいて、幅広い討議を行い、地域包括支援センターの業務を支援することに努めます。

④ 介護保険施設等運営について

介護保険施設等の指定基準及び介護報酬の設定、介護保険施設等の指定、サービスの質の確保及び運営の評価、その他サービスの適正な運営を確保するために必要な措置等について討議し、サービスの質の向上を図ります。

⑤ 地域密着型サービス運営委員会の運営

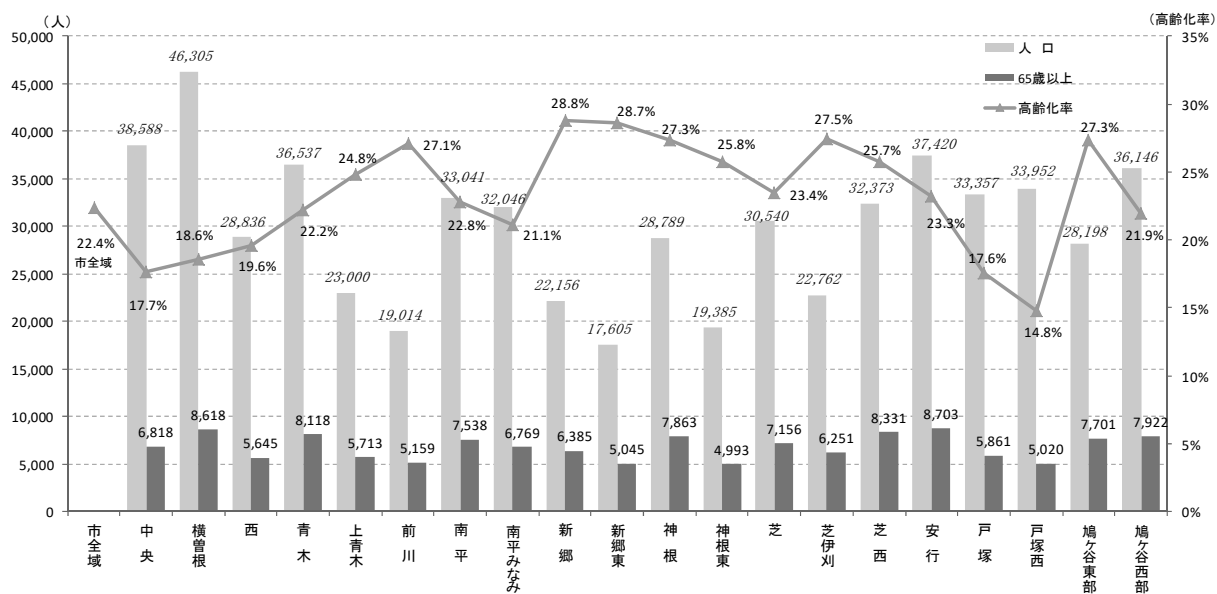
地域密着型サービスの円滑な運営を図るため、知識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等から構成される「川口市地域密着型サービス運営委員会（川口市介護保険運営協議会が兼務）」により、地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定、地域密着型サービス事業者の指定、サービスの質の確保及び運営の評価、その他サービスの適正な運営を確保するために必要な措置等について討議し、サービスの質の向上を図ります。

（２）庁内推進体制の運営

長寿支援課、介護保険課その他関係各部署の連携を図り、本計画を推進していきます。

資 料 編

1 日常生活圏域別高齢者数・高齢化率



(平成 30 年 1 月 1 日現在)

2 アンケート調査から見る高齢者の状況（日常生活圏域別）

（１）アンケート調査の概要

第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するにあたり、円滑な計画策定に必要な基礎資料とするための実態調査及び集計・分析を行うことを目的として、アンケート調査を実施しました。

① 調査実施時期

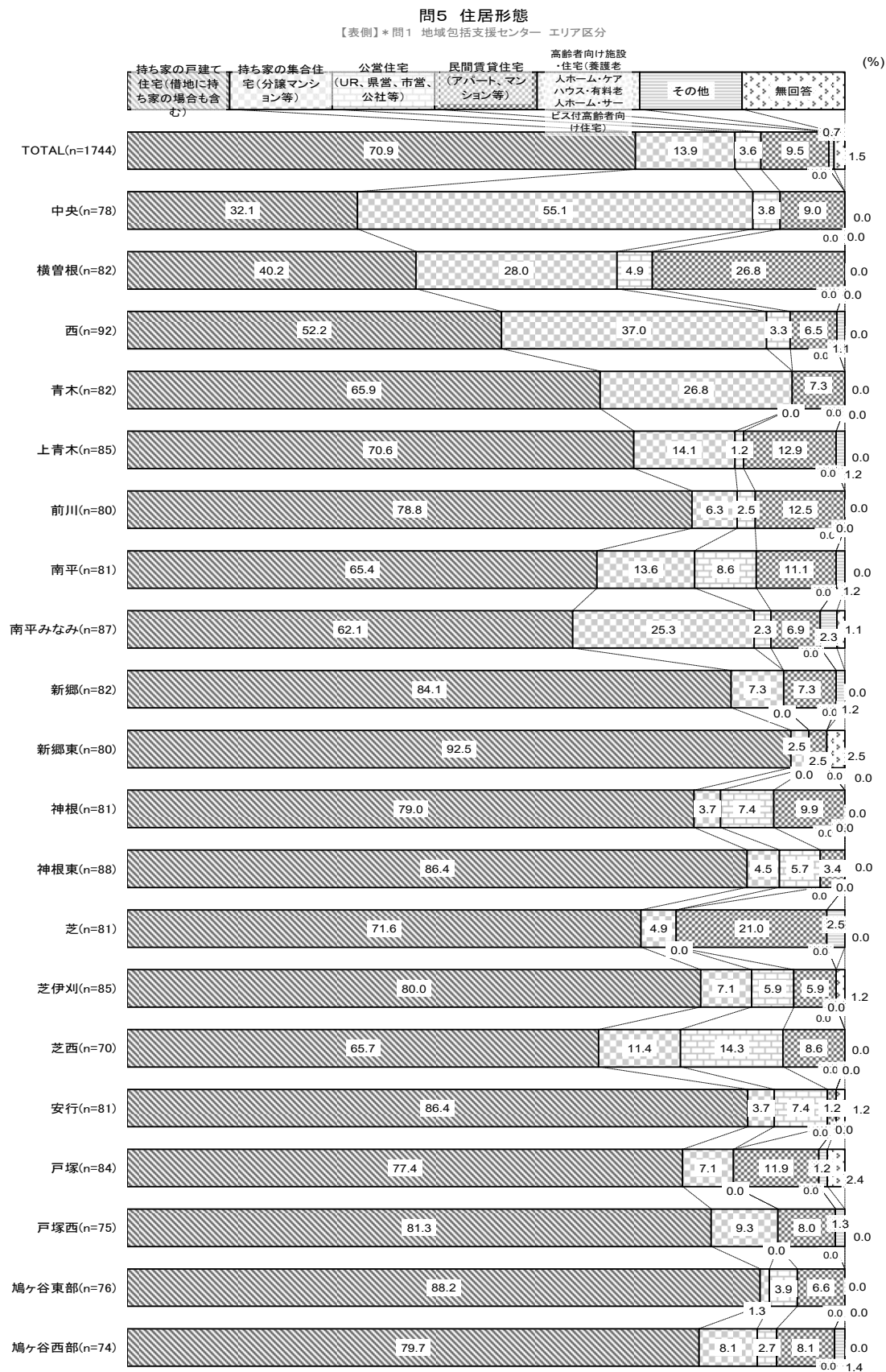
平成29年1月

② 設計・回収状況

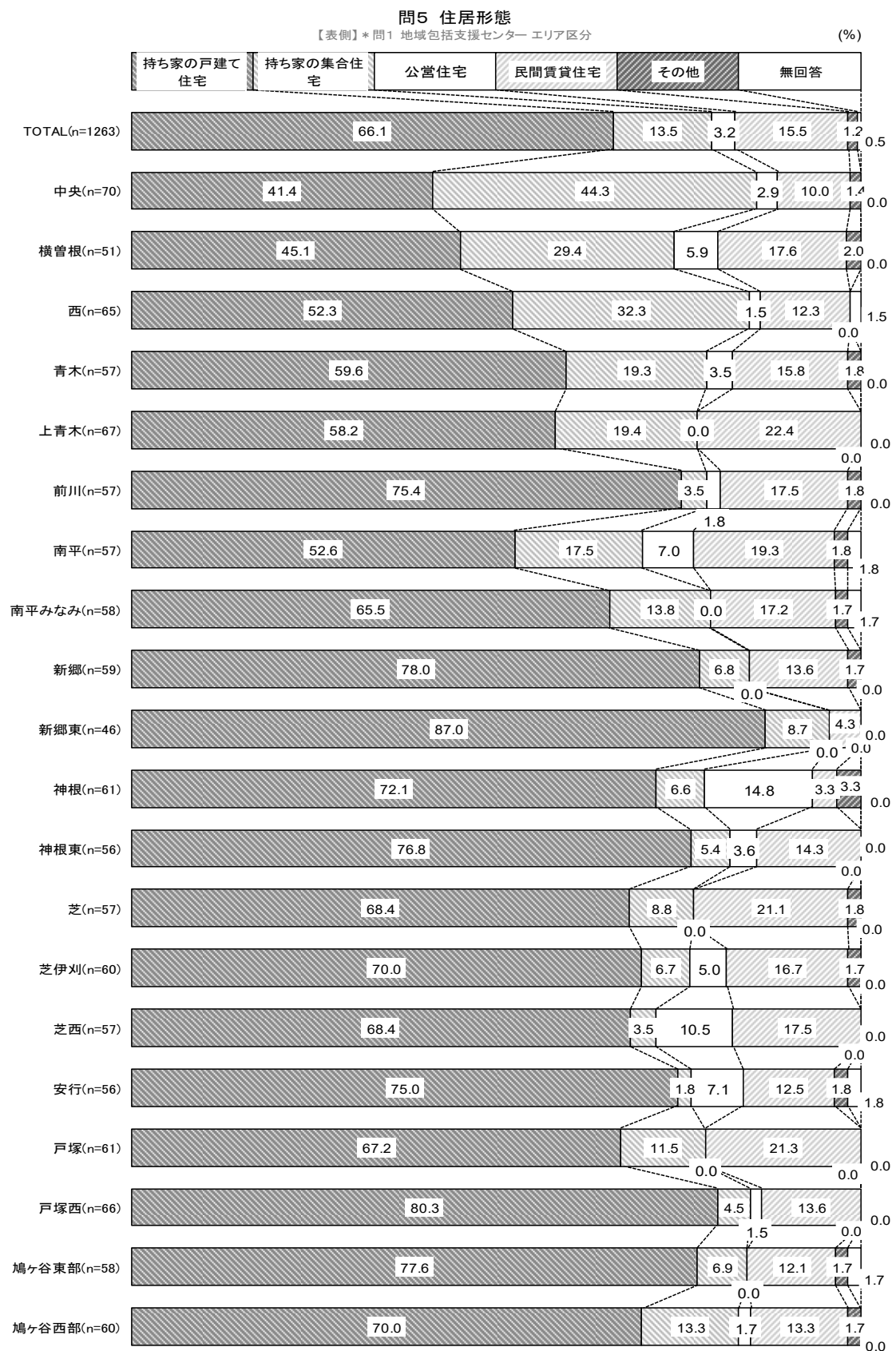
調査種類 調査方法	対 象	サンプ ル 数	有 効 回 収 数 (集計上の母 数)、回収率	主な調査項目（案） (市民向け①～③：共通基本属性 ：性・年齢・世帯構成・居住地域・居住 年数・住居形式 等)
ア. 65 歳 以 上 (1号被保 険者) 調 査 (郵 送 配 布・郵送回 収)	65 歳 以 上 (要支 援・要介護認定者 を除く) 男女個人	2,500s	1,744 s 69.8%	○健康状態、日常生活自立度、生きがい・ 社会参加、生活上の不安、今後の暮ら し方(地域活動への関心・意向等)、認 知症対策について ○今後の生活の場について (在宅、施設等) ○介護保険制度について (負担と給付のバランスの在り方、等)
イ. 在宅サービ ス利用者調 査 (郵 送 配 布・郵送回 収)	65 歳 以 上、要支 援・要介護認定者 で、在宅介護サー ビス利用者	2,000s	1,263s 63.2%	○要介護度、サービス利用状況 (介護サービス、医療サービス、生活支 援サービス等)、利用上の課題、給付外 サービス利用状況・利用意向、認知症 ケアについて ○介護者の状況(性・年齢、職業)、介護 負担感、介護離職経験 等 ○介護保険制度について(利用者・介護 者からの意向・要望)
ウ. 2号被保険 者調査 (郵 送 配 布・郵送回 収)	55 歳～64 歳の男 女個人	1,200s	708s 59.0%	○健康状態、生活習慣病対策(実施状況)、 働き方(現在と今後)、介護経験・介護 の担い手となる見込み、地域活動への 参加状況・参加意向 ○介護保険制度について(認知状況、制 度変更への考え方、等)
エ. 介護サービ ス事業者調 査 (郵 送 配 布・郵送回 収)	市内介護サービ ス(介護予防サー ビス含む)を提供 する事業者	300s	231s 77.0%	○提供サービスの現状、事業運営上の課題 (収支見込・事業拡大等への条件)、担い 手確保や研修体制の取り組み状況 等 ○医療介護連携の課題、多職種連携につ いて ○介護保険制度について

(2) 圏域別クロス集計結果概要

① 住居形態 (65 歳以上)



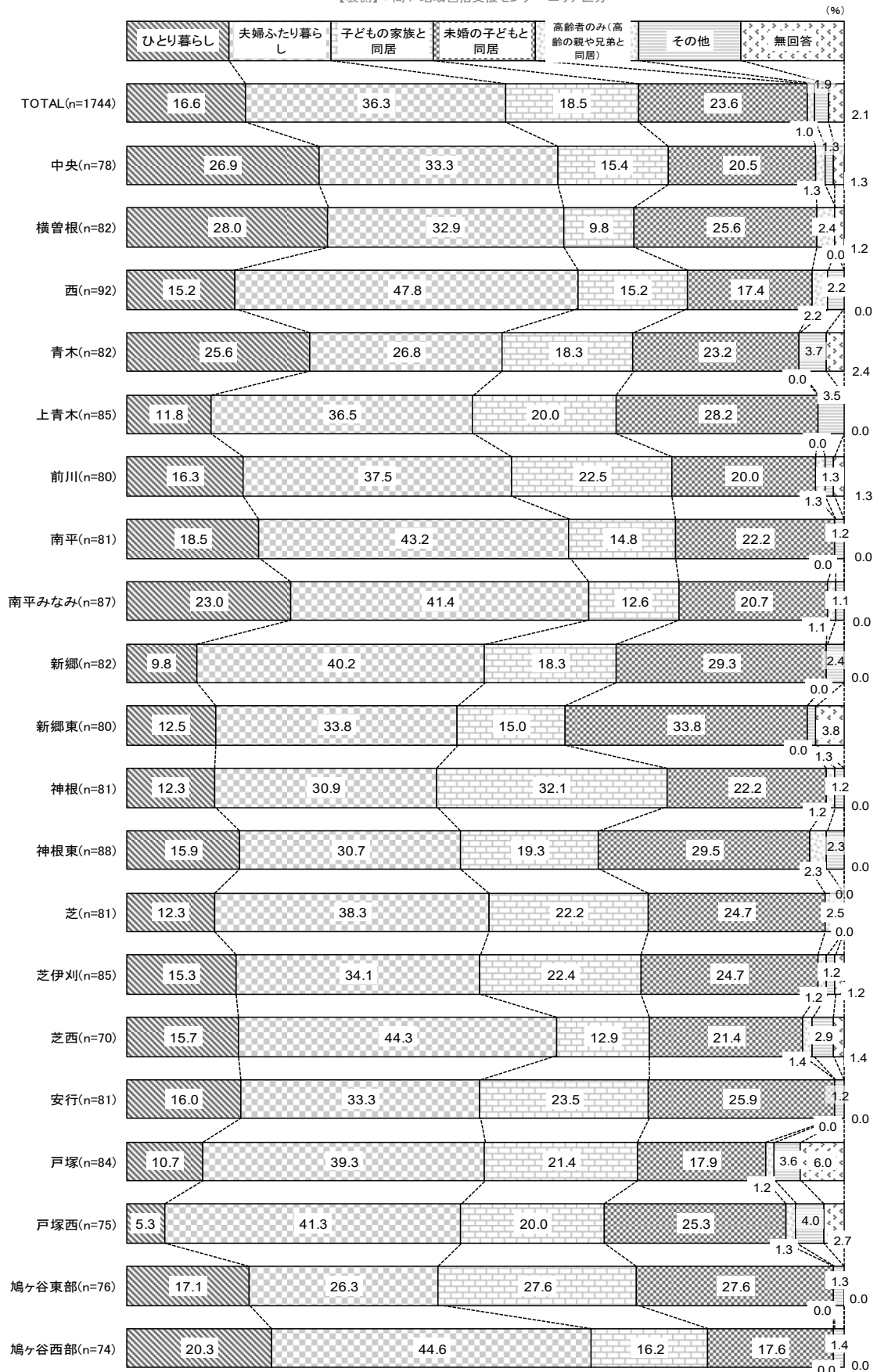
② 住居形態（在宅サービス利用者）



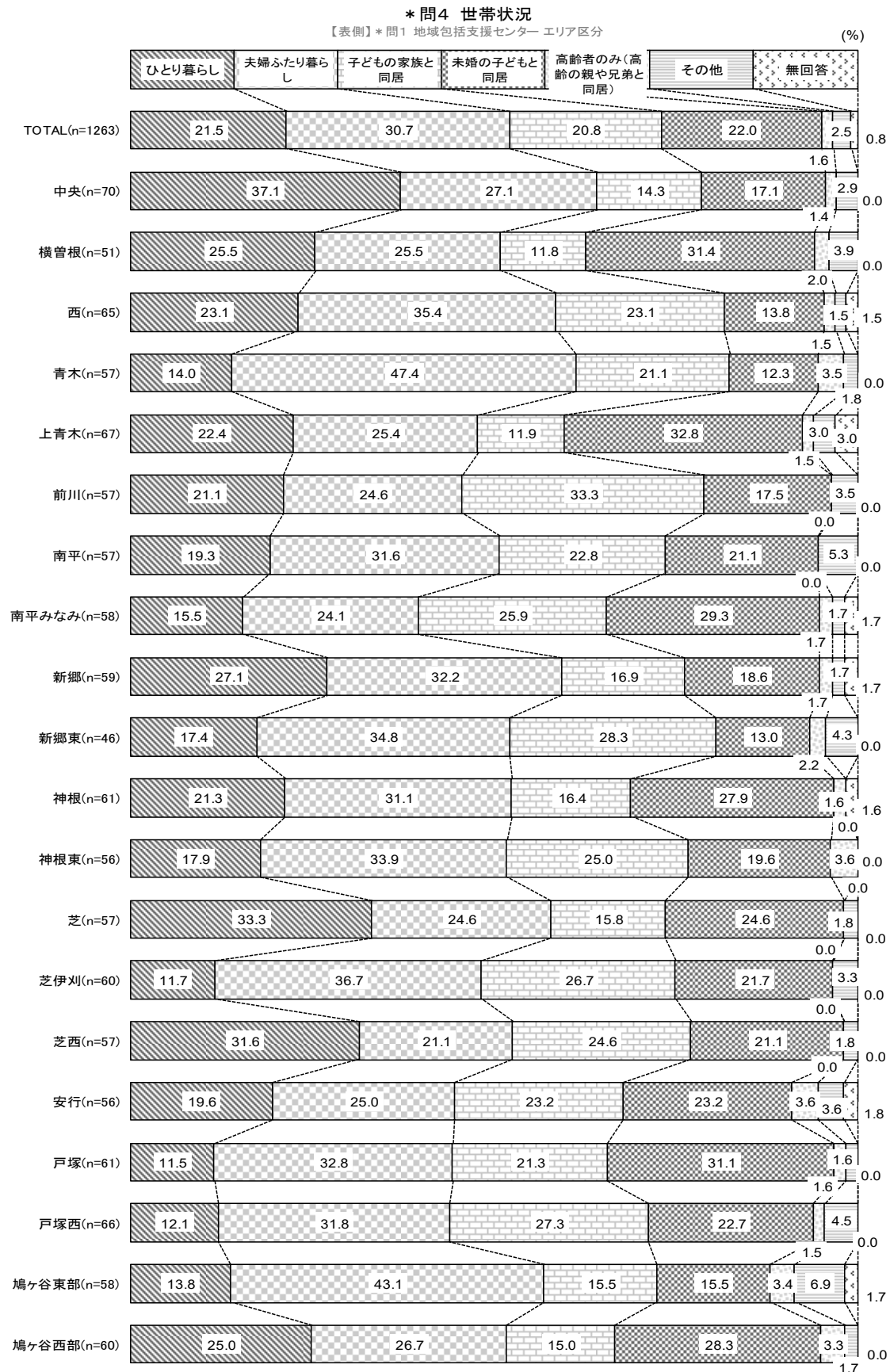
③ 世帯状況 (65 歳以上)

* 問4 世帯状況

【表例】* 問1 地域包括支援センター エリア区分



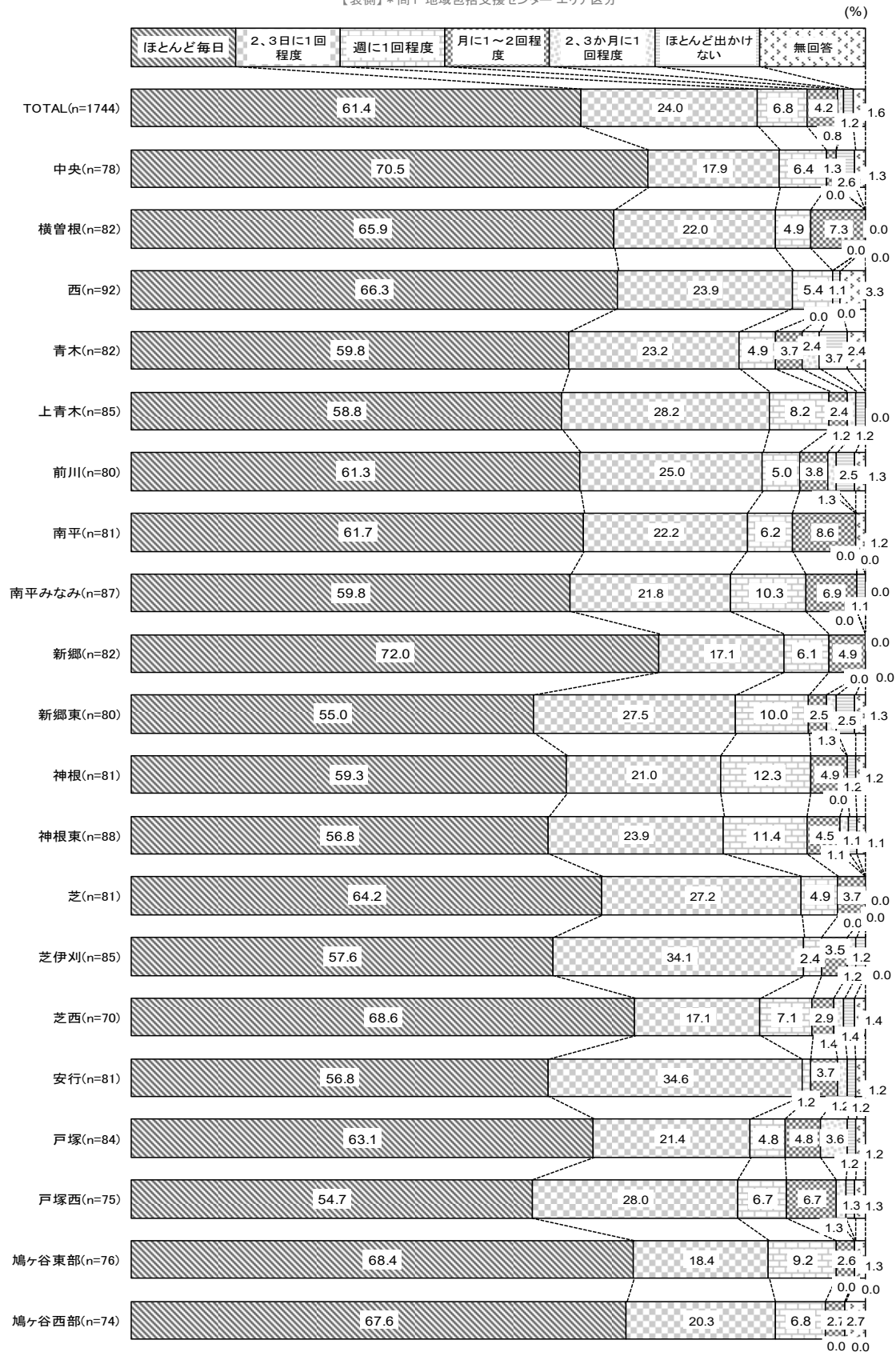
④ 世帯状況（在宅サービス利用者）



⑤ 散歩や買い物、通院、仕事などで外出する割合（65歳以上）

問7 散歩や買い物、通院、仕事などで外出する割合

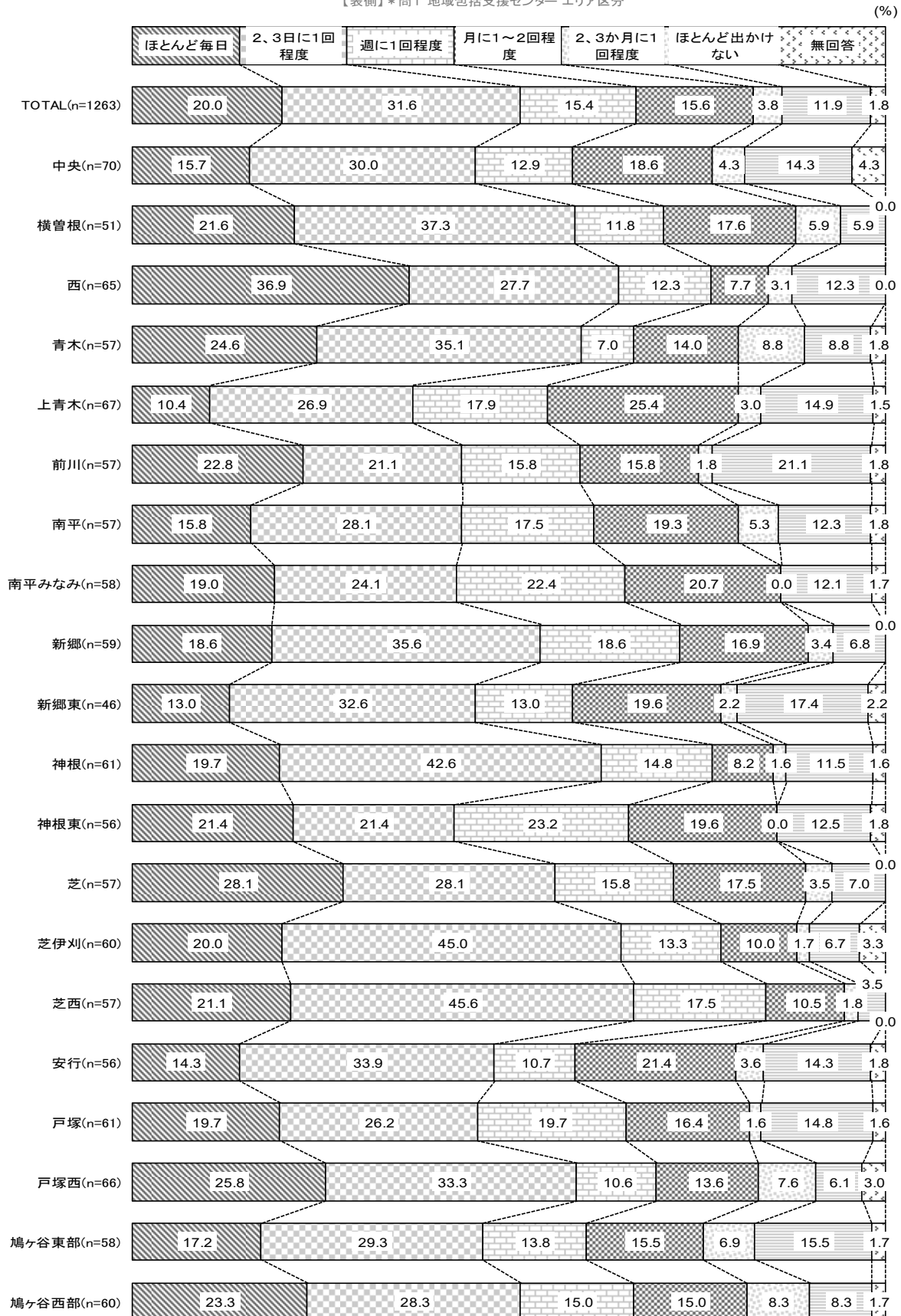
【表例】* 問1 地域包括支援センター エリア区分



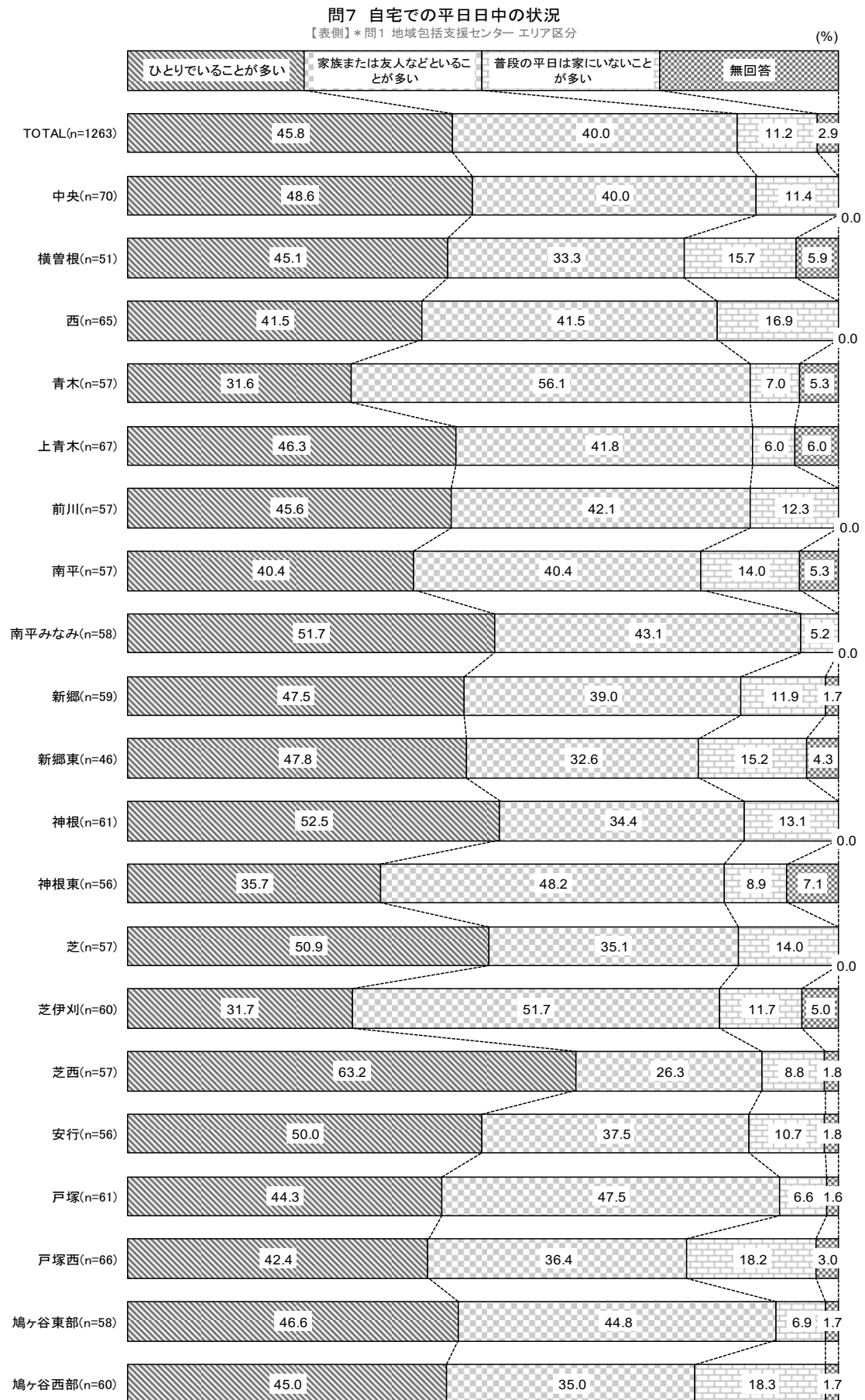
⑥ 散歩や買い物、通院、仕事などで外出する割合（在宅サービス利用者）

問6 散歩や買い物、通院、仕事などで外出する割合

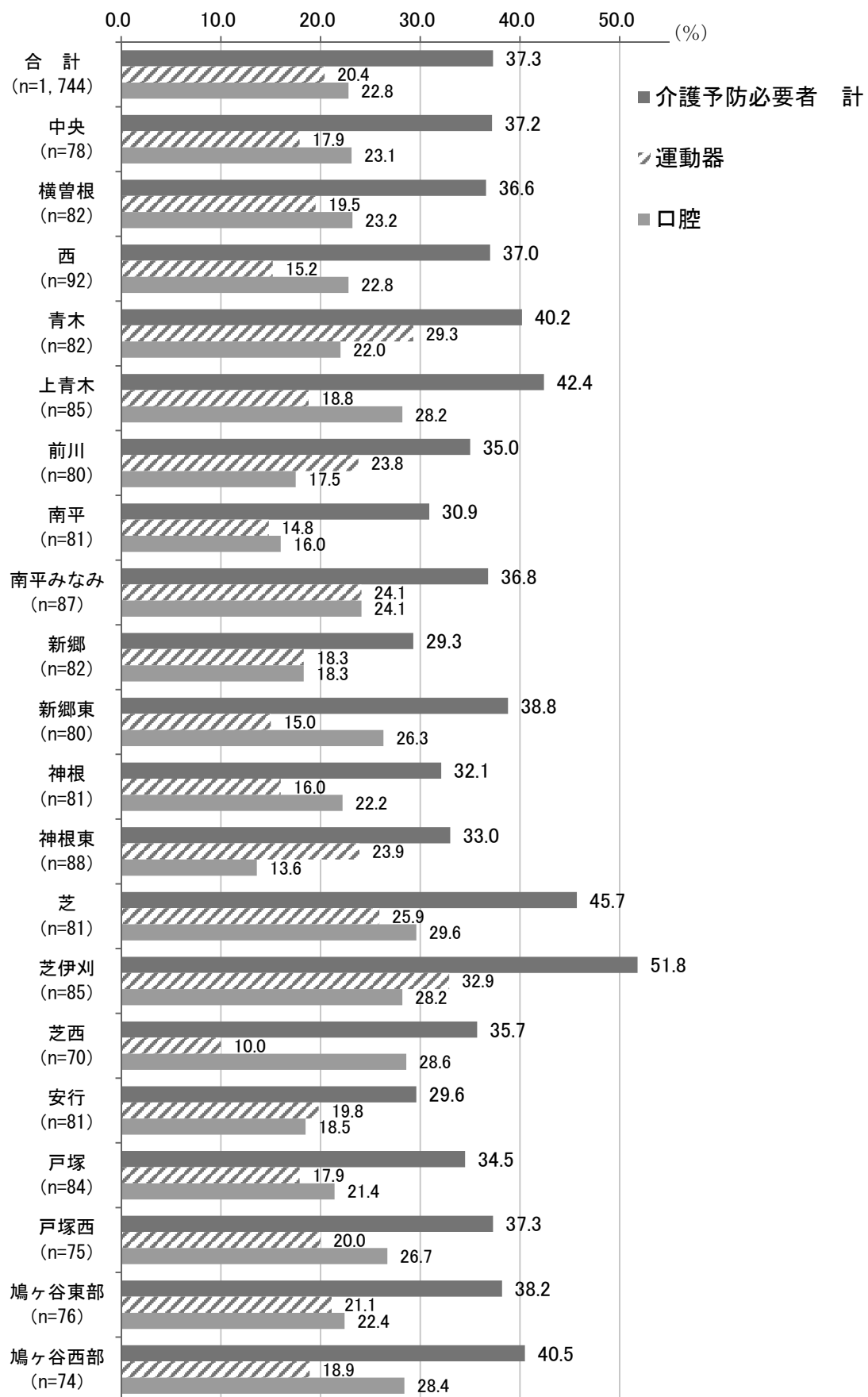
【表例】* 問1 地域包括支援センター エリア区分



⑦ 自宅での平日日中の状況（在宅サービス利用者）



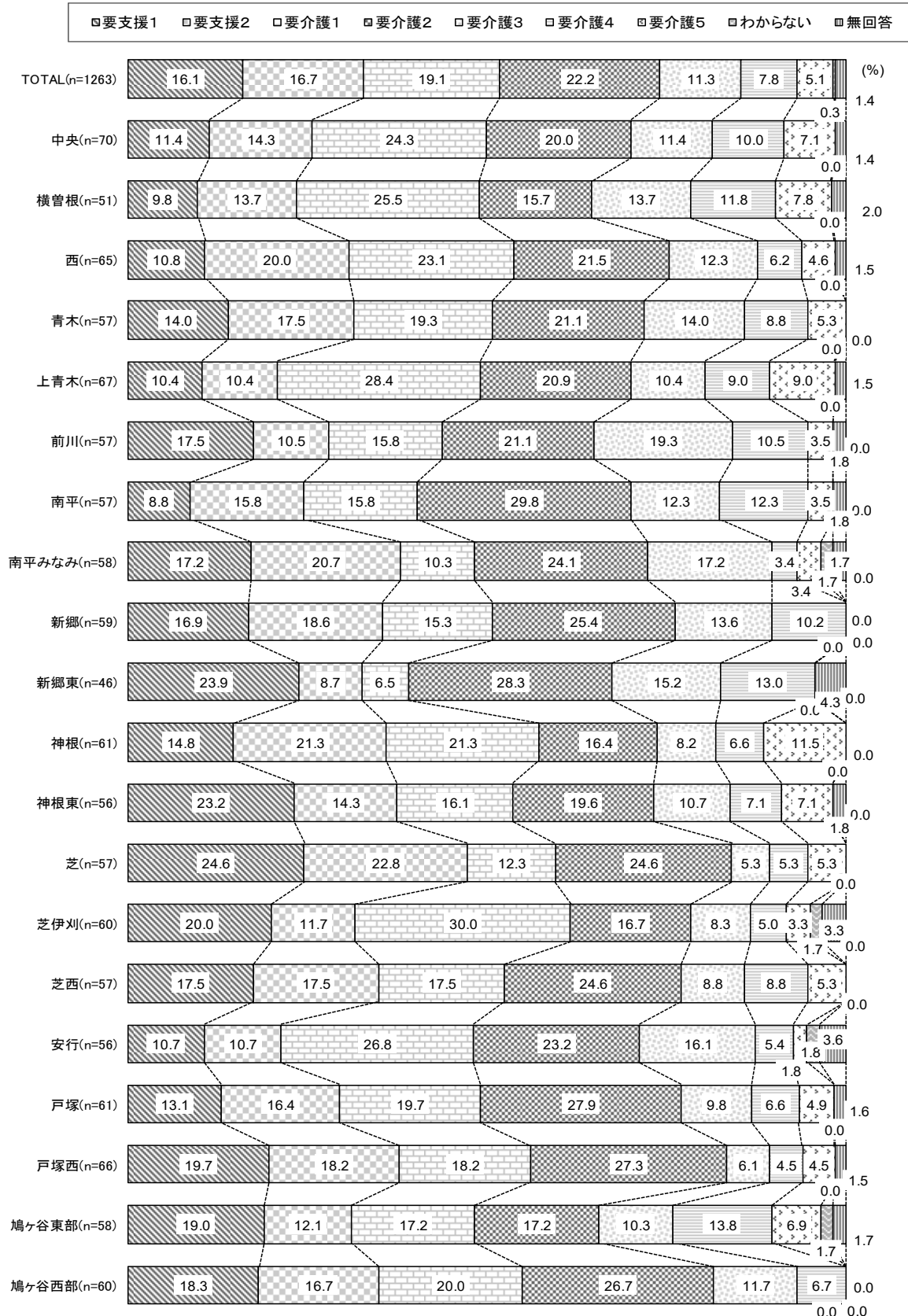
⑧ 介護予防分布（65 歳以上）



⑨ 要支援・要介護度分布（在宅サービス利用者）

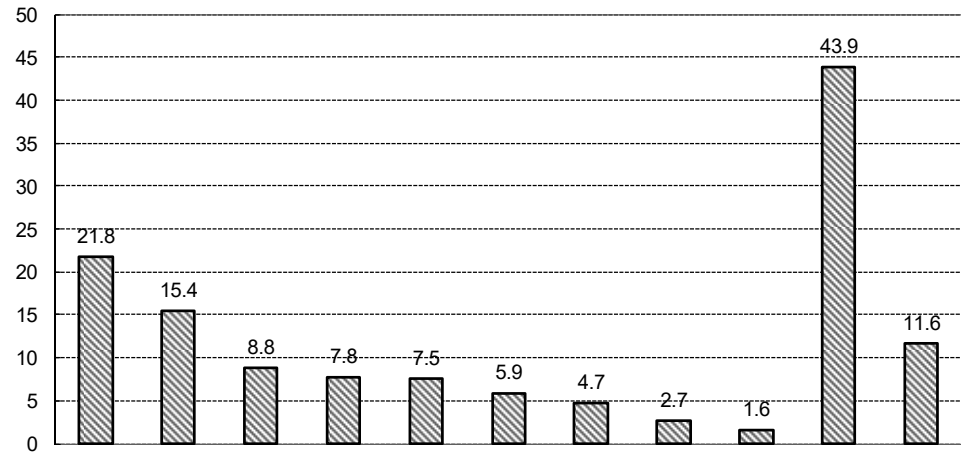
問21 要介護度

【表側】* 問1 地域包括支援センター エリア区分



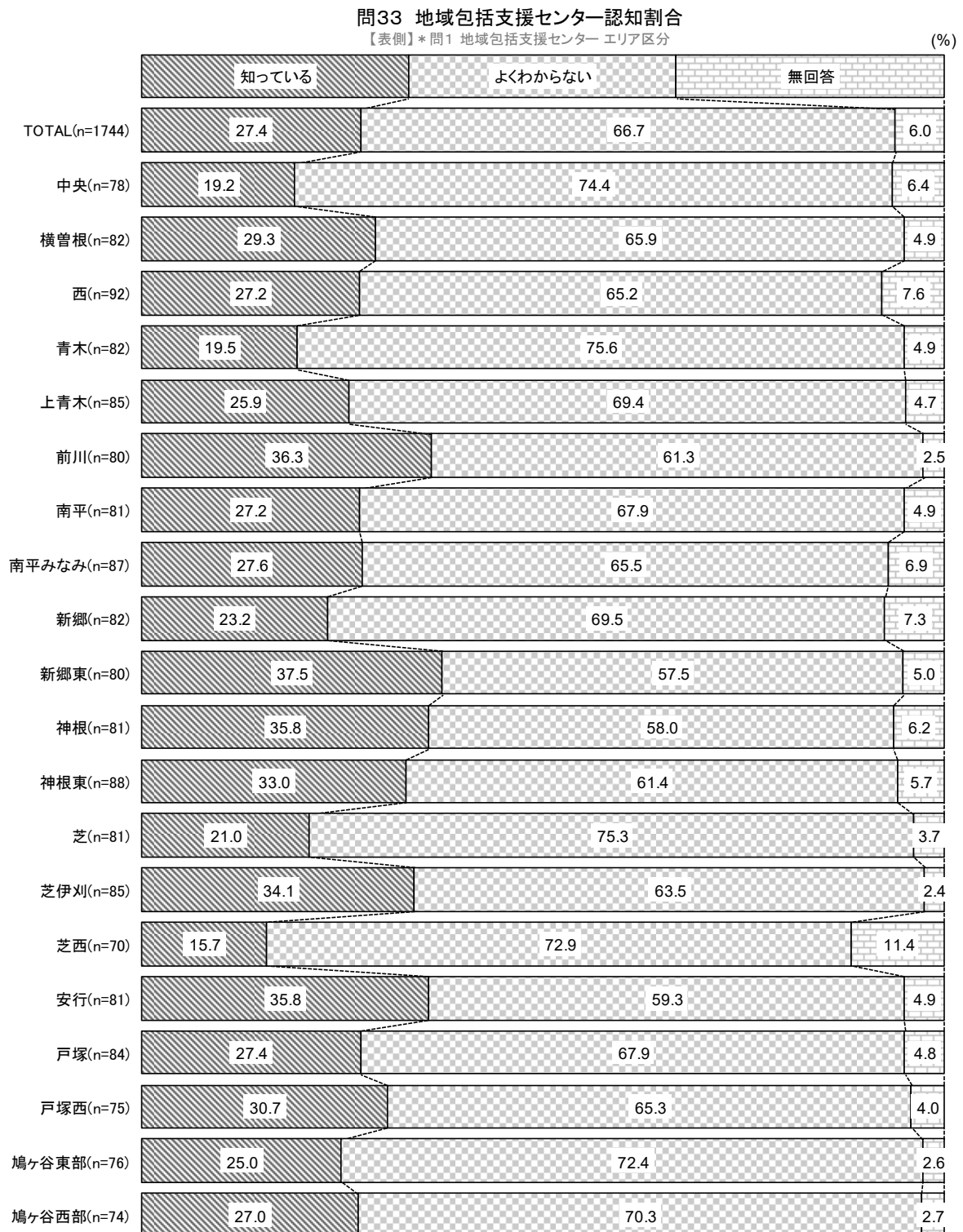
⑩ 参加・継続したい地域活動（65歳以上）

(%) 問15 参加・継続したい地域活動（複数回答）



	n=	健康スポーツ等の活動	町会、自治会等活動	環境美化や自然保護など環境に関する活動	各種学習・研究活動	地域の祭りや文化・芸能の振興や継承等に関する活動	高齢者や障害者の支援、子どもの育成に関する活動	防犯・防災等活動	地域の産業振興や活性化に関する活動	その他	特に参加したい地域活動はない	無回答
TOTAL	1,744	21.8	15.4	8.8	7.8	7.5	5.9	4.7	2.7	1.6	43.9	11.6
中央	78	30.8	10.3	9.0	16.7	3.8	6.4	5.1	5.1	2.6	30.8	17.9
横曽根	82	20.7	7.3	4.9	8.5	6.1	4.9	3.7	2.4	1.2	48.8	15.9
西	92	30.4	16.3	8.7	10.9	16.3	7.6	5.4	5.4	0.0	44.6	8.7
青木	82	24.4	18.3	11.0	12.2	7.3	4.9	4.9	4.9	1.2	41.5	8.5
上青木	85	16.5	16.5	2.4	10.6	5.9	7.1	5.9	1.2	2.4	47.1	11.8
前川	80	15.0	16.3	3.8	3.8	2.5	7.5	3.8	1.3	1.3	52.5	12.5
南平	81	28.4	18.5	6.2	1.2	3.7	4.9	2.5	3.7	3.7	48.1	9.9
南平みなみ	87	29.9	21.8	12.6	10.3	8.0	6.9	4.6	4.6	0.0	39.1	4.6
新郷	82	14.6	15.9	15.9	4.9	4.9	4.9	3.7	3.7	0.0	46.3	9.8
新郷東	80	20.0	25.0	5.0	7.5	8.8	2.5	5.0	2.5	0.0	41.3	10.0
神根	81	22.2	21.0	9.9	4.9	4.9	1.2	2.5	1.2	2.5	44.4	12.3
神根東	88	18.2	13.6	10.2	6.8	8.0	9.1	8.0	3.4	0.0	42.0	13.6
芝	81	19.8	13.6	7.4	6.2	7.4	9.9	3.7	2.5	1.2	48.1	8.6
芝伊刈	85	23.5	14.1	3.5	5.9	7.1	9.4	1.2	0.0	4.7	50.6	9.4
芝西	70	22.9	18.6	14.3	8.6	11.4	10.0	14.3	4.3	1.4	32.9	14.3
安行	81	14.8	17.3	12.3	11.1	7.4	3.7	4.9	3.7	0.0	43.2	9.9
戸塚	84	31.0	9.5	15.5	10.7	13.1	1.2	4.8	2.4	2.4	48.8	8.3
戸塚西	75	28.0	9.3	6.7	9.3	2.7	8.0	4.0	1.3	2.7	38.7	12.0
鳩ヶ谷東部	76	22.4	18.4	10.5	6.6	7.9	1.3	3.9	0.0	1.3	46.1	9.2
鳩ヶ谷西部	74	21.6	16.2	12.2	1.4	8.1	9.5	5.4	2.7	4.1	44.6	2.7
無回答	120	9.2	9.2	5.0	5.8	10.0	4.2	3.3	0.8	1.7	40.8	27.5

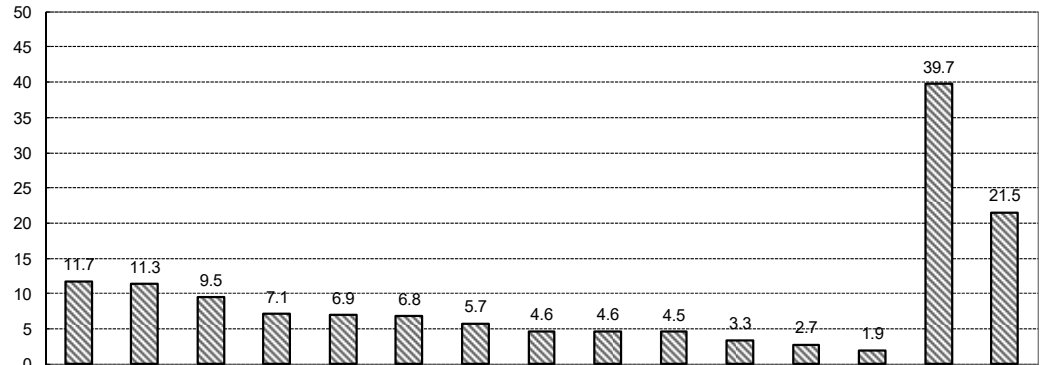
⑪ 地域包括支援センター認知割合（65歳以上）



⑫ 今後3年間に利用したい高齢者福祉サービス（65歳以上）

(%)

問41 今後3年間に利用したい高齢者福祉サービス（複数回答）



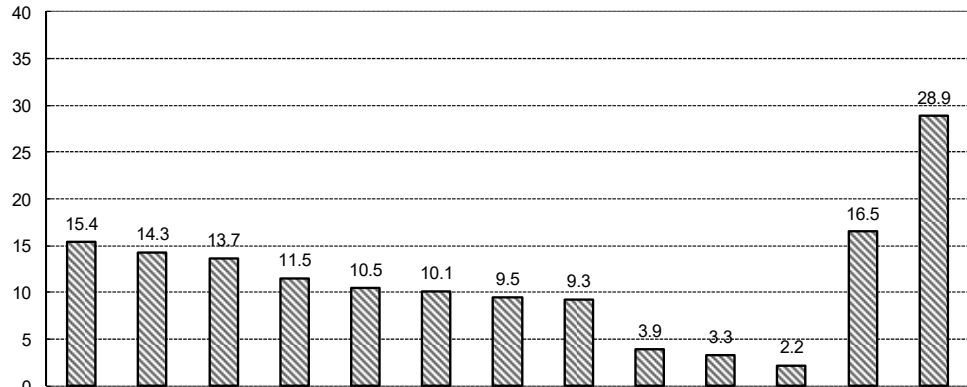
(%)

	n=	配食サービス	緊急通報システム	自立支援（ヘルパー派遣）	住宅改善整備費補助	認知症高齢者相談	自立支援（福祉用具貸与）	日常生活用具の給付（シルバーカー、杖等）	寝具乾燥消毒	ねたきり高齢者等紙おむつ支給	軽度生活支援（草取り等）	世帯住替家賃助成（家賃助成）	福祉電話の貸与（固定電話）	入居保証支援（保証会社の紹介）	利用したいものはない	無回答
TOTAL	1,744	11.7	11.3	9.5	7.1	6.9	6.8	5.7	4.6	4.6	4.5	3.3	2.7	1.9	39.7	21.5
中央	78	15.4	17.9	7.7	3.8	9.0	5.1	3.8	5.1	6.4	0.0	3.8	2.6	1.3	41.0	16.7
横曽根	82	8.5	13.4	7.3	11.0	6.1	9.8	8.5	3.7	3.7	6.1	7.3	2.4	3.7	35.4	24.4
西	92	16.3	12.0	10.9	10.9	9.8	4.3	5.4	5.4	6.5	5.4	4.3	0.0	0.0	37.0	17.4
青木	82	13.4	14.6	14.6	12.2	4.9	3.7	4.9	9.8	6.1	3.7	1.2	1.2	0.0	41.5	15.9
上青木	85	10.6	9.4	10.6	4.7	4.7	12.9	9.4	5.9	5.9	2.4	2.4	3.5	2.4	43.5	17.6
前川	80	18.8	11.3	6.3	5.0	7.5	6.3	7.5	3.8	0.0	3.8	5.0	2.5	0.0	37.5	20.0
南平	81	6.2	16.0	4.9	8.6	4.9	6.2	7.4	8.6	4.9	2.5	2.5	2.5	0.0	39.5	19.8
南平みなみ	87	16.1	9.2	11.5	9.2	10.3	9.2	8.0	4.6	6.9	11.5	3.4	4.6	3.4	32.2	12.6
新郷	82	12.2	8.5	9.8	7.3	8.5	6.1	7.3	3.7	7.3	3.7	3.7	7.3	1.2	47.6	17.1
新郷東	80	13.8	13.8	6.3	5.0	10.0	5.0	5.0	10.0	7.5	7.5	2.5	1.3	0.0	41.3	22.5
神根	81	3.7	1.2	4.9	6.2	6.2	6.2	2.5	4.9	2.5	1.2	3.7	1.2	0.0	46.9	25.9
神根東	88	3.4	5.7	9.1	4.5	6.8	4.5	2.3	6.8	5.7	5.7	0.0	2.3	1.1	51.1	20.5
芝	81	17.3	9.9	11.1	6.2	13.6	6.2	9.9	6.2	2.5	6.2	6.2	3.7	6.2	30.9	18.5
芝伊刈	85	12.9	16.5	16.5	12.9	10.6	10.6	8.2	3.5	4.7	3.5	3.5	1.2	0.0	34.1	17.6
芝西	70	7.1	12.9	11.4	4.3	2.9	7.1	4.3	7.1	4.3	4.3	5.7	1.4	1.4	35.7	27.1
安行	81	11.1	16.0	8.6	8.6	4.9	7.4	4.9	1.2	3.7	6.2	2.5	3.7	2.5	35.8	28.4
戸塚	84	17.9	13.1	10.7	3.6	7.1	8.3	3.6	3.6	3.6	4.8	1.2	4.8	3.6	42.9	21.4
戸塚西	75	6.7	12.0	16.0	4.0	4.0	8.0	5.3	1.3	2.7	2.7	0.0	1.3	1.3	45.3	18.7
鳩ヶ谷東部	76	13.2	9.2	9.2	5.3	3.9	2.6	2.6	2.6	3.9	5.3	3.9	3.9	3.9	38.2	31.6
鳩ヶ谷西部	74	13.5	8.1	4.1	9.5	2.7	9.5	6.8	0.0	4.1	4.1	1.4	4.1	4.1	50.0	14.9
無回答	120	8.3	8.3	8.3	5.0	5.0	5.0	2.5	0.8	3.3	3.3	4.2	1.7	3.3	31.7	37.5

⑬ 今後３年間に利用したい高齢者福祉サービス（在宅サービス利用者）

(%)

問52 今後3年間に利用したい高齢者福祉サービス(複数回答)



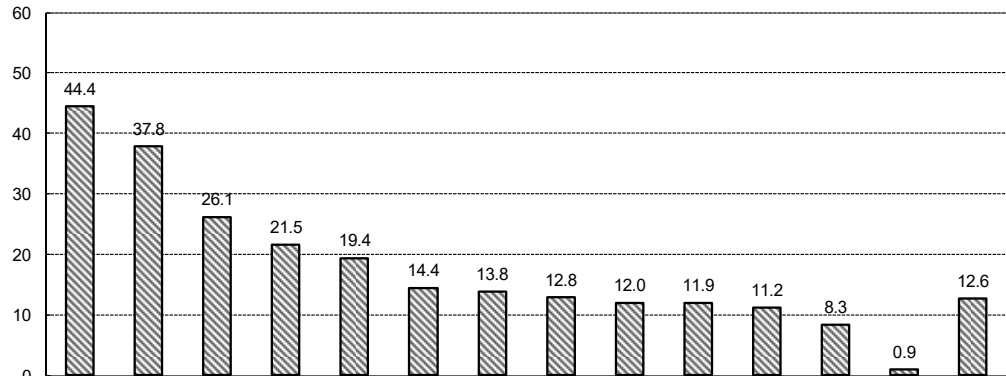
(%)

	n=	緊急通報システム	配食サービス	日常生活用具の給付(シルバーカー、杖等)	ねたきり高齢者等紙おむつ支給	認知症高齢者相談	住宅改善整備費補助	軽度生活支援(草取り等)	寝具乾燥消毒	世帯住替家賃助成(家賃助成)	福祉電話の貸与(固定電話)	入居保証支援(保証会社の紹介)	利用したくないものはない	無回答
TOTAL	1,263	15.4	14.3	13.7	11.5	10.5	10.1	9.5	9.3	3.9	3.3	2.2	16.5	28.9
中央	70	17.1	22.9	5.7	8.6	5.7	5.7	11.4	10.0	1.4	1.4	0.0	17.1	31.4
横曽根	51	23.5	23.5	13.7	17.6	11.8	15.7	11.8	13.7	7.8	2.0	3.9	15.7	13.7
西	65	18.5	18.5	9.2	4.6	4.6	7.7	10.8	10.8	1.5	4.6	4.6	16.9	35.4
青木	57	17.5	5.3	12.3	17.5	14.0	10.5	3.5	8.8	5.3	1.8	0.0	21.1	24.6
上青木	67	14.9	17.9	19.4	16.4	11.9	9.0	10.4	9.0	4.5	1.5	1.5	13.4	26.9
前川	57	22.8	14.0	22.8	14.0	12.3	14.0	7.0	10.5	5.3	8.8	3.5	5.3	28.1
南平	57	17.5	7.0	15.8	17.5	10.5	10.5	3.5	5.3	7.0	1.8	3.5	22.8	21.1
南平みなみ	58	13.8	8.6	19.0	6.9	10.3	10.3	5.2	10.3	0.0	1.7	1.7	13.8	37.9
新郷	59	13.6	5.1	16.9	6.8	16.9	5.1	11.9	10.2	5.1	1.7	1.7	16.9	28.8
新郷東	46	15.2	13.0	15.2	8.7	2.2	10.9	6.5	8.7	4.3	0.0	4.3	17.4	37.0
神根	61	11.5	8.2	11.5	13.1	9.8	19.7	14.8	11.5	1.6	6.6	3.3	23.0	23.0
神根東	56	14.3	14.3	14.3	19.6	10.7	5.4	8.9	7.1	3.6	5.4	1.8	19.6	30.4
芝	57	15.8	24.6	21.1	12.3	8.8	7.0	19.3	8.8	3.5	7.0	3.5	17.5	28.1
芝伊刈	60	15.0	15.0	13.3	5.0	11.7	16.7	6.7	6.7	5.0	3.3	1.7	13.3	30.0
芝西	57	17.5	19.3	12.3	12.3	5.3	10.5	15.8	14.0	5.3	0.0	0.0	12.3	35.1
安行	56	17.9	14.3	12.5	16.1	7.1	14.3	5.4	0.0	1.8	5.4	1.8	21.4	25.0
戸塚	61	21.3	18.0	13.1	6.6	11.5	14.8	8.2	11.5	9.8	3.3	9.8	14.8	19.7
戸塚西	66	13.6	12.1	9.1	10.6	16.7	6.1	18.2	6.1	1.5	1.5	0.0	18.2	24.2
鳩ヶ谷東部	58	13.8	13.8	10.3	12.1	10.3	6.9	8.6	10.3	3.4	1.7	0.0	12.1	31.0
鳩ヶ谷西部	60	11.7	15.0	15.0	6.7	13.3	10.0	8.3	6.7	3.3	5.0	1.7	20.0	28.3
無回答	84	3.6	9.5	9.5	10.7	11.9	6.0	3.6	14.3	2.4	4.8	0.0	15.5	41.7

⑭ 今後市が優先して取り組むべき内容（65 歳以上）

(%)

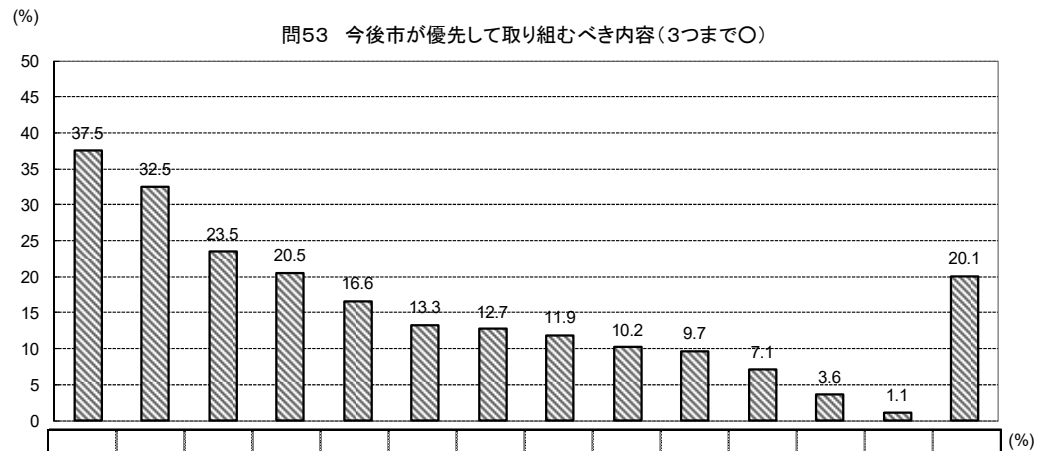
問46 今後市が優先して取り組むべき内容(3つまで○)



(%)

	n=	自宅での介護を支援するサービスの充実	介護する家族に対する支援	常時介護が必要な方ための施設の整備	健康診査などの保健医療サービスの充実	段差解消や歩道整備など安全なまちづくり	認知症の方に対する支援	高齢者のための住宅整備、住宅改造の資金援助等、住宅に関する事業	元気な方のための健康増進や教養の向上のための事業	病院から家庭へ復帰するためのリハビリを行う施設の整備	介護に関する相談等、相談体制の充実	介護予防や認知症予防などの介護を予防するための事業	高齢者の就労や社会活動参加の支援	その他	無回答
TOTAL	1,744	44.4	37.8	26.1	21.5	19.4	14.4	13.8	12.8	12.0	11.9	11.2	8.3	0.9	12.6
中央	78	43.6	28.2	26.9	23.1	17.9	12.8	9.0	21.8	14.1	12.8	14.1	14.1	2.6	9.0
横曽根	82	41.5	31.7	30.5	13.4	17.1	11.0	12.2	9.8	11.0	7.3	13.4	9.8	2.4	18.3
西	92	53.3	34.8	35.9	26.1	19.6	12.0	14.1	15.2	15.2	18.5	17.4	12.0	3.3	5.4
青木	82	48.8	30.5	26.8	28.0	25.6	14.6	11.0	17.1	14.6	13.4	11.0	9.8	0.0	7.3
上青木	85	36.5	41.2	24.7	24.7	18.8	12.9	18.8	4.7	12.9	16.5	11.8	2.4	0.0	15.3
前川	80	43.8	43.8	33.8	21.3	17.5	20.0	18.8	12.5	10.0	10.0	16.3	5.0	0.0	6.3
南平	81	43.2	39.5	19.8	18.5	19.8	19.8	14.8	12.3	12.3	7.4	9.9	9.9	2.5	9.9
南平みなみ	87	49.4	33.3	24.1	16.1	17.2	17.2	16.1	11.5	9.2	18.4	11.5	9.2	2.3	11.5
新郷	82	51.2	34.1	29.3	25.6	20.7	14.6	9.8	11.0	6.1	7.3	9.8	9.8	0.0	12.2
新郷東	80	51.3	37.5	28.8	25.0	21.3	20.0	11.3	11.3	16.3	11.3	10.0	5.0	0.0	10.0
神根	81	28.4	42.0	24.7	19.8	19.8	17.3	14.8	17.3	13.6	8.6	14.8	8.6	2.5	12.3
神根東	88	44.3	38.6	12.5	18.2	21.6	9.1	15.9	11.4	13.6	8.0	8.0	11.4	0.0	19.3
芝	81	46.9	45.7	33.3	16.0	18.5	19.8	16.0	11.1	11.1	13.6	12.3	9.9	0.0	7.4
芝伊刈	85	52.9	44.7	25.9	21.2	21.2	12.9	14.1	10.6	10.6	14.1	16.5	5.9	0.0	5.9
芝西	70	47.1	37.1	20.0	28.6	24.3	10.0	17.1	12.9	10.0	14.3	12.9	8.6	1.4	11.4
安行	81	39.5	43.2	25.9	16.0	19.8	9.9	17.3	12.3	16.0	14.8	6.2	8.6	0.0	17.3
戸塚	84	48.8	38.1	19.0	28.6	14.3	21.4	14.3	16.7	9.5	15.5	9.5	10.7	0.0	13.1
戸塚西	75	49.3	48.0	26.7	13.3	24.0	14.7	13.3	10.7	17.3	10.7	8.0	8.0	1.3	10.7
鳩ヶ谷東部	76	35.5	39.5	28.9	30.3	22.4	10.5	7.9	23.7	14.5	7.9	7.9	3.9	0.0	10.5
鳩ヶ谷西部	74	45.9	48.6	43.2	21.6	13.5	14.9	10.8	10.8	6.8	8.1	9.5	10.8	1.4	6.8
無回答	120	34.2	22.5	14.2	18.3	15.0	9.2	12.5	7.5	8.3	10.8	6.7	3.3	0.0	34.2

⑮ 今後市が優先して取り組むべき内容（在宅サービス利用者）



	n=	自宅での介護を支援するサービスの充実	介護する家族に対する支援	段差解消や歩道整備など安全なまちづくり	常時介護が必要な方のための施設の整備	認知症の方に対する支援	病院から家庭へ復帰するためのリハビリを行う施設の整備	高齢者のための住宅整備、住宅改造の資金援助等、住宅に関する事業	介護に関する相談等、相談体制の充実	健康診査などの保健医療サービスの充実	介護予防や認知症予防などの介護を予防するための事業	元気な方のための健康増進や教養の向上のための事業	高齢者の就労や社会活動参加の支援	その他	無回答
TOTAL	1,263	37.5	32.5	23.5	20.5	16.6	13.3	12.7	11.9	10.2	9.7	7.1	3.6	1.1	20.1
中央	70	42.9	30.0	21.4	28.6	17.1	10.0	11.4	10.0	4.3	7.1	5.7	1.4	2.9	17.1
横曽根	51	49.0	43.1	13.7	21.6	27.5	9.8	17.6	7.8	7.8	15.7	5.9	2.0	0.0	15.7
西	65	38.5	32.3	26.2	29.2	12.3	15.4	10.8	13.8	9.2	13.8	4.6	0.0	1.5	24.6
青木	57	43.9	29.8	35.1	19.3	19.3	19.3	10.5	14.0	8.8	7.0	5.3	5.3	1.8	14.0
上青木	67	41.8	32.8	23.9	16.4	17.9	10.4	16.4	11.9	16.4	9.0	7.5	0.0	0.0	10.4
前川	57	43.9	19.3	26.3	26.3	14.0	10.5	12.3	14.0	10.5	15.8	7.0	7.0	0.0	22.8
南平	57	38.6	42.1	17.5	17.5	10.5	15.8	10.5	12.3	3.5	5.3	3.5	5.3	1.8	24.6
南平みなみ	58	29.3	25.9	29.3	27.6	19.0	20.7	12.1	12.1	13.8	10.3	8.6	6.9	1.7	20.7
新郷	59	35.6	32.2	25.4	18.6	16.9	6.8	10.2	13.6	6.8	5.1	6.8	0.0	1.7	23.7
新郷東	46	43.5	37.0	19.6	6.5	8.7	4.3	4.3	4.3	17.4	10.9	8.7	6.5	2.2	26.1
神根	61	31.1	36.1	31.1	24.6	8.2	18.0	14.8	9.8	6.6	11.5	11.5	6.6	3.3	13.1
神根東	56	33.9	37.5	14.3	12.5	16.1	14.3	12.5	19.6	14.3	10.7	1.8	1.8	0.0	28.6
芝	57	47.4	22.8	29.8	19.3	12.3	21.1	12.3	14.0	14.0	7.0	10.5	3.5	1.8	15.8
芝伊刈	60	26.7	26.7	23.3	13.3	16.7	16.7	20.0	13.3	15.0	13.3	16.7	3.3	0.0	20.0
芝西	57	42.1	28.1	24.6	21.1	14.0	17.5	17.5	8.8	12.3	8.8	3.5	1.8	0.0	22.8
安行	56	39.3	50.0	26.8	12.5	14.3	10.7	10.7	12.5	10.7	7.1	8.9	7.1	0.0	10.7
戸塚	61	42.6	36.1	26.2	29.5	21.3	16.4	29.5	9.8	6.6	13.1	6.6	6.6	1.6	13.1
戸塚西	66	37.9	31.8	21.2	21.2	21.2	15.2	7.6	22.7	9.1	19.7	10.6	6.1	3.0	12.1
鳩ヶ谷東部	58	32.8	36.2	19.0	20.7	25.9	10.3	8.6	5.2	15.5	3.4	8.6	1.7	0.0	27.6
鳩ヶ谷西部	60	23.3	38.3	25.0	30.0	16.7	10.0	11.7	6.7	8.3	8.3	5.0	3.3	0.0	21.7
無回答	84	29.8	21.4	15.5	11.9	17.9	7.1	7.1	10.7	7.1	3.6	3.6	2.4	0.0	34.5

3 介護保険サービス等の概要

介護保険制度では、要介護状態に合わせて「予防給付サービス」または「介護給付サービス」を利用することができます。

○予防給付サービス（要支援１・２のかたが利用可能なサービスです）

■居宅サービス

サービス名	サービス概要
介護予防訪問入浴介護	疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。
介護予防訪問看護	疾患などを抱えているかたが、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助が受けられます。
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。また、目標に合わせた選択的サービスも利用できます。
・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	○介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ○介護予防短期入所療養介護 老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援、必要な医療などが受けられます。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居しているかたが、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。
介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。 ・車いす ・車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり（工事を伴わないもの） ・スロープ（工事を伴わないもの） ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具部分を除く） ・自動排泄処理装置 ※要支援１・２のかたは原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具部分を除く）・自動排泄処理装置は利用できません。

サービス名	サービス概要
介護予防訪問入浴介護	疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。
特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち、介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。 支給額は、同一年度内 10 万円を上限として所得に応じた自己負担額が生じます。 ・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部分 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

■住宅改修費の支給

サービス名	サービス概要
介護予防住宅改修費	介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 支給額は、現住所につき 20 万円を上限として所得に応じた自己負担額が生じます。 (介護予防住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲) ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ・引き戸などへの扉の取替え ・洋式便器などへの便器の取替え ・その他これらの改修に付帯して必要な改修

■ケアプランの作成

サービス名	サービス概要
介護予防支援	介護予防サービスの適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師などが、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行なっています。 提供機関：地域包括支援センター

■地域密着型サービス

サービス名	サービス概要
介護予防認知症対応型通所介護	認知症のかたが、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。
介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスが受けられます
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症のかたが共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ※要支援１のかたは利用できません。

○介護給付サービス（要介護１～５のかたが利用可能なサービスです）

■居宅サービス

サービス名	サービス概要
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排泄などの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。
訪問入浴介護	介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。
訪問看護	疾患などを抱えているかたが、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の支援や診療の補助が受けられます。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。
通所介護（デイサービス）	通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排泄などの介護や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。
短期入所生活介護／ 短期入所療養介護 (ショートステイ)	○短期入所生活介護 介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴・排泄などの介護や日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。 ○短期入所療養介護 老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の支援、機能訓練、必要な医療などが受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居しているかたが、日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

サービス名	サービス概要
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与が受けられます。 ・ 車いす ・ 車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ・ 特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等） ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり（工事を伴わないもの） ・ スロープ（工事を伴わないもの） ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト（つり具部分を除く） ・ 自動排泄処理装置 ※要介護 1 のかたは原則として、車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（つり具部分を除く）は利用できません。また、要介護 1～3 のかたは自動排泄処理装置の利用はできません。
特定福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。 支給額は、同一年度内 10 万円を上限として所得に応じた自己負担額が生じます。 ・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部分 ・ 入浴補助用具 ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分

■住宅改修費の支給

サービス名	サービス概要
住宅改修費	手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 支給額は、現住所につき 20 万円を上限として所得に応じた自己負担額が生じます。 （住宅改修費支給の対象となる住宅改修の範囲） ・ 手すりの取り付け ・ 段差の解消 ・ 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ・ 引き戸などへの扉の取替え ・ 洋式便器などへの便器の取替え ・ その他これらの改修に付帯して必要な改修

■ケアプランの作成

サービス名	サービス概要
居宅介護支援	介護サービスの適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、または、要介護者が介護保険施設に入所する場合に介護保険施設への紹介などを行っています。 提供機関：居宅介護支援事業者

■介護保険施設サービス

サービス名	サービス概要
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難なかが入所して日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設	状態が安定しているかたが在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とするかたのための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り」等の機能と「生活施設」として機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設が創設されました。

■地域密着型サービス

サービス名	サービス概要
夜間対応型訪問介護	定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症のかたが、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで受けられます。
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症のかたが共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下の有料老人ホームなどで、食事・入浴・排泄などの介護や、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、介護や機能訓練などが受けられます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、食事・入浴、排泄などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。
地域密着型通所介護	定員が 18 人以下の小規模の通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

○介護予防・日常生活支援総合事業サービス

■介護予防・生活支援サービス（要支援１・２、事業対象者のかたが利用可能なサービスです）

サービス名	サービス概要
介護予防訪問介護相当サービス	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合いなどをうけることが難しいような場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。
訪問型基準緩和サービス	ホームヘルパー等による日常生活上必要となる生活援助に関するサービスが受けられます。
短期集中予防訪問サービス	居宅において生活機能の改善を目的とした相談指導等を３カ月程度の短期間で行うサービスが受けられます。
介護予防通所介護相当サービス	通所介護施設で食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。また、目標に合わせた選択的サービスも利用できます。
通所型基準緩和サービス	通所介護施設で機能訓練を中心としたサービスを日帰りで受けられます。
短期集中予防通所サービス	施設において生活機能の改善を目的とした運動器の機能向上プログラム等を３カ月程度の短期間で行うサービスが受けられます。
介護予防ケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業サービスの適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師などが、要支援者や事業対象者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画にもとづく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行います 提供機関：地域包括支援センター

■一般介護予防事業（元気な高齢者のかたや機能低下の見られるかたが利用可能なサービスです）

サービス名	サービス概要
健康アップ教室	理学療法士や柔道整復師、運動指導士などの指導のもと、筋力トレーニングや腰痛・膝痛予防、転倒防止など、運動機能の向上を目的とした教室が利用できます。
口腔教室	歯科衛生士などの指導のもと、適切な口腔ケアの手法や摂食・嚥下機能の改善など、口腔機能の向上を目的とした教室が利用できます。
リフレッシュウォーキング教室	正しいウォーキングの方法や姿勢、ストレッチ運動、関係知識や継続実施による効果の解説など、介護予防を目的とした教室が利用できます。

サービス名	サービス概要
生きがい温水プール浴教室	水中での歩行や軽いストレッチ運動及びエクササイズなどによる運動器の機能向上を目的とした教室が利用できます。
生き生きデイサービス	老人福祉センターなどにおいて、介護予防の簡単な体操や健康・生きがいづくりなどに関する講話を行います。
介護予防ギフトボックス	継続した介護予防を行うきっかけとなるよう、市内の企業・団体などによる介護予防や健康・生きがいづくりなどに役立つ活動の案内を行います。
老人大学	介護予防に関する知識や教養を高めるとともに、健康や生きがいづくりの推進を図ることを目的とした講演を行います。

4 委員名簿

川口市介護保険運営協議会委員名簿

◎会長

○副会長

(任期：平成30年3月31日まで)

区分		委員名	性別	備 考
1 知識経験者	◎	吉 田 英 司	男	川口市議会議員
		石 橋 俊 伸	男	川口市議会議員
		今 井 初 枝	女	川口市議会議員
2 保健・医療 ・福祉関係者		岡 崎 俊 哉	男	川口市医師会
		渡 辺 隆 志	男	川口歯科医師会
	○	小 寺 慶 二	男	川口薬剤師会
		畑 中 伸 子	女	埼玉県看護協会
		窪 山 一 枝	女	埼玉県介護支援専門員協会
		梅 田 成 道	男	居宅サービス事業者
		永 井 隆	男	居宅サービス事業者
3 被保険者		内 田 まさ子	女	川口市老人クラブ連合会
		西 いさ子	女	川口市婦人団体連絡協議会
		小 暮 とも子	女	川口市食生活改善推進員協議会
		菊 地 薫	女	川口 CEW 女性会議
		町 田 君子	女	公募委員

やさしさ あんしん いきいきプラン

第7期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日 平成30年3月

発行 川口市役所

〒332-8601 埼玉県川口市青木2丁目1番1号

電話：048-258-1110（代表）

企画・編集 福祉部 長寿支援課／介護保険課

「平成 30 年 4 月 1 日 中核市 川口 誕生」



川口市マスコットキャラクター「きゅぽらん」



表紙の絵：「福祉の日デザイン画」中学生・一般の部
佳 作 野口 彩 作